

平成30年5月29日

宮城県公報第2962号別冊2

定置漁業及び区画漁業の漁業種類，漁場の
位置及び区域，漁業時期その他免許の内容
たるべき事項並びに地元地区

定置漁業

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 1 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.14′, 東経141° 38.65′ の点 イ 北緯38° 58.20′, 東経141° 38.91′ の点 ウ 北緯38° 57.97′, 東経141° 38.95′ の点 エ 北緯38° 57.99′, 東経141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則（昭和41年宮城県規則第73号）第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 2 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.01′, 東経141° 38.18′ の点 イ 北緯38° 58.14′, 東経141° 38.65′ の点 ウ 北緯38° 57.99′, 東経141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 3 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.50′, 東経141° 39.11′ の点 イ 北緯38° 57.62′, 東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.68′, 東経141° 39.41′ の点 エ 北緯38° 57.46′, 東経141° 39.47′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 4 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.55′, 東経141° 38.69′ の点 イ 北緯38° 57.62′, 東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.50′, 東経141° 39.11′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 5 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.74′, 東経141° 39.68′ の点 イ 北緯38° 56.42′, 東経141° 39.68′ の点 ウ 北緯38° 56.45′, 東経141° 39.37′ の点 エ 北緯38° 56.64′, 東経141° 39.36′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 6 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.50′, 東経141° 38.87′ の点 イ 北緯38° 56.64′, 東経141° 39.36′ の点 ウ 北緯38° 56.45′, 東経141° 39.37′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 7 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.76′, 東経141° 39.39′ の点 イ 北緯38° 51.50′, 東経141° 39.33′ の点 ウ 北緯38° 51.65′, 東経141° 39.10′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 8 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.72′, 東経141° 38.50′ の点 イ 北緯38° 51.82′, 東経141° 38.64′ の点 ウ 北緯38° 51.69′, 東経141° 38.68′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 9 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.63′, 東経141° 35.77′ の点 イ 北緯38° 48.14′, 東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 47.63′, 東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 48.16′, 東経141° 35.37′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 10 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 9月30日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.14′, 東経141° 36.84′ の点 イ 北緯38° 47.82′, 東経141° 37.52′ の点 ウ 北緯38° 47.32′, 東経141° 37.12′ の点 エ 北緯38° 47.63′, 東経141° 36.45′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 11 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.35′, 東経141° 34.19′ の点 イ 北緯38° 47.86′, 東経141° 34.91′ の点 ウ 北緯38° 47.66′, 東経141° 34.69′ の点 エ 北緯38° 48.14′, 東経141° 33.98′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	本吉町 沖ノ田, 後田, 土樋下, 菖蒲沢, 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 12 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 田ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.61′, 東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 44.86′, 東経141° 33.51′ の点 ウ 北緯38° 44.76′, 東経141° 33.65′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 13 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.72′, 東経141° 33.25′ の点 イ 北緯38° 41.36′, 東経141° 33.00′ の点 ウ 北緯38° 41.47′, 東経141° 32.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 14 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.66′, 東経141° 32.20′ の点 イ 北緯38° 41.32′, 東経141° 31.96′ の点 ウ 北緯38° 41.43′, 東経141° 31.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 15 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町志津川 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′, 東経141° 30.75′ の点 イ 北緯38° 40.28′, 東経141° 31.30′ の点 ウ 北緯38° 40.09′, 東経141° 31.16′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 16 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.14′, 東経141° 29.56′ の点 イ 北緯38° 39.40′, 東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 39.34′, 東経141° 29.76′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 17 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 ウソ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.63′, 東経141° 30.31′ の点 イ 北緯38° 39.13′, 東経141° 30.41′ の点 ウ 北緯38° 39.16′, 東経141° 30.62′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 18 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 津根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.64′, 東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 39.07′, 東経141° 30.91′ の点 ウ 北緯38° 39.02′, 東経141° 31.14′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 19 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日まで	石巻市雄勝町 名振八景島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.17′, 東経141° 30.76′ の点 イ 北緯38° 33.26′, 東経141° 30.42′ の点 ウ 北緯38° 33.35′, 東経141° 30.48′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 20 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日まで	石巻市雄勝町 名振ハテ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.61′, 東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 33.62′, 東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 33.68′, 東経141° 30.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 21 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎鈴の崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.16′, 東経141° 28.85′ の点 イ 北緯38° 25.97′, 東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 25.98′, 東経141° 28.77′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 22 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.54′ , 東経141° 35.43′ の点 イ 北緯38° 22.98′ , 東経141° 35.43′ の点 ウ 北緯38° 22.98′ , 東経141° 34.88′ の点 エ 北緯38° 23.41′ , 東経141° 35.11′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 23 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.36′ , 東経141° 35.56′ の点 イ 北緯38° 24.82′ , 東経141° 35.81′ の点 ウ 北緯38° 24.63′ , 東経141° 36.43′ の点 エ 北緯38° 24.05′ , 東経141° 35.64′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 24 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.72′ , 東経141° 33.82′ の点 イ 北緯38° 18.64′ , 東経141° 33.56′ の点 ウ 北緯38° 19.05′ , 東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 19.15′ , 東経141° 34.01′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 25 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.11′ , 東経141° 33.50′ の点 イ 北緯38° 16.32′ , 東経141° 33.08′ の点 ウ 北緯38° 16.80′ , 東経141° 33.59′ の点 エ 北緯38° 16.73′ , 東経141° 33.73′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 26 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.35′ , 東経141° 34.99′ の点 イ 北緯38° 17.35′ , 東経141° 35.76′ の点 ウ 北緯38° 16.92′ , 東経141° 35.67′ の点 エ 北緯38° 17.13′ , 東経141° 34.97′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上となければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 27 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山鉾形 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.33′ , 東経141° 34.75′ の点 イ 北緯38° 18.45′ , 東経141° 34.51′ の点 ウ 北緯38° 18.96′ , 東経141° 34.91′ の点 エ 北緯38° 18.58′ , 東経141° 35.52′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上となければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 28 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山白小浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.11′ , 東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 16.76′ , 東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 16.93′ , 東経141° 32.84′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上となければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 29 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山内高石 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.62′ , 東経141° 33.88′ の点 イ 北緯38° 16.14′ , 東経141° 33.88′ の点 ウ 北緯38° 16.20′ , 東経141° 33.59′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上となければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 30 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.83′ , 東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 14.76′ , 東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 13.79′ , 東経141° 29.12′ の点 エ 北緯38° 14.00′ , 東経141° 28.63′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上となければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 31 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.93′ , 東経141° 27.12′ の点 イ 北緯38° 15.77′ , 東経141° 27.31′ の点 ウ 北緯38° 15.12′ , 東経141° 26.89′ の点 エ 北緯38° 15.36′ , 東経141° 26.52′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 32 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′ , 東経141° 24.40′ の点 イ 北緯38° 17.34′ , 東経141° 24.30′ の点 ウ 北緯38° 17.23′ , 東経141° 23.50′ の点 エ 北緯38° 17.55′ , 東経141° 23.55′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 33 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′ , 東経141° 24.31′ の点 イ 北緯38° 16.96′ , 東経141° 24.43′ の点 ウ 北緯38° 16.45′ , 東経141° 23.74′ の点 エ 北緯38° 16.82′ , 東経141° 23.56′ の点	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

区画漁業

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1101号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 58.26′，東経141° 38.11′ の点 イ 北緯38° 58.29′，東経141° 38.58′ の点 ウ 北緯38° 58.14′，東経141° 38.66′ の点 エ 北緯38° 58.12′，東経141° 38.18′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.82′，東経141° 38.33′ の点 イ 北緯38° 57.88′，東経141° 38.84′ の点 ウ 北緯38° 57.76′，東経141° 38.91′ の点 エ 北緯38° 57.54′，東経141° 38.51′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.38′，東経141° 38.76′ の点 イ 北緯38° 57.38′，東経141° 39.08′ の点 ウ 北緯38° 56.88′，東経141° 39.34′ の点 エ 北緯38° 57.18′，東経141° 38.49′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.11′，東経141° 38.41′ の点 イ 北緯38° 56.77′，東経141° 39.38′ の点 ウ 北緯38° 56.68′，東経141° 38.78′ の点 エ 北緯38° 56.73′，東経141° 38.46′ の点 オ 北緯38° 57.07′，東経141° 38.34′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 56.37′，東経141° 38.70′ の点 イ 北緯38° 56.40′，東経141° 39.58′ の点 ウ 北緯38° 55.83′，東経141° 39.88′ の点 エ 北緯38° 55.84′，東経141° 38.66′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 55.76′，東経141° 38.66′ の点 イ 北緯38° 55.74′，東経141° 39.90′ の点 ウ 北緯38° 55.20′，東経141° 40.08′ の点 エ 北緯38° 55.18′，東経141° 39.63′ の点 オ 北緯38° 55.24′，東経141° 39.60′ の点 カ 北緯38° 55.22′，東経141° 39.25′ の点 キ 北緯38° 55.65′，東経141° 38.65′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 55.04′，東経141° 39.29′ の点 イ 北緯38° 55.07′，東経141° 40.13′ の点 ウ 北緯38° 54.56′，東経141° 40.27′ の点 エ 北緯38° 54.38′，東経141° 39.52′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.24′，東経141° 39.46′ の点 イ 北緯38° 54.34′，東経141° 40.33′ の点 ウ 北緯38° 53.94′，東経141° 40.43′ の点 エ 北緯38° 53.85′，東経141° 39.70′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.28′，東経141° 40.19′ の点 イ 北緯38° 53.33′，東経141° 40.56′ の点 ウ 北緯38° 53.13′，東経141° 40.61′ の点 エ 北緯38° 53.04′，東経141° 40.25′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1110号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.91′，東経141° 40.12′ の点 イ 北緯38° 53.04′，東経141° 40.64′ の点 ウ 北緯38° 52.38′，東経141° 40.85′ の点 エ 北緯38° 52.27′，東経141° 40.40′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1111号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.50′，東経141° 39.94′ の点 イ 北緯38° 51.43′，東経141° 40.23′ の点 ウ 北緯38° 51.33′，東経141° 40.19′ の点 エ 北緯38° 51.41′，東経141° 39.89′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（エの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1112号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.10′，東経141° 39.04′ の点 イ 北緯38° 51.89′，東経141° 39.27′ の点 ウ 北緯38° 51.81′，東経141° 39.10′ の点 エ 北緯38° 51.97′，東経141° 38.96′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1113号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.27′，東経141° 38.97′ の点 イ 北緯38° 52.17′，東経141° 38.97′ の点 ウ 北緯38° 52.04′，東経141° 38.91′ の点 エ 北緯38° 52.16′，東経141° 38.81′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.43′，東経141° 38.59′ の点 イ 北緯38° 52.51′，東経141° 38.77′ の点 ウ 北緯38° 52.37′，東経141° 38.98′ の点 エ 北緯38° 52.28′，東経141° 38.75′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1115号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 神止地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.82′，東経141° 38.53′ の点 イ 北緯38° 52.62′，東経141° 38.54′ の点 ウ 北緯38° 52.59′，東経141° 38.59′ の点 エ 北緯38° 52.70′，東経141° 38.71′ の点 オ 北緯38° 52.64′，東経141° 38.81′ の点 カ 北緯38° 52.54′，東経141° 38.73′ の点 キ 北緯38° 52.46′，東経141° 38.57′ の点 ク 北緯38° 52.68′，東経141° 38.38′ の点	クの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1116号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立ウノトリ 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.93′，東経141° 38.39′ の点 イ 北緯38° 52.88′，東経141° 38.36′ の点 ウ 北緯38° 52.83′，東経141° 38.26′ の点 エ 北緯38° 52.97′，東経141° 38.14′ の点 オ 北緯38° 53.02′，東経141° 38.32′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1117号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立ウノトリ 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.93′，東経141° 38.39′ の点 イ 北緯38° 53.02′，東経141° 38.32′ の点 ウ 北緯38° 52.97′，東経141° 38.14′ の点 エ 北緯38° 53.01′，東経141° 38.11′ の点 オ 北緯38° 53.07′，東経141° 38.27′ の点 カ 北緯38° 52.98′，東経141° 38.43′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1118号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立かき磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.14′，東経141° 38.10′ の点 イ 北緯38° 53.20′，東経141° 38.24′ の点 ウ 北緯38° 53.17′，東経141° 38.28′ の点 エ 北緯38° 53.14′，東経141° 38.27′ の点 オ 北緯38° 53.12′，東経141° 38.16′ の点 カ 北緯38° 53.11′，東経141° 38.16′ の点 キ 北緯38° 53.09′，東経141° 38.18′ の点 ク 北緯38° 53.05′，東経141° 38.06′ の点 ケ 北緯38° 53.07′，東経141° 38.04′ の点 コ 北緯38° 53.09′，東経141° 38.04′ の点 サ 北緯38° 53.11′，東経141° 38.11′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1119号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立かき磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.14′，東経141° 38.10′ の点 イ 北緯38° 53.11′，東経141° 38.04′ の点 ウ 北緯38° 53.15′，東経141° 38.04′ の点 エ 北緯38° 53.25′，東経141° 38.30′ の点 オ 北緯38° 53.24′，東経141° 38.31′ の点 カ 北緯38° 53.20′，東経141° 38.24′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1120号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 鮎立天神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.46′，東経141° 37.99′ の点 イ 北緯38° 53.50′，東経141° 38.09′ の点 ウ 北緯38° 53.24′，東経141° 38.14′ の点 エ 北緯38° 53.20′，東経141° 37.98′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1121号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.61′，東経141° 38.21′ の点 イ 北緯38° 53.57′，東経141° 38.19′ の点 ウ 北緯38° 53.51′，東経141° 38.00′ の点 エ 北緯38° 53.76′，東経141° 37.93′ の点 オ 北緯38° 53.97′，東経141° 38.02′ の点 カ 北緯38° 54.04′，東経141° 38.07′ の点 キ 北緯38° 54.07′，東経141° 38.12′ の点 ク 北緯38° 54.06′，東経141° 38.12′ の点 ケ 北緯38° 54.03′，東経141° 38.09′ の点 コ 北緯38° 53.95′，東経141° 38.04′ の点 サ 北緯38° 53.81′，東経141° 37.97′ の点 シ 北緯38° 53.79′，東経141° 37.98′ の点 ス 北緯38° 53.76′，東経141° 37.96′ の点 セ 北緯38° 53.69′，東経141° 37.99′ の点 ソ 北緯38° 53.69′，東経141° 38.02′ の点 タ 北緯38° 53.72′，東経141° 38.02′ の点 チ 北緯38° 53.72′，東経141° 38.09′ の点 ツ 北緯38° 53.64′，東経141° 38.21′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1122号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦笹ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.09′ , 東経141° 38.06′ の点 イ 北緯38° 54.11′ , 東経141° 38.11′ の点 ウ 北緯38° 54.11′ , 東経141° 38.16′ の点 エ 北緯38° 54.07′ , 東経141° 38.06′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1123号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.07′ , 東経141° 37.93′ の点 イ 北緯38° 54.08′ , 東経141° 37.97′ の点 ウ 北緯38° 54.06′ , 東経141° 37.97′ の点 エ 北緯38° 54.06′ , 東経141° 37.94′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1124号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 東舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.06′ , 東経141° 37.90′ の点 イ 北緯38° 54.00′ , 東経141° 37.95′ の点 ウ 北緯38° 53.90′ , 東経141° 37.92′ の点 エ 北緯38° 53.78′ , 東経141° 37.90′ の点 オ 北緯38° 53.71′ , 東経141° 37.80′ の点 カ 北緯38° 53.71′ , 東経141° 37.72′ の点 キ 北緯38° 53.83′ , 東経141° 37.61′ の点 ク 北緯38° 53.84′ , 東経141° 37.62′ の点 ケ 北緯38° 53.78′ , 東経141° 37.69′ の点 コ 北緯38° 53.72′ , 東経141° 37.72′ の点 サ 北緯38° 53.72′ , 東経141° 37.81′ の点 シ 北緯38° 53.81′ , 東経141° 37.87′ の点 ス 北緯38° 53.91′ , 東経141° 37.89′ の点 セ 北緯38° 53.92′ , 東経141° 37.91′ の点 ソ 北緯38° 54.00′ , 東経141° 37.93′ の点 タ 北緯38° 54.06′ , 東経141° 37.89′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1125号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.86′ , 東経141° 37.51′ の点 イ 北緯38° 53.87′ , 東経141° 37.54′ の点 ウ 北緯38° 53.71′ , 東経141° 37.68′ の点 エ 北緯38° 53.68′ , 東経141° 37.76′ の点 オ 北緯38° 53.68′ , 東経141° 37.86′ の点 カ 北緯38° 53.65′ , 東経141° 37.90′ の点 キ 北緯38° 53.47′ , 東経141° 37.92′ の点 ク 北緯38° 53.46′ , 東経141° 37.87′ の点 ケ 北緯38° 53.58′ , 東経141° 37.84′ の点 コ 北緯38° 53.61′ , 東経141° 37.86′ の点 サ 北緯38° 53.67′ , 東経141° 37.83′ の点 シ 北緯38° 53.66′ , 東経141° 37.68′ の点	オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (キの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1126号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.51′ , 東経141° 37.34′ の点 イ 北緯38° 53.47′ , 東経141° 37.39′ の点 ウ 北緯38° 53.43′ , 東経141° 37.40′ の点 エ 北緯38° 53.50′ , 東経141° 37.73′ の点 オ 北緯38° 53.42′ , 東経141° 37.81′ の点 カ 北緯38° 53.36′ , 東経141° 37.38′ の点 キ 北緯38° 53.35′ , 東経141° 37.34′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1127号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.47′ , 東経141° 37.39′ の点 イ 北緯38° 53.50′ , 東経141° 37.41′ の点 ウ 北緯38° 53.55′ , 東経141° 37.55′ の点 エ 北緯38° 53.53′ , 東経141° 37.57′ の点 オ 北緯38° 53.53′ , 東経141° 37.73′ の点 カ 北緯38° 53.50′ , 東経141° 37.73′ の点 キ 北緯38° 53.43′ , 東経141° 37.40′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1128号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根貝浜長面 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.54′，東経141° 37.28′ の点 イ 北緯38° 53.53′，東経141° 37.32′ の点 ウ 北緯38° 53.34′，東経141° 37.32′ の点 エ 北緯38° 53.25′，東経141° 37.11′ の点 オ 北緯38° 52.94′，東経141° 37.01′ の点 カ 北緯38° 52.93′，東経141° 36.93′ の点 キ 北緯38° 53.02′，東経141° 36.94′ の点 ク 北緯38° 53.06′，東経141° 36.93′ の点 ケ 北緯38° 53.15′，東経141° 36.91′ の点 コ 北緯38° 53.18′，東経141° 36.94′ の点 サ 北緯38° 53.26′，東経141° 36.91′ の点 シ 北緯38° 53.28′，東経141° 36.99′ の点 ス 北緯38° 53.34′，東経141° 37.04′ の点 セ 北緯38° 53.31′，東経141° 37.07′ の点 ソ 北緯38° 53.42′，東経141° 37.29′ の点 タ 北緯38° 53.52′，東経141° 37.25′ の点	オの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1129号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根日向貝新場 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.87′，東経141° 36.79′ の点 イ 北緯38° 52.89′，東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 52.87′，東経141° 36.84′ の点 エ 北緯38° 52.85′，東経141° 36.80′ の点		気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1201号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10′，東経141° 36.69′ の点 イ 北緯38° 53.10′，東経141° 36.71′ の点 ウ 北緯38° 53.04′，東経141° 36.74′ の点 エ 北緯38° 52.90′，東経141° 36.75′ の点 オ 北緯38° 52.83′，東経141° 36.77′ の点 カ 北緯38° 52.81′，東経141° 36.71′ の点 キ 北緯38° 53.02′，東経141° 36.72′ の点	カの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市 蔵底，浪板， 大浦，小々汐， 梶ヶ浦，鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1202号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.09′，東経141° 36.66′ の点 イ 北緯38° 53.10′，東経141° 36.67′ の点 ウ 北緯38° 53.01′，東経141° 36.70′ の点 エ 北緯38° 52.86′，東経141° 36.67′ の点 オ 北緯38° 52.91′，東経141° 36.62′ の点 カ 北緯38° 53.01′，東経141° 36.68′ の点		気仙沼市 蔵底，浪板， 大浦，小々汐， 梶ヶ浦，鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1203号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.87′，東経141° 36.55′ の点 イ 北緯38° 52.88′，東経141° 36.62′ の点 ウ 北緯38° 52.79′，東経141° 36.65′ の点 エ 北緯38° 52.75′，東経141° 36.50′ の点 オ 北緯38° 52.77′，東経141° 36.31′ の点 カ 北緯38° 52.78′，東経141° 36.32′ の点 キ 北緯38° 52.76′，東経141° 36.50′ の点 ク 北緯38° 52.84′，東経141° 36.56′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市 蔵底，浪板， 大浦，小々汐， 梶ヶ浦，鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1204号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.95′，東経141° 36.18′ の点 イ 北緯38° 52.82′，東経141° 36.25′ の点 ウ 北緯38° 52.79′，東経141° 36.24′ の点 エ 北緯38° 52.92′，東経141° 36.09′ の点 オ 北緯38° 52.95′，東経141° 36.08′ の点 カ 北緯38° 52.97′，東経141° 36.12′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 蔵底，浪板， 大浦，小々汐， 梶ヶ浦，鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1205号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.55′，東経141° 35.79′ の点 イ 北緯38° 53.52′，東経141° 35.83′ の点 ウ 北緯38° 53.00′，東経141° 36.08′ の点 エ 北緯38° 52.98′，東経141° 36.04′ の点 オ 北緯38° 53.52′，東経141° 35.73′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市 蔵底, 浪板, 大浦, 小々汐, 梶ヶ浦, 鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1206号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 小々汐地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.66′，東経141° 35.39′ の点 イ 北緯38° 53.67′，東経141° 35.43′ の点 ウ 北緯38° 53.64′，東経141° 35.63′ の点 エ 北緯38° 53.59′，東経141° 35.73′ の点 オ 北緯38° 53.59′，東経141° 35.71′ の点 カ 北緯38° 53.61′，東経141° 35.65′ の点 キ 北緯38° 53.65′，東経141° 35.40′ の点	オ及びキの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	気仙沼市 蔵底, 浪板, 大浦, 小々汐, 梶ヶ浦, 鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1207号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 53.90′，東経141° 35.13′ の点 イ 北緯38° 53.98′，東経141° 35.23′ の点 ウ 北緯38° 53.86′，東経141° 35.25′ の点 エ 北緯38° 53.84′，東経141° 35.20′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	気仙沼市 蔵底, 浪板, 大浦, 小々汐, 梶ヶ浦, 鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1208号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 54.21′，東経141° 35.03′ の点 イ 北緯38° 54.21′，東経141° 35.14′ の点 ウ 北緯38° 54.10′，東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 54.00′，東経141° 35.20′ の点 オ 北緯38° 53.92′，東経141° 35.11′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	気仙沼市 蔵底, 浪板, 大浦, 小々汐, 梶ヶ浦, 鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1209号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎前浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10′，東経141° 35.46′ の点 イ 北緯38° 53.01′，東経141° 35.69′ の点 ウ 北緯38° 52.95′，東経141° 35.45′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 松崎, 赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1210号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.88′，東経141° 35.55′ の点 イ 北緯38° 52.97′，東経141° 35.78′ の点 ウ 北緯38° 52.46′，東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.48′，東経141° 35.57′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とす ること。)	気仙沼市 松崎, 赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1211号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 あずまにしき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.92′，東経141° 35.47′ の点 イ 北緯38° 52.92′，東経141° 35.50′ の点 ウ 北緯38° 52.79′，東経141° 35.53′ の点 エ 北緯38° 52.65′，東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 52.64′，東経141° 35.51′ の点 カ 北緯38° 52.78′，東経141° 35.50′ の点		気仙沼市 松崎, 赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1212号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 母体田片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.54′，東経141° 35.33′ の点 イ 北緯38° 52.63′，東経141° 35.49′ の点 ウ 北緯38° 52.60′，東経141° 35.52′ の点 エ 北緯38° 52.47′，東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 52.45′，東経141° 35.45′ の点 カ 北緯38° 52.53′，東経141° 35.42′ の点 キ 北緯38° 52.51′，東経141° 35.34′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の 制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 松崎, 赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1213号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.44′，東経141° 35.57′ の点 イ 北緯38° 52.42′，東経141° 35.82′ の点 ウ 北緯38° 52.30′，東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.30′，東経141° 35.52′ の点 オ 北緯38° 52.40′，東経141° 35.49′ の点		気仙沼市 松崎，赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1214号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.80′，東経141° 35.85′ の点 イ 北緯38° 51.85′，東経141° 35.73′ の点 ウ 北緯38° 52.11′，東経141° 35.70′ の点 エ 北緯38° 52.24′，東経141° 35.55′ の点 オ 北緯38° 52.24′，東経141° 35.83′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	気仙沼市 松崎，赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1215号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.11′，東経141° 35.68′ の点 イ 北緯38° 51.86′，東経141° 35.71′ の点 ウ 北緯38° 51.90′，東経141° 35.63′ の点 エ 北緯38° 51.90′，東経141° 35.62′ の点 オ 北緯38° 52.20′，東経141° 35.55′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の 制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 松崎，赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1216号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.07′，東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 52.17′，東経141° 35.40′ の点 ウ 北緯38° 52.03′，東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 51.91′，東経141° 35.60′ の点		気仙沼市 松崎，赤岩	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1217号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07′，東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 51.91′，東経141° 35.60′ の点 ウ 北緯38° 51.61′，東経141° 35.55′ の点 エ 北緯38° 51.72′，東経141° 35.28′ の点 オ 北緯38° 51.84′，東経141° 35.20′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1218号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.86′，東経141° 35.71′ の点 イ 北緯38° 51.80′，東経141° 35.85′ の点 ウ 北緯38° 51.65′，東経141° 35.85′ の点 エ 北緯38° 51.61′，東経141° 35.59′ の点 オ 北緯38° 51.90′，東経141° 35.63′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1219号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.44′，東経141° 35.38′ の点 イ 北緯38° 51.50′，東経141° 35.18′ の点 ウ 北緯38° 51.60′，東経141° 35.14′ の点 エ 北緯38° 51.73′，東経141° 35.17′ の点 オ 北緯38° 51.62′，東経141° 35.42′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1220号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 51.44′，東経141° 35.38′ の点 イ 北緯38° 51.62′，東経141° 35.42′ の点 ウ 北緯38° 51.56′，東経141° 35.54′ の点 エ 北緯38° 51.40′，東経141° 35.51′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1221号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.54′，東経141° 35.60′ の点 イ 北緯38° 51.58′，東経141° 35.59′ の点 ウ 北緯38° 51.61′，東経141° 35.84′ の点 エ 北緯38° 51.57′，東経141° 35.84′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1222号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.55′，東経141° 35.60′ の点 イ 北緯38° 51.57′，東経141° 35.84′ の点 ウ 北緯38° 51.39′，東経141° 35.84′ の点 エ 北緯38° 51.36′，東経141° 35.60′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1223号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.11′，東経141° 35.40′ の点 イ 北緯38° 51.15′，東経141° 35.01′ の点 ウ 北緯38° 51.28′，東経141° 35.00′ の点 エ 北緯38° 51.32′，東経141° 35.04′ の点 オ 北緯38° 51.31′，東経141° 35.13′ の点 カ 北緯38° 51.45′，東経141° 35.22′ の点 キ 北緯38° 51.41′，東経141° 35.35′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1224号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.11′，東経141° 35.40′ の点 イ 北緯38° 51.41′，東経141° 35.35′ の点 ウ 北緯38° 51.35′，東経141° 35.54′ の点 エ 北緯38° 51.08′，東経141° 35.60′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1225号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.32′，東経141° 35.61′ の点 イ 北緯38° 51.34′，東経141° 35.84′ の点 ウ 北緯38° 50.88′，東経141° 35.97′ の点 エ 北緯38° 50.85′，東経141° 35.71′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1226号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 最知地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.81′，東経141° 35.34′ の点 イ 北緯38° 50.86′，東経141° 35.33′ の点 ウ 北緯38° 50.85′，東経141° 35.09′ の点 エ 北緯38° 51.10′，東経141° 35.01′ の点 オ 北緯38° 51.03′，東経141° 35.62′ の点 カ 北緯38° 50.84′，東経141° 35.66′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1227号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.61′，東経141° 35.70′ の点 イ 北緯38° 50.53′，東経141° 35.29′ の点 ウ 北緯38° 50.64′，東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 50.68′，東経141° 35.37′ の点 オ 北緯38° 50.77′，東経141° 35.36′ の点 カ 北緯38° 50.79′，東経141° 35.67′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1228号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.66′，東経141° 35.75′ の点 イ 北緯38° 50.80′，東経141° 35.72′ の点 ウ 北緯38° 50.83′，東経141° 35.98′ の点 エ 北緯38° 50.69′，東経141° 36.02′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1229号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.66′，東経141° 35.75′ の点 イ 北緯38° 50.69′，東経141° 36.02′ の点 ウ 北緯38° 50.67′，東経141° 36.03′ の点 エ 北緯38° 50.63′，東経141° 35.76′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1230号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 50.23′，東経141° 35.52′ の点 イ 北緯38° 50.37′，東経141° 35.47′ の点 ウ 北緯38° 50.35′，東経141° 35.36′ の点 エ 北緯38° 50.49′，東経141° 35.31′ の点 オ 北緯38° 50.56′，東経141° 35.72′ の点 カ 北緯38° 50.28′，東経141° 35.77′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1231号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 50.41′，東経141° 36.11′ の点 イ 北緯38° 50.37′，東経141° 35.81′ の点 ウ 北緯38° 50.63′，東経141° 35.76′ の点 エ 北緯38° 50.67′，東経141° 36.03′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1232号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 50.37′，東経141° 35.81′ の点 イ 北緯38° 50.41′，東経141° 36.11′ の点 ウ 北緯38° 50.33′，東経141° 36.13′ の点 エ 北緯38° 50.30′，東経141° 35.93′ の点 オ 北緯38° 50.35′，東経141° 35.91′ の点 カ 北緯38° 50.35′，東経141° 35.82′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1233号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上瀬向 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 50.22′，東経141° 35.78′ の点 イ 北緯38° 50.29′，東経141° 36.11′ の点 ウ 北緯38° 50.19′，東経141° 36.26′ の点 エ 北緯38° 49.97′，東経141° 36.12′ の点 オ 北緯38° 50.12′，東経141° 35.96′ の点 カ 北緯38° 50.12′，東経141° 35.89′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1234号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 50.09′，東経141° 36.25′ の点 イ 北緯38° 50.06′，東経141° 36.29′ の点 ウ 北緯38° 49.92′，東経141° 36.23′ の点 エ 北緯38° 49.90′，東経141° 36.18′ の点 オ 北緯38° 49.96′，東経141° 36.17′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1235号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 49.86′，東経141° 36.12′ の点 イ 北緯38° 49.91′，東経141° 36.23′ の点 ウ 北緯38° 49.86′，東経141° 36.28′ の点 エ 北緯38° 49.82′，東経141° 36.16′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1236号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 49.59′，東経141° 35.67′ の点 イ 北緯38° 49.57′，東経141° 35.70′ の点 ウ 北緯38° 49.39′，東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 49.40′，東経141° 35.53′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1237号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 49.61′，東経141° 35.92′ の点 イ 北緯38° 49.53′，東経141° 36.09′ の点 ウ 北緯38° 49.17′，東経141° 35.80′ の点 エ 北緯38° 49.21′，東経141° 35.71′ の点 オ 北緯38° 49.39′，東経141° 35.86′ の点 カ 北緯38° 49.43′，東経141° 35.76′ の点		気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1238号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.44′，東経141° 36.29′ の点 イ 北緯38° 49.83′，東経141° 36.48′ の点 ウ 北緯38° 49.17′，東経141° 36.88′ の点 エ 北緯38° 48.76′，東経141° 36.70′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市 岩月，最知， 長磯，波路上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1239号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.65′，東経141° 36.06′ の点 イ 北緯38° 52.67′，東経141° 36.28′ の点 ウ 北緯38° 52.61′，東経141° 36.25′ の点 エ 北緯38° 52.51′，東経141° 36.20′ の点 オ 北緯38° 52.42′，東経141° 36.07′ の点 カ 北緯38° 52.33′，東経141° 36.12′ の点 キ 北緯38° 52.32′，東経141° 36.10′ の点 ク 北緯38° 52.21′，東経141° 36.17′ の点 ケ 北緯38° 52.20′，東経141° 36.26′ の点 コ 北緯38° 52.18′，東経141° 36.28′ の点 サ 北緯38° 52.15′，東経141° 36.21′ の点 シ 北緯38° 52.20′，東経141° 36.14′ の点 ス 北緯38° 52.40′，東経141° 36.03′ の点 セ 北緯38° 52.38′，東経141° 36.01′ の点 ソ 北緯38° 52.38′，東経141° 35.99′ の点 タ 北緯38° 52.42′，東経141° 35.99′ の点	ア及びタの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1240号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.38′，東経141° 36.01′ の点 イ 北緯38° 52.21′，東経141° 36.11′ の点 ウ 北緯38° 51.99′，東経141° 36.40′ の点 エ 北緯38° 51.99′，東経141° 36.41′ の点 オ 北緯38° 51.97′，東経141° 36.40′ の点 カ 北緯38° 52.14′，東経141° 36.04′ の点 キ 北緯38° 52.38′，東経141° 35.99′ の点	カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1241号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 亀山地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.04′，東経141° 37.27′ の点 イ 北緯38° 53.00′，東経141° 37.30′ の点 ウ 北緯38° 52.92′，東経141° 37.31′ の点 エ 北緯38° 52.75′，東経141° 37.11′ の点 オ 北緯38° 52.67′，東経141° 36.88′ の点 カ 北緯38° 52.71′，東経141° 36.72′ の点 キ 北緯38° 52.68′，東経141° 36.49′ の点 ク 北緯38° 52.63′，東経141° 36.44′ の点 ケ 北緯38° 52.69′，東経141° 36.34′ の点 コ 北緯38° 52.75′，東経141° 36.96′ の点 サ 北緯38° 52.85′，東経141° 37.12′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1242号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 外浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.13′，東経141° 37.29′ の点 イ 北緯38° 53.18′，東経141° 37.45′ の点 ウ 北緯38° 53.15′，東経141° 37.46′ の点 エ 北緯38° 53.10′，東経141° 37.31′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1243号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.16′，東経141° 37.48′ の点 イ 北緯38° 53.18′，東経141° 37.62′ の点 ウ 北緯38° 52.58′，東経141° 38.21′ の点 エ 北緯38° 52.50′，東経141° 38.26′ の点 オ 北緯38° 52.37′，東経141° 38.35′ の点 カ 北緯38° 52.14′，東経141° 38.47′ の点 キ 北緯38° 52.06′，東経141° 38.33′ の点 ク 北緯38° 52.42′，東経141° 38.11′ の点 ケ 北緯38° 52.60′，東経141° 38.01′ の点 コ 北緯38° 52.59′，東経141° 37.97′ の点 サ 北緯38° 52.63′，東経141° 37.94′ の点 シ 北緯38° 52.65′，東経141° 37.92′ の点 ス 北緯38° 52.69′，東経141° 37.85′ の点 セ 北緯38° 52.78′，東経141° 37.82′ の点 ソ 北緯38° 52.75′，東経141° 37.71′ の点 タ 北緯38° 52.77′，東経141° 37.70′ の点 チ 北緯38° 52.81′，東経141° 37.76′ の点 ソ 北緯38° 52.98′，東経141° 37.71′ の点 テ 北緯38° 53.06′，東経141° 37.52′ の点	イ、ウ、エ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1244号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.34′，東経141° 37.94′ の点 イ 北緯38° 52.42′，東経141° 38.11′ の点 ウ 北緯38° 52.06′，東経141° 38.33′ の点 エ 北緯38° 52.15′，東経141° 38.47′ の点 オ 北緯38° 51.93′，東経141° 38.59′ の点 カ 北緯38° 51.78′，東経141° 38.38′ の点 キ 北緯38° 51.60′，東経141° 38.36′ の点 ク 北緯38° 51.65′，東経141° 38.71′ の点 ケ 北緯38° 51.62′，東経141° 38.72′ の点 コ 北緯38° 51.51′，東経141° 38.54′ の点 サ 北緯38° 51.31′，東経141° 37.79′ の点 シ 北緯38° 51.49′，東経141° 37.65′ の点 ス 北緯38° 51.73′，東経141° 37.79′ の点 セ 北緯38° 51.96′，東経141° 38.17′ の点	1 エ、オ及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1245号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.12′，東経141° 37.57′ の点 イ 北緯38° 51.21′，東経141° 37.72′ の点 ウ 北緯38° 51.42′，東経141° 38.46′ の点 エ 北緯38° 51.15′，東経141° 38.58′ の点 オ 北緯38° 51.08′，東経141° 38.88′ の点 カ 北緯38° 50.94′，東経141° 38.91′ の点 キ 北緯38° 50.88′，東経141° 38.51′ の点 ク 北緯38° 51.18′，東経141° 38.39′ の点 ケ 北緯38° 51.16′，東経141° 38.32′ の点 コ 北緯38° 51.01′，東経141° 38.09′ の点 サ 北緯38° 50.96′，東経141° 37.76′ の点 シ 北緯38° 51.01′，東経141° 37.60′ の点	1 オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1246号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 大前見島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.78′，東経141° 38.22′ の点 イ 北緯38° 50.83′，東経141° 38.52′ の点 ウ 北緯38° 50.89′，東経141° 38.92′ の点 エ 北緯38° 50.49′，東経141° 39.03′ の点 オ 北緯38° 50.36′，東経141° 38.84′ の点 カ 北緯38° 50.75′，東経141° 38.55′ の点 キ 北緯38° 50.69′，東経141° 38.27′ の点 ク 北緯38° 50.70′，東経141° 38.25′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1247号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 新王平地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.71′，東経141° 38.18′ の点 イ 北緯38° 50.49′，東経141° 38.40′ の点 ウ 北緯38° 50.45′，東経141° 38.34′ の点 エ 北緯38° 50.69′，東経141° 38.11′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1248号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 横沼竜舞崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.30′，東経141° 37.78′ の点 イ 北緯38° 50.00′，東経141° 38.31′ の点 ウ 北緯38° 49.65′，東経141° 37.80′ の点 エ 北緯38° 49.82′，東経141° 37.54′ の点 オ 北緯38° 49.89′，東経141° 37.57′ の点 カ 北緯38° 49.84′，東経141° 37.64′ の点 キ 北緯38° 49.96′，東経141° 37.75′ の点 ク 北緯38° 50.03′，東経141° 37.65′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1249号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 横沼風待地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.49′，東経141° 37.63′ の点 イ 北緯38° 49.44′，東経141° 37.41′ の点 ウ 北緯38° 49.68′，東経141° 37.19′ の点 エ 北緯38° 50.28′，東経141° 36.63′ の点 オ 北緯38° 50.35′，東経141° 36.73′ の点 カ 北緯38° 50.05′，東経141° 37.03′ の点 キ 北緯38° 50.03′，東経141° 37.17′ の点 ク 北緯38° 49.82′，東経141° 37.40′ の点 ケ 北緯38° 49.73′，東経141° 37.35′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1250号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 駒形地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.72′，東経141° 36.68′ の点 イ 北緯38° 50.56′，東経141° 36.89′ の点 ウ 北緯38° 50.45′，東経141° 36.91′ の点 エ 北緯38° 50.41′，東経141° 36.78′ の点 オ 北緯38° 50.54′，東経141° 36.66′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1251号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 要害前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.45′，東経141° 36.63′ の点 イ 北緯38° 50.44′，東経141° 36.54′ の点 ウ 北緯38° 50.64′，東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 50.86′，東経141° 36.35′ の点 オ 北緯38° 50.84′，東経141° 36.60′ の点 カ 北緯38° 50.76′，東経141° 36.61′ の点 キ 北緯38° 50.66′，東経141° 36.61′ の点 ク 北緯38° 50.62′，東経141° 36.56′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1252号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.98′，東経141° 36.77′ の点 イ 北緯38° 50.86′，東経141° 36.81′ の点 ウ 北緯38° 50.84′，東経141° 36.75′ の点 エ 北緯38° 50.88′，東経141° 36.72′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1253号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.15′，東経141° 36.59′ の点 イ 北緯38° 51.03′，東経141° 36.64′ の点 ウ 北緯38° 51.00′，東経141° 36.73′ の点 エ 北緯38° 50.89′，東経141° 36.68′ の点 オ 北緯38° 50.89′，東経141° 36.61′ の点 カ 北緯38° 51.15′，東経141° 36.44′ の点 キ 北緯38° 51.23′，東経141° 36.44′ の点 ク 北緯38° 51.19′，東経141° 36.56′ の点 ケ 北緯38° 51.19′，東経141° 36.50′ の点 コ 北緯38° 51.14′，東経141° 36.51′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1254号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.09′，東経141° 36.25′ の点 イ 北緯38° 51.13′，東経141° 36.42′ の点 ウ 北緯38° 50.96′，東経141° 36.53′ の点 エ 北緯38° 50.92′，東経141° 36.33′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1255号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.84′，東経141° 36.33′ の点 イ 北緯38° 51.82′，東経141° 36.35′ の点 ウ 北緯38° 51.72′，東経141° 36.26′ の点 エ 北緯38° 51.62′，東経141° 36.26′ の点 オ 北緯38° 51.46′，東経141° 36.37′ の点 カ 北緯38° 51.45′，東経141° 36.35′ の点 キ 北緯38° 51.32′，東経141° 36.37′ の点 ク 北緯38° 51.31′，東経141° 36.35′ の点 ケ 北緯38° 51.61′，東経141° 36.23′ の点 コ 北緯38° 51.72′，東経141° 36.24′ の点		気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1256号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.84′，東経141° 36.06′ の点 イ 北緯38° 51.88′，東経141° 36.20′ の点 ウ 北緯38° 51.88′，東経141° 36.35′ の点 エ 北緯38° 51.72′，東経141° 36.23′ の点 オ 北緯38° 51.61′，東経141° 36.22′ の点 カ 北緯38° 51.27′，東経141° 36.36′ の点 キ 北緯38° 51.20′，東経141° 36.40′ の点 ク 北緯38° 51.12′，東経141° 36.23′ の点 ケ 北緯38° 51.25′，東経141° 36.16′ の点	ア及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1301号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.33′，東経141° 35.01′ の点 イ 北緯38° 49.22′，東経141° 35.16′ の点 ウ 北緯38° 49.15′，東経141° 35.08′ の点 エ 北緯38° 49.01′，東経141° 35.28′ の点 オ 北緯38° 48.79′，東経141° 35.01′ の点 カ 北緯38° 49.04′，東経141° 34.66′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.98′，東経141° 35.35′ の点 イ 北緯38° 48.77′，東経141° 35.71′ の点 ウ 北緯38° 48.56′，東経141° 35.50′ の点 エ 北緯38° 48.77′，東経141° 35.15′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1303号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.74' , 東経141° 34.98' の点 イ 北緯38° 48.43' , 東経141° 35.52' の点 ウ 北緯38° 48.16' , 東経141° 35.23' の点 エ 北緯38° 48.46' , 東経141° 34.71' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.42' , 東経141° 34.50' の点 イ 北緯38° 48.06' , 東経141° 35.12' の点 ウ 北緯38° 47.92' , 東経141° 34.97' の点 エ 北緯38° 48.27' , 東経141° 34.36' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.70' , 東経141° 34.02' の点 イ 北緯38° 48.47' , 東経141° 34.09' の点 ウ 北緯38° 48.43' , 東経141° 33.97' の点 エ 北緯38° 48.68' , 東経141° 33.89' の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1306号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.44' , 東経141° 33.68' の点 イ 北緯38° 48.61' , 東経141° 33.63' の点 ウ 北緯38° 48.66' , 東経141° 33.68' の点 エ 北緯38° 48.69' , 東経141° 33.86' の点 オ 北緯38° 48.42' , 東経141° 33.94' の点 カ 北緯38° 48.40' , 東経141° 33.83' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1307号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.91′，東経141° 33.52′ の点 イ 北緯38° 47.54′，東経141° 34.18′ の点 ウ 北緯38° 47.33′，東経141° 33.99′ の点 エ 北緯38° 47.70′，東経141° 33.32′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とする事。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1308号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.82′，東経141° 32.95′ の点 イ 北緯38° 47.28′，東経141° 33.94′ の点 ウ 北緯38° 47.04′，東経141° 33.72′ の点 エ 北緯38° 47.58′，東経141° 32.74′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とする事。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1309号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.63′，東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 47.00′，東経141° 33.68′ の点 ウ 北緯38° 46.80′，東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 47.47′，東経141° 32.34′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とする事。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田ノ沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.34′，東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 47.32′，東経141° 32.38′ の点 ウ 北緯38° 47.05′，東経141° 32.81′ の点 エ 北緯38° 47.02′，東経141° 32.80′ の点 オ 北緯38° 47.14′，東経141° 32.18′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 幸土、大沢、津谷長根、風越、登米沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1311号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.08′，東経141° 32.17′ の点 イ 北緯38° 46.97′，東経141° 32.78′ の点 ウ 北緯38° 46.65′，東経141° 32.69′ の点 エ 北緯38° 46.77′，東経141° 32.08′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 幸土、大沢、津谷長根、風越、登米沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.02′，東経141° 32.87′ の点 イ 北緯38° 46.63′，東経141° 33.51′ の点 ウ 北緯38° 46.51′，東経141° 33.43′ の点 エ 北緯38° 46.64′，東経141° 32.75′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 幸土、大沢、津谷長根、風越、登米沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.19′，東経141° 32.13′ の点 イ 北緯38° 45.42′，東経141° 32.09′ の点 ウ 北緯38° 45.43′，東経141° 32.14′ の点 エ 北緯38° 46.13′，東経141° 31.99′ の点 オ 北緯38° 46.17′，東経141° 32.43′ の点 カ 北緯38° 45.29′，東経141° 32.59′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.31′，東経141° 32.63′ の点 イ 北緯38° 46.18′，東経141° 32.47′ の点 ウ 北緯38° 46.20′，東経141° 33.00′ の点 エ 北緯38° 45.43′，東経141° 33.15′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町 中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.43′，東経141° 33.15′ の点 イ 北緯38° 46.20′，東経141° 33.00′ の点 ウ 北緯38° 46.30′，東経141° 34.41′ の点 エ 北緯38° 45.73′，東経141° 34.52′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	気仙沼市本吉町 中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1401号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.07′，東経141° 32.39′ の点 イ 北緯38° 45.13′，東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 44.78′，東経141° 32.73′ の点 エ 北緯38° 44.70′，東経141° 32.49′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1402号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.53′，東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 44.70′，東経141° 32.70′ の点 ウ 北緯38° 44.66′，東経141° 32.75′ の点 エ 北緯38° 44.59′，東経141° 32.69′ の点 オ 北緯38° 44.55′，東経141° 32.73′ の点 カ 北緯38° 44.45′，東経141° 32.65′ の点		南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1403号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 44.44′，東経141° 32.92′ の点 イ 北緯38° 44.43′，東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 44.22′，東経141° 32.96′ の点 エ 北緯38° 44.27′，東経141° 32.85′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1404号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 44.45′，東経141° 33.20′ の点 イ 北緯38° 44.58′，東経141° 33.52′ の点 ウ 北緯38° 44.49′，東経141° 33.57′ の点 エ 北緯38° 44.37′，東経141° 33.46′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1405号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 45.15′，東経141° 32.84′ の点 イ 北緯38° 45.28′，東経141° 33.55′ の点 ウ 北緯38° 44.77′，東経141° 33.38′ の点 エ 北緯38° 44.50′，東経141° 33.11′ の点 オ 北緯38° 44.65′，東経141° 32.82′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1406号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 45.31′，東経141° 33.68′ の点 イ 北緯38° 45.54′，東経141° 35.04′ の点 ウ 北緯38° 45.43′，東経141° 35.09′ の点 エ 北緯38° 44.84′，東経141° 33.74′ の点 オ 北緯38° 45.02′，東経141° 33.57′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1407号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.61′，東経141° 33.61′ の点 イ 北緯38° 45.30′，東経141° 35.15′ の点 ウ 北緯38° 44.41′，東経141° 35.63′ の点 エ 北緯38° 44.45′，東経141° 33.96′ の点 オ 北緯38° 44.55′，東経141° 33.86′ の点 カ 北緯38° 44.48′，東経141° 33.68′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1408号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.37′，東経141° 34.04′ の点 イ 北緯38° 44.35′，東経141° 35.65′ の点 ウ 北緯38° 43.88′，東経141° 35.63′ の点 エ 北緯38° 43.89′，東経141° 34.05′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1409号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.31′，東経141° 34.13′ の点 イ 北緯38° 43.78′，東経141° 34.16′ の点 ウ 北緯38° 43.76′，東経141° 35.62′ の点 エ 北緯38° 43.10′，東経141° 35.58′ の点	1 ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1410号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.27′，東経141° 33.84′ の点 イ 北緯38° 42.97′，東経141° 35.58′ の点 ウ 北緯38° 42.30′，東経141° 35.54′ の点 エ 北緯38° 42.46′，東経141° 34.13′ の点 オ 北緯38° 42.80′，東経141° 34.14′ の点 カ 北緯38° 42.86′，東経141° 33.81′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1411号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.34′，東経141° 34.11′ の点 イ 北緯38° 42.19′，東経141° 35.53′ の点 ウ 北緯38° 41.93′，東経141° 35.49′ の点 エ 北緯38° 41.14′，東経141° 35.12′ の点 オ 北緯38° 40.75′，東経141° 34.93′ の点 カ 北緯38° 40.64′，東経141° 34.23′ の点 キ 北緯38° 40.92′，東経141° 33.72′ の点 ク 北緯38° 42.00′，東経141° 34.08′ の点	イ、エ、オ、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1412号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.22′，東経141° 34.68′ の点 イ 北緯38° 40.06′，東経141° 34.60′ の点 ウ 北緯38° 40.22′，東経141° 33.81′ の点 エ 北緯38° 40.37′，東経141° 33.02′ の点 オ 北緯38° 41.04′，東経141° 32.64′ の点 カ 北緯38° 41.19′，東経141° 33.06′ の点 キ 北緯38° 40.89′，東経141° 33.44′ の点 ク 北緯38° 40.45′，東経141° 34.06′ の点	1 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び クの点に夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (ア、イ、エ及びカの点に設置する 標識にあつては光達距離3キロ メートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1413号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.59′，東経141° 33.20′ の点 イ 北緯38° 41.47′，東経141° 33.39′ の点 ウ 北緯38° 41.34′，東経141° 33.35′ の点 エ 北緯38° 41.45′，東経141° 33.16′ の点		南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1414号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.60′，東経141° 32.77′ の点 イ 北緯38° 42.58′，東経141° 32.90′ の点 ウ 北緯38° 42.35′，東経141° 33.27′ の点 エ 北緯38° 42.23′，東経141° 33.11′ の点 オ 北緯38° 42.52′，東経141° 32.71′ の点		南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1415号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.88′，東経141° 32.95′ の点 イ 北緯38° 41.72′，東経141° 33.02′ の点 ウ 北緯38° 41.69′，東経141° 32.66′ の点 エ 北緯38° 41.75′，東経141° 32.57′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1416号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.95′，東経141° 32.95′ の点 イ 北緯38° 41.80′，東経141° 32.52′ の点 ウ 北緯38° 42.16′，東経141° 32.05′ の点 エ 北緯38° 42.44′，東経141° 32.64′ の点 オ 北緯38° 42.11′，東経141° 32.97′ の点		南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1417号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.27′，東経141° 32.09′ の点 イ 北緯38° 42.21′，東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 42.33′，東経141° 31.81′ の点 エ 北緯38° 42.78′，東経141° 31.64′ の点 オ 北緯38° 42.81′，東経141° 31.81′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1418号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.85′，東経141° 31.62′ の点 イ 北緯38° 42.93′，東経141° 31.76′ の点 ウ 北緯38° 42.96′，東経141° 31.86′ の点 エ 北緯38° 42.86′，東経141° 31.93′ の点 オ 北緯38° 42.81′，東経141° 31.64′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1419号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 42.81′，東経141° 31.52′ の点 イ 北緯38° 42.70′，東経141° 31.56′ の点 ウ 北緯38° 42.69′，東経141° 31.51′ の点 エ 北緯38° 42.79′，東経141° 31.48′ の点		南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1420号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.48′，東経141° 31.47′ の点 イ 北緯38° 42.50′，東経141° 31.59′ の点 ウ 北緯38° 42.45′，東経141° 31.60′ の点 エ 北緯38° 42.43′，東経141° 31.47′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1421号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.12′，東経141° 31.84′ の点 イ 北緯38° 41.92′，東経141° 31.61′ の点 ウ 北緯38° 42.02′，東経141° 31.47′ の点 エ 北緯38° 42.28′，東経141° 31.63′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1422号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.99′，東経141° 31.45′ の点 イ 北緯38° 41.89′，東経141° 31.58′ の点 ウ 北緯38° 41.67′，東経141° 31.33′ の点 エ 北緯38° 41.71′，東経141° 31.28′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1423号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.07′，東経141° 31.92′ の点 イ 北緯38° 41.85′，東経141° 32.20′ の点 ウ 北緯38° 41.41′，東経141° 31.56′ の点 エ 北緯38° 41.61′，東経141° 31.38′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1424号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.24′，東経141° 32.99′ の点 イ 北緯38° 41.10′，東経141° 32.61′ の点 ウ 北緯38° 41.37′，東経141° 32.22′ の点 エ 北緯38° 41.56′，東経141° 32.45′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1425号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.82′，東経141° 32.02′ の点 イ 北緯38° 40.99′，東経141° 32.50′ の点 ウ 北緯38° 40.41′，東経141° 32.83′ の点 エ 北緯38° 40.53′，東経141° 32.21′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ及びウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1426号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.07′，東経141° 31.84′ の点 イ 北緯38° 41.29′，東経141° 32.11′ の点 ウ 北緯38° 41.04′，東経141° 32.47′ の点 エ 北緯38° 40.86′，東経141° 31.98′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1427号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.66′，東経141° 31.54′ の点 イ 北緯38° 40.79′，東経141° 31.94′ の点 ウ 北緯38° 40.56′，東経141° 32.10′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ及びウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1428号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.71′，東経141° 31.27′ の点 イ 北緯38° 41.03′，東経141° 31.77′ の点 ウ 北緯38° 40.84′，東経141° 31.90′ の点 エ 北緯38° 40.68′，東経141° 31.44′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1429号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.06′，東経141° 31.68′ の点 イ 北緯38° 40.73′，東経141° 31.20′ の点 ウ 北緯38° 40.80′，東経141° 30.84′ の点 エ 北緯38° 41.07′，東経141° 30.82′ の点 オ 北緯38° 41.46′，東経141° 31.24′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1430号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.12′，東経141° 30.52′ の点 イ 北緯38° 41.07′，東経141° 30.60′ の点 ウ 北緯38° 41.04′，東経141° 30.57′ の点 エ 北緯38° 41.09′，東経141° 30.50′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1431号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.34′，東経141° 30.48′ の点 イ 北緯38° 41.29′，東経141° 30.47′ の点 ウ 北緯38° 41.22′，東経141° 30.54′ の点 エ 北緯38° 41.17′，東経141° 30.50′ の点 オ 北緯38° 41.14′，東経141° 30.43′ の点 カ 北緯38° 41.35′，東経141° 30.35′ の点 キ 北緯38° 41.36′，東経141° 30.43′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1501号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.91′，東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 41.02′，東経141° 30.11′ の点 ウ 北緯38° 41.09′，東経141° 30.39′ の点 エ 北緯38° 40.91′，東経141° 30.47′ の点 オ 北緯38° 40.86′，東経141° 30.40′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1502号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.18′，東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 41.12′，東経141° 30.38′ の点 ウ 北緯38° 41.00′，東経141° 29.89′ の点 エ 北緯38° 41.06′，東経141° 29.86′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規定を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1503号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.50′，東経141° 30.03′ の点 イ 北緯38° 41.45′，東経141° 30.03′ の点 ウ 北緯38° 41.45′，東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 41.50′，東経141° 29.99′ の点		南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1504号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.21′，東経141° 30.34′ の点 イ 北緯38° 41.09′，東経141° 29.85′ の点 ウ 北緯38° 41.15′，東経141° 29.82′ の点 エ 北緯38° 41.27′，東経141° 30.32′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1505号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.27′，東経141° 29.64′ の点 イ 北緯38° 41.21′，東経141° 29.70′ の点 ウ 北緯38° 41.15′，東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 41.23′，東経141° 29.55′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1506号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.77′，東経141° 30.29′ の点 イ 北緯38° 40.58′，東経141° 30.17′ の点 ウ 北緯38° 40.61′，東経141° 29.87′ の点 エ 北緯38° 40.80′，東経141° 29.98′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1507号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.55′，東経141° 30.13′ の点 イ 北緯38° 40.47′，東経141° 30.09′ の点 ウ 北緯38° 40.43′，東経141° 30.01′ の点 エ 北緯38° 40.41′，東経141° 29.94′ の点 オ 北緯38° 40.43′，東経141° 29.81′ の点 カ 北緯38° 40.51′，東経141° 29.83′ の点 キ 北緯38° 40.58′，東経141° 29.86′ の点	1 イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1508号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.53′，東経141° 30.51′ の点 イ 北緯38° 40.25′，東経141° 30.58′ の点 ウ 北緯38° 40.18′，東経141° 30.14′ の点 エ 北緯38° 40.52′，東経141° 30.31′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1509号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.45′，東経141° 32.07′ の点 イ 北緯38° 40.18′，東経141° 32.02′ の点 ウ 北緯38° 40.39′，東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 40.64′，東経141° 31.04′ の点	1 ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1510号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.33′，東経141° 30.83′ の点 イ 北緯38° 40.18′，東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 40.15′，東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 40.31′，東経141° 30.73′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1511号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.11′，東経141° 32.00′ の点 イ 北緯38° 40.00′，東経141° 31.98′ の点 ウ 北緯38° 39.85′，東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 40.01′，東経141° 30.89′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1512号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14′，東経141° 30.64′ の点 イ 北緯38° 39.82′，東経141° 30.66′ の点 ウ 北緯38° 39.74′，東経141° 30.01′ の点 エ 北緯38° 40.07′，東経141° 30.08′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1513号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.83′，東経141° 29.13′ の点 イ 北緯38° 39.93′，東経141° 29.87′ の点 ウ 北緯38° 39.69′，東経141° 29.78′ の点 エ 北緯38° 39.62′，東経141° 29.23′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ウの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。）	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1514号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.83′，東経141° 29.13′ の点 イ 北緯38° 39.82′，東経141° 29.04′ の点 ウ 北緯38° 40.19′，東経141° 28.89′ の点 エ 北緯38° 40.34′，東経141° 29.83′ の点 オ 北緯38° 40.11′，東経141° 29.94′ の点 カ 北緯38° 39.93′，東経141° 29.87′ の点	1 エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1515号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.48′，東経141° 29.50′ の点 イ 北緯38° 40.41′，東経141° 29.50′ の点 ウ 北緯38° 40.42′，東経141° 29.43′ の点 エ 北緯38° 40.48′，東経141° 29.42′ の点		南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.39′，東経141° 28.61′ の点 イ 北緯38° 40.19′，東経141° 28.70′ の点 ウ 北緯38° 40.00′，東経141° 28.00′ の点 エ 北緯38° 40.14′，東経141° 27.93′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1517号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14′，東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 39.79′，東経141° 28.89′ の点 ウ 北緯38° 39.64′，東経141° 28.35′ の点 エ 北緯38° 39.99′，東経141° 28.19′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1518号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.64′，東経141° 28.54′ の点 イ 北緯38° 39.75′，東経141° 28.91′ の点 ウ 北緯38° 39.57′，東経141° 28.98′ の点 エ 北緯38° 39.55′，東経141° 28.59′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1519号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.63′，東経141° 28.51′ の点 イ 北緯38° 39.55′，東経141° 28.55′ の点 ウ 北緯38° 39.54′，東経141° 28.40′ の点 エ 北緯38° 39.60′，東経141° 28.37′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1520号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.93′，東経141° 28.00′ の点 イ 北緯38° 39.71′，東経141° 28.11′ の点 ウ 北緯38° 39.68′，東経141° 27.99′ の点 エ 北緯38° 39.76′，東経141° 27.83′ の点 オ 北緯38° 39.88′，東経141° 27.78′ の点	1 ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1521号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川大森地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.18′，東経141° 27.64′ の点 イ 北緯38° 40.11′，東経141° 27.67′ の点 ウ 北緯38° 39.98′，東経141° 27.60′ の点 エ 北緯38° 39.93′，東経141° 27.44′ の点 オ 北緯38° 40.17′，東経141° 27.24′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1522号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.06′，東経141° 26.83′ の点 イ 北緯38° 40.08′，東経141° 26.97′ の点 ウ 北緯38° 40.09′，東経141° 27.08′ の点 エ 北緯38° 39.87′，東経141° 27.26′ の点 オ 北緯38° 39.69′，東経141° 27.44′ の点 カ 北緯38° 39.44′，東経141° 27.47′ の点 キ 北緯38° 39.40′，東経141° 27.23′ の点 ク 北緯38° 39.50′，東経141° 27.22′ の点 ケ 北緯38° 39.49′，東経141° 27.07′ の点 コ 北緯38° 39.56′，東経141° 27.06′ の点 サ 北緯38° 39.55′，東経141° 26.96′ の点	ケ、コ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1523号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.47′，東経141° 27.71′ の点 イ 北緯38° 39.34′，東経141° 27.73′ の点 ウ 北緯38° 39.26′，東経141° 27.11′ の点 エ 北緯38° 39.35′，東経141° 27.10′ の点 オ 北緯38° 39.41′，東経141° 27.48′ の点 カ 北緯38° 39.45′，東経141° 27.52′ の点		南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1524号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.59′，東経141° 27.51′ の点 イ 北緯38° 39.61′，東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 39.50′，東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 39.48′，東経141° 27.52′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦，清水， 荒砥，平磯， 袖浜，大森， 本浜，汐見， 大久保，林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1525号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.61′，東経141° 27.50′ の点 イ 北緯38° 39.70′，東経141° 27.50′ の点 ウ 北緯38° 39.70′，東経141° 27.55′ の点 エ 北緯38° 39.64′，東経141° 27.67′ の点 オ 北緯38° 39.63′，東経141° 27.68′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦，清水， 荒砥，平磯， 袖浜，大森， 本浜，汐見， 大久保，林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1526号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.47′，東経141° 27.99′ の点 イ 北緯38° 39.38′，東経141° 28.01′ の点 ウ 北緯38° 39.35′，東経141° 27.78′ の点 エ 北緯38° 39.61′，東経141° 27.73′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦，清水， 荒砥，平磯， 袖浜，大森， 本浜，汐見， 大久保，林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1527号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉小涼地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.16′，東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 39.27′，東経141° 27.64′ の点 ウ 北緯38° 39.03′，東経141° 27.74′ の点 エ 北緯38° 38.74′，東経141° 27.43′ の点 オ 北緯38° 38.76′，東経141° 27.08′ の点 カ 北緯38° 38.63′，東経141° 27.06′ の点 キ 北緯38° 38.63′，東経141° 26.72′ の点 ク 北緯38° 38.75′，東経141° 26.62′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1528号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.17′，東経141° 27.80′ の点 イ 北緯38° 39.29′，東経141° 27.75′ の点 ウ 北緯38° 39.32′，東経141° 27.98′ の点 エ 北緯38° 39.39′，東経141° 28.67′ の点 オ 北緯38° 39.31′，東経141° 28.67′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1529号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.15′，東経141° 27.80′ の点 イ 北緯38° 39.29′，東経141° 28.67′ の点 ウ 北緯38° 38.89′，東経141° 28.70′ の点 エ 北緯38° 39.04′，東経141° 27.85′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1530号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.94′，東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 38.81′，東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 38.71′，東経141° 28.47′ の点 エ 北緯38° 38.72′，東経141° 28.34′ の点 オ 北緯38° 38.76′，東経141° 28.18′ の点 カ 北緯38° 38.82′，東経141° 28.06′ の点		南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1531号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.40′，東経141° 28.74′ の点 イ 北緯38° 39.42′，東経141° 28.98′ の点 ウ 北緯38° 39.40′，東経141° 29.46′ の点 エ 北緯38° 39.24′，東経141° 29.46′ の点 オ 北緯38° 39.25′，東経141° 29.16′ の点 カ 北緯38° 38.96′，東経141° 29.10′ の点 キ 北緯38° 39.01′，東経141° 28.82′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1532号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.84′，東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 38.79′，東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 38.82′，東経141° 29.01′ の点 エ 北緯38° 38.81′，東経141° 29.28′ の点 オ 北緯38° 38.62′，東経141° 29.15′ の点 カ 北緯38° 38.63′，東経141° 28.97′ の点 キ 北緯38° 38.74′，東経141° 28.68′ の点		南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1533号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 38.80′，東経141° 29.54′ の点 イ 北緯38° 38.76′，東経141° 29.69′ の点 ウ 北緯38° 38.64′，東経141° 29.64′ の点 エ 北緯38° 38.67′，東経141° 29.49′ の点		南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1534号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 38.93′，東経141° 29.43′ の点 イ 北緯38° 39.00′，東経141° 29.54′ の点 ウ 北緯38° 38.81′，東経141° 30.18′ の点 エ 北緯38° 38.72′，東経141° 30.18′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.29′，東経141° 30.02′ の点 イ 北緯38° 39.25′，東経141° 30.20′ の点 ウ 北緯38° 39.08′，東経141° 30.16′ の点 エ 北緯38° 38.81′，東経141° 30.18′ の点 オ 北緯38° 39.00′，東経141° 29.54′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1536号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.61′，東経141° 30.08′ の点 イ 北緯38° 39.63′，東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 39.75′，東経141° 31.07′ の点 エ 北緯38° 39.46′，東経141° 31.07′ の点 オ 北緯38° 39.45′，東経141° 30.25′ の点 カ 北緯38° 39.49′，東経141° 30.09′ の点	1 ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ及びウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1537号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.88′，東経141° 31.97′ の点 イ 北緯38° 39.46′，東経141° 31.89′ の点 ウ 北緯38° 39.46′，東経141° 31.07′ の点 エ 北緯38° 39.75′，東経141° 31.07′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1538号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.13′，東経141° 30.64′ の点 イ 北緯38° 39.08′，東経141° 30.84′ の点 ウ 北緯38° 38.56′，東経141° 30.85′ の点 エ 北緯38° 38.48′，東経141° 30.78′ の点 オ 北緯38° 38.31′，東経141° 30.69′ の点 カ 北緯38° 38.43′，東経141° 30.61′ の点 キ 北緯38° 38.46′，東経141° 30.48′ の点 ク 北緯38° 38.54′，東経141° 30.51′ の点 ケ 北緯38° 38.68′，東経141° 30.44′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1539号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.15′，東経141° 31.16′ の点 イ 北緯38° 39.14′，東経141° 31.64′ の点 ウ 北緯38° 38.99′，東経141° 32.67′ の点 エ 北緯38° 38.77′，東経141° 32.93′ の点 オ 北緯38° 38.26′，東経141° 32.89′ の点 カ 北緯38° 38.47′，東経141° 31.59′ の点 キ 北緯38° 38.30′，東経141° 31.51′ の点 ク 北緯38° 38.34′，東経141° 31.33′ の点 ケ 北緯38° 38.47′，東経141° 31.40′ の点 コ 北緯38° 38.69′，東経141° 31.39′ の点 サ 北緯38° 38.69′，東経141° 31.14′ の点	1 ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1540号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉神割崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.23′，東経141° 32.27′ の点 イ 北緯38° 37.92′，東経141° 33.89′ の点 ウ 北緯38° 37.62′，東経141° 34.24′ の点 エ 北緯38° 37.37′，東経141° 34.14′ の点 オ 北緯38° 37.72′，東経141° 32.37′ の点 カ 北緯38° 37.80′，東経141° 32.36′ の点 キ 北緯38° 37.88′，東経141° 32.23′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1541号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.73′，東経141° 33.53′ の点 イ 北緯38° 39.47′，東経141° 33.50′ の点 ウ 北緯38° 39.47′，東経141° 32.70′ の点 エ 北緯38° 39.46′，東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 39.88′，東経141° 32.04′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ア、イ及びウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。）	南三陸町歌津、 志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1542号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.97′，東経141° 34.46′ の点 イ 北緯38° 39.75′，東経141° 34.11′ の点 ウ 北緯38° 39.87′，東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 39.99′，東経141° 32.06′ の点 オ 北緯38° 40.43′，東経141° 32.14′ の点 カ 北緯38° 40.20′，東経141° 33.30′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点 に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (ア及びイの点に設置する標識に あつては光達距離3キロメートル 以上とすること。)	南三陸町歌津, 志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2101号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 37.52′，東経141° 32.34′ の点 イ 北緯38° 36.94′，東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 36.98′，東経141° 31.77′ の点 エ 北緯38° 37.58′，東経141° 32.15′ の点		石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.33′，東経141° 34.11′ の点 イ 北緯38° 36.15′，東経141° 33.62′ の点 ウ 北緯38° 36.40′，東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 36.57′，東経141° 33.29′ の点 オ 北緯38° 37.03′，東経141° 32.56′ の点 カ 北緯38° 36.76′，東経141° 32.38′ の点 キ 北緯38° 36.91′，東経141° 32.07′ の点 ク 北緯38° 37.64′，東経141° 32.53′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (アの点に設置する標識にあつては 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字大指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 36.09′，東経141° 33.56′ の点 イ 北緯38° 35.48′，東経141° 32.88′ の点 ウ 北緯38° 36.45′，東経141° 31.48′ の点 エ 北緯38° 36.89′，東経141° 31.87′ の点 オ 北緯38° 36.72′，東経141° 32.12′ の点 カ 北緯38° 36.44′，東経141° 32.04′ の点 キ 北緯38° 36.31′，東経141° 32.29′ の点 ク 北緯38° 36.47′，東経141° 32.63′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.42′，東経141° 32.75′ の点 イ 北緯38° 35.18′，東経141° 32.23′ の点 ウ 北緯38° 36.09′，東経141° 30.98′ の点 エ 北緯38° 36.38′，東経141° 31.36′ の点		石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.13′，東経141° 32.14′ の点 イ 北緯38° 34.91′，東経141° 31.68′ の点 ウ 北緯38° 35.75′，東経141° 30.54′ の点 エ 北緯38° 36.03′，東経141° 30.89′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字相川 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.97′，東経141° 30.49′ の点 イ 北緯38° 35.94′，東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 36.09′，東経141° 30.26′ の点 エ 北緯38° 36.11′，東経141° 30.29′ の点		石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小泊 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.81′，東経141° 30.38′ の点 イ 北緯38° 35.77′，東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 36.02′，東経141° 30.16′ の点 エ 北緯38° 36.04′，東経141° 30.22′ の点		石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小泊 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.87′，東経141° 31.60′ の点 イ 北緯38° 34.65′，東経141° 31.14′ の点 ウ 北緯38° 35.43′，東経141° 30.11′ の点 エ 北緯38° 35.70′，東経141° 30.46′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字大室 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.63′，東経141° 31.09′ の点 イ 北緯38° 34.47′，東経141° 30.77′ の点 ウ 北緯38° 35.19′，東経141° 29.81′ の点 エ 北緯38° 35.38′，東経141° 30.05′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2110号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小室 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.44′，東経141° 30.71′ の点 イ 北緯38° 34.31′，東経141° 30.46′ の点 ウ 北緯38° 34.58′，東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 34.48′，東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 34.87′，東経141° 29.39′ の点 カ 北緯38° 35.16′，東経141° 29.76′ の点	1 ア、イ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2201号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.05′，東経141° 28.02′ の点 イ 北緯38° 32.70′，東経141° 28.03′ の点 ウ 北緯38° 32.75′，東経141° 27.83′ の点 エ 北緯38° 32.68′，東経141° 27.77′ の点 オ 北緯38° 33.11′，東経141° 27.75′ の点 カ 北緯38° 33.10′，東経141° 27.88′ の点 キ 北緯38° 33.17′，東経141° 27.85′ の点 ク 北緯38° 33.17′，東経141° 27.94′ の点		石巻市尾崎，長面	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2202号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.12′，東経141° 27.53′ の点 イ 北緯38° 33.13′，東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 32.65′，東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 32.52′，東経141° 27.60′ の点 オ 北緯38° 32.64′，東経141° 27.41′ の点 カ 北緯38° 32.75′，東経141° 27.50′ の点		石巻市尾崎，長面	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2301号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振鹿子走 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.39′，東経141° 29.07′ の点 イ 北緯38° 33.50′，東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 33.38′，東経141° 29.38′ の点 エ 北緯38° 33.27′，東経141° 29.15′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振横沼 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.42′，東経141° 29.73′ の点 イ 北緯38° 33.35′，東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 32.32′，東経141° 29.70′ の点 エ 北緯38° 32.38′，東経141° 29.38′ の点 オ 北緯38° 32.55′，東経141° 29.36′ の点 カ 北緯38° 33.27′，東経141° 29.61′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2303号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.29′，東経141° 30.22′ の点 イ 北緯38° 32.19′，東経141° 30.38′ の点 ウ 北緯38° 32.09′，東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 32.03′，東経141° 30.41′ の点 オ 北緯38° 32.07′，東経141° 30.33′ の点 カ 北緯38° 32.13′，東経141° 30.16′ の点 キ 北緯38° 32.25′，東経141° 30.18′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 32.41′，東経141° 30.32′ の点 イ 北緯38° 32.81′，東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 32.71′，東経141° 30.78′ の点 エ 北緯38° 32.48′，東経141° 30.68′ の点 オ 北緯38° 32.35′，東経141° 30.43′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 32.94′，東経141° 31.07′ の点 イ 北緯38° 32.83′，東経141° 31.44′ の点 ウ 北緯38° 32.50′，東経141° 31.28′ の点 エ 北緯38° 32.54′，東経141° 31.04′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2306号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.35′，東経141° 31.49′ の点 イ 北緯38° 33.30′，東経141° 31.67′ の点 ウ 北緯38° 33.02′，東経141° 31.86′ の点 エ 北緯38° 32.85′，東経141° 31.41′ の点 オ 北緯38° 32.96′，東経141° 31.09′ の点	1 ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2307号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 船越荒カワ ウソ根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 32.13′，東経141° 32.45′ の点 イ 北緯38° 32.49′，東経141° 32.79′ の点 ウ 北緯38° 32.13′，東経141° 33.01′ の点 エ 北緯38° 31.97′，東経141° 32.63′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市雄勝町大須	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2308号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 大須宇島 大岩崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 31.03′，東経141° 32.65′ の点 イ 北緯38° 31.02′，東経141° 32.86′ の点 ウ 北緯38° 30.86′，東経141° 32.85′ の点 エ 北緯38° 30.87′，東経141° 32.64′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町大須	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2309号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 熊沢ふのり 浜崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 30.56′，東経141° 32.41′ の点 イ 北緯38° 30.63′，東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 30.62′，東経141° 32.86′ の点 エ 北緯38° 30.47′，東経141° 32.91′ の点 オ 北緯38° 30.48′，東経141° 32.80′ の点 カ 北緯38° 30.41′，東経141° 32.49′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町熊沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜字羽坂崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.63′，東経141° 32.35′ の点 イ 北緯38° 29.57′，東経141° 32.55′ の点 ウ 北緯38° 29.30′，東経141° 32.54′ の点 エ 北緯38° 29.30′，東経141° 32.34′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2311号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜名雷崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.26′，東経141° 31.18′ の点 イ 北緯38° 29.34′，東経141° 31.23′ の点 ウ 北緯38° 29.15′，東経141° 31.96′ の点 エ 北緯38° 29.00′，東経141° 31.90′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.41′，東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 29.48′，東経141° 30.97′ の点 ウ 北緯38° 29.39′，東経141° 31.23′ の点 エ 北緯38° 29.27′，東経141° 31.15′ の点 オ 北緯38° 29.30′，東経141° 31.05′ の点	1 ア、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2313号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.48′，東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 29.56′，東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 29.39′，東経141° 31.23′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2314号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.59′，東経141° 30.72′ の点 イ 北緯38° 29.59′，東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 29.45′，東経141° 30.84′ の点 エ 北緯38° 29.45′，東経141° 30.75′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2315号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.25′，東経141° 30.41′ の点 イ 北緯38° 30.30′，東経141° 30.78′ の点 ウ 北緯38° 30.25′，東経141° 30.79′ の点 エ 北緯38° 30.23′，東経141° 30.70′ の点 オ 北緯38° 30.14′，東経141° 30.72′ の点 カ 北緯38° 30.17′，東経141° 30.82′ の点 キ 北緯38° 29.76′，東経141° 30.89′ の点 ク 北緯38° 29.74′，東経141° 30.81′ の点 ケ 北緯38° 29.66′，東経141° 30.84′ の点 コ 北緯38° 29.63′，東経141° 30.66′ の点 サ 北緯38° 29.74′，東経141° 30.54′ の点	1 ア及びサの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2316号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.37′，東経141° 30.59′ の点 イ 北緯38° 30.39′，東経141° 30.72′ の点 ウ 北緯38° 30.33′，東経141° 30.73′ の点 エ 北緯38° 30.32′，東経141° 30.60′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2317号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.46′，東経141° 30.70′ の点 イ 北緯38° 30.54′，東経141° 30.79′ の点 ウ 北緯38° 30.43′，東経141° 30.86′ の点 エ 北緯38° 30.35′，東経141° 30.78′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2318号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.64′，東経141° 30.60′ の点 イ 北緯38° 30.62′，東経141° 30.70′ の点 ウ 北緯38° 30.56′，東経141° 30.69′ の点 エ 北緯38° 30.57′，東経141° 30.59′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2319号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.46′，東経141° 30.43′ の点 イ 北緯38° 30.47′，東経141° 30.53′ の点 ウ 北緯38° 30.36′，東経141° 30.54′ の点 エ 北緯38° 30.36′，東経141° 30.44′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2320号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.35′，東経141° 30.17′ の点 イ 北緯38° 30.42′，東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 30.48′，東経141° 30.25′ の点 エ 北緯38° 30.58′，東経141° 30.27′ の点 オ 北緯38° 30.59′，東経141° 30.51′ の点 カ 北緯38° 30.49′，東経141° 30.52′ の点 キ 北緯38° 30.49′，東経141° 30.42′ の点 ク 北緯38° 30.34′，東経141° 30.41′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする事。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2321号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.47′，東経141° 29.75′ の点 イ 北緯38° 30.58′，東経141° 29.83′ の点 ウ 北緯38° 30.41′，東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 30.35′，東経141° 30.09′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とする事。)	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2322号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.63′，東経141° 29.45′ の点 イ 北緯38° 30.68′，東経141° 29.49′ の点 ウ 北緯38° 30.65′，東経141° 29.55′ の点 エ 北緯38° 30.60′，東経141° 29.51′ の点		石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2323号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.76′，東経141° 29.24′ の点 イ 北緯38° 30.81′，東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 30.77′，東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 30.72′，東経141° 29.30′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2324号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.86′，東経141° 29.06′ の点 イ 北緯38° 30.91′，東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 30.82′，東経141° 29.27′ の点 エ 北緯38° 30.77′，東経141° 29.22′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2325号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.99′，東経141° 28.86′ の点 イ 北緯38° 31.11′，東経141° 28.93′ の点 ウ 北緯38° 31.07′，東経141° 29.00′ の点 エ 北緯38° 31.03′，東経141° 28.96′ の点 オ 北緯38° 30.94′，東経141° 29.09′ の点 カ 北緯38° 30.89′，東経141° 29.03′ の点	1 ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2326号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.09′，東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 31.14′，東経141° 28.73′ の点 ウ 北緯38° 31.12′，東経141° 28.78′ の点 エ 北緯38° 31.13′，東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 31.10′，東経141° 28.86′ の点 カ 北緯38° 31.04′，東経141° 28.81′ の点	1 カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2327号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 雄勝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.21′，東経141° 28.36′ の点 イ 北緯38° 31.24′，東経141° 28.36′ の点 ウ 北緯38° 31.19′，東経141° 28.66′ の点 エ 北緯38° 31.13′，東経141° 28.62′ の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2328号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船戸地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.06′，東経141° 28.30′ の点 イ 北緯38° 30.99′，東経141° 28.19′ の点 ウ 北緯38° 31.04′，東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 31.11′，東経141° 28.26′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝、 唐桑	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2329号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.14′，東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 31.08′，東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 30.93′，東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 30.83′，東経141° 28.72′ の点 オ 北緯38° 30.90′，東経141° 28.64′ の点 カ 北緯38° 30.91′，東経141° 28.66′ の点 キ 北緯38° 31.02′，東経141° 28.52′ の点 ク 北緯38° 31.05′，東経141° 28.55′ の点 ケ 北緯38° 31.11′，東経141° 28.39′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝、船戸、唐桑	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2330号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.88′，東経141° 28.87′ の点 イ 北緯38° 30.79′，東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 30.74′，東経141° 28.90′ の点 エ 北緯38° 30.79′，東経141° 28.80′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町唐桑	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2331号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.73′，東経141° 29.01′ の点 イ 北緯38° 30.77′，東経141° 29.05′ の点 ウ 北緯38° 30.46′，東経141° 29.39′ の点 エ 北緯38° 30.43′，東経141° 29.34′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2332号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.30′，東経141° 29.36′ の点 イ 北緯38° 30.40′，東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 30.30′，東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 30.14′，東経141° 29.40′ の点 オ 北緯38° 30.18′，東経141° 29.35′ の点 カ 北緯38° 30.24′，東経141° 29.43′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2333号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.08′，東経141° 29.37′ の点 イ 北緯38° 30.28′，東経141° 29.62′ の点 ウ 北緯38° 30.19′，東経141° 29.71′ の点 エ 北緯38° 30.01′，東経141° 29.44′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2334号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.96′，東経141° 29.43′ の点 イ 北緯38° 30.17′，東経141° 29.72′ の点 ウ 北緯38° 30.13′，東経141° 29.77′ の点 エ 北緯38° 29.99′，東経141° 29.69′ の点 オ 北緯38° 30.02′，東経141° 29.59′ の点 カ 北緯38° 29.94′，東経141° 29.53′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2335号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.00′，東経141° 29.82′ の点 イ 北緯38° 30.04′，東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 30.05′，東経141° 29.90′ の点 エ 北緯38° 29.85′，東経141° 30.13′ の点 オ 北緯38° 29.68′，東経141° 30.18′ の点 カ 北緯38° 29.67′，東経141° 30.03′ の点 キ 北緯38° 29.73′，東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 29.73′，東経141° 29.91′ の点	1 ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウ及びエの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2336号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.51′，東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 29.64′，東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 29.64′，東経141° 30.20′ の点 エ 北緯38° 28.76′，東経141° 30.40′ の点 オ 北緯38° 28.73′，東経141° 30.25′ の点 カ 北緯38° 28.92′，東経141° 30.22′ の点 キ 北緯38° 28.84′，東経141° 29.90′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2337号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.23′，東経141° 29.61′ の点 イ 北緯38° 29.34′，東経141° 29.59′ の点 ウ 北緯38° 29.34′，東経141° 29.75′ の点 エ 北緯38° 29.13′，東経141° 29.79′ の点 オ 北緯38° 29.12′，東経141° 29.71′ の点 カ 北緯38° 29.23′，東経141° 29.69′ の点		石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2401号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.40′，東経141° 29.76′ の点 イ 北緯38° 28.47′，東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 28.65′，東経141° 30.04′ の点 エ 北緯38° 28.63′，東経141° 30.12′ の点 オ 北緯38° 28.30′，東経141° 30.17′ の点 カ 北緯38° 28.08′，東経141° 30.21′ の点 キ 北緯38° 28.04′，東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 28.00′，東経141° 29.75′ の点 ケ 北緯38° 27.99′，東経141° 29.53′ の点 コ 北緯38° 28.10′，東経141° 29.40′ の点 サ 北緯38° 28.12′，東経141° 29.39′ の点 シ 北緯38° 28.20′，東経141° 29.44′ の点	1 エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エ、カ、キ及びクの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2402号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.03′，東経141° 29.10′ の点 イ 北緯38° 28.04′，東経141° 29.30′ の点 ウ 北緯38° 27.98′，東経141° 29.42′ の点 エ 北緯38° 27.96′，東経141° 29.21′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2403号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95′，東経141° 28.90′ の点 イ 北緯38° 28.11′，東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 28.15′，東経141° 28.94′ の点 エ 北緯38° 28.13′，東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 28.16′，東経141° 29.06′ の点 カ 北緯38° 28.05′，東経141° 29.28′ の点 キ 北緯38° 28.04′，東経141° 29.04′ の点 ク 北緯38° 27.96′，東経141° 29.18′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2404号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.00′，東経141° 28.84′ の点 イ 北緯38° 27.96′，東経141° 28.66′ の点 ウ 北緯38° 27.86′，東経141° 28.67′ の点 エ 北緯38° 27.86′，東経141° 28.63′ の点 オ 北緯38° 28.00′，東経141° 28.62′ の点 カ 北緯38° 28.01′，東経141° 28.69′ の点 キ 北緯38° 28.04′，東経141° 28.69′ の点 ク 北緯38° 28.07′，東経141° 28.82′ の点		女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2405号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95′，東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 27.97′，東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 27.87′，東経141° 28.88′ の点 エ 北緯38° 27.86′，東経141° 28.70′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2406号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.80′，東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 27.82′，東経141° 28.64′ の点 ウ 北緯38° 27.84′，東経141° 28.89′ の点 エ 北緯38° 27.80′，東経141° 28.90′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2407号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.84′，東経141° 28.93′ の点 イ 北緯38° 27.90′，東経141° 30.02′ の点 ウ 北緯38° 27.70′，東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 27.67′，東経141° 30.07′ の点 オ 北緯38° 27.71′，東経141° 29.94′ の点 カ 北緯38° 27.65′，東経141° 29.66′ の点 キ 北緯38° 27.78′，東経141° 29.56′ の点 ク 北緯38° 27.79′，東経141° 29.49′ の点 ケ 北緯38° 27.70′，東経141° 29.30′ の点 コ 北緯38° 27.79′，東経141° 28.94′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2408号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.90′，東経141° 30.09′ の点 イ 北緯38° 27.92′，東経141° 30.32′ の点 ウ 北緯38° 27.73′，東経141° 30.41′ の点 エ 北緯38° 27.71′，東経141° 30.17′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする事。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2409号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.69′，東経141° 30.29′ の点 イ 北緯38° 27.71′，東経141° 30.43′ の点 ウ 北緯38° 27.43′，東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 27.40′，東経141° 30.42′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2410号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.68′，東経141° 30.19′ の点 イ 北緯38° 27.69′，東経141° 30.26′ の点 ウ 北緯38° 27.40′，東経141° 30.39′ の点 エ 北緯38° 27.36′，東経141° 30.21′ の点 オ 北緯38° 27.52′，東経141° 30.15′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2411号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.49′，東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 27.35′，東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 27.27′，東経141° 29.82′ の点 エ 北緯38° 27.33′，東経141° 29.80′ の点 オ 北緯38° 27.37′，東経141° 30.00′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2412号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.34′，東経141° 30.33′ の点 イ 北緯38° 27.15′，東経141° 30.36′ の点 ウ 北緯38° 27.17′，東経141° 30.45′ の点 エ 北緯38° 27.08′，東経141° 30.51′ の点 オ 北緯38° 26.99′，東経141° 30.46′ の点 カ 北緯38° 27.02′，東経141° 30.36′ の点 キ 北緯38° 26.93′，東経141° 30.29′ の点 ク 北緯38° 26.96′，東経141° 30.21′ の点 ケ 北緯38° 27.00′，東経141° 30.16′ の点 コ 北緯38° 27.19′，東経141° 30.13′ の点 サ 北緯38° 27.17′，東経141° 30.03′ の点 シ 北緯38° 27.11′，東経141° 30.04′ の点 ス 北緯38° 27.02′，東経141° 29.94′ の点 セ 北緯38° 27.20′，東経141° 29.79′ の点 ソ 北緯38° 27.31′，東経141° 30.24′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2413号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.17′，東経141° 30.36′ の点 イ 北緯38° 27.34′，東経141° 30.34′ の点 ウ 北緯38° 27.36′，東経141° 30.43′ の点 エ 北緯38° 27.21′，東経141° 30.51′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2414号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.36′，東経141° 30.46′ の点 イ 北緯38° 27.39′，東経141° 30.58′ の点 ウ 北緯38° 27.18′，東経141° 30.68′ の点 エ 北緯38° 27.22′，東経141° 30.54′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2415号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.04′，東経141° 30.68′ の点 イ 北緯38° 27.13′，東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 27.05′，東経141° 30.74′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2416号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.90′，東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 26.52′，東経141° 30.59′ の点 ウ 北緯38° 26.60′，東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 26.81′，東経141° 30.66′ の点 オ 北緯38° 26.85′，東経141° 30.56′ の点 カ 北緯38° 26.95′，東経141° 30.63′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2417号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.61′，東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 26.68′，東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 26.45′，東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 26.24′，東経141° 30.45′ の点 オ 北緯38° 26.20′，東経141° 30.30′ の点 カ 北緯38° 26.38′，東経141° 30.22′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′，東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 26.59′，東経141° 30.09′ の点 ウ 北緯38° 26.48′，東経141° 30.12′ の点 エ 北緯38° 26.47′，東経141° 30.05′ の点 オ 北緯38° 26.38′，東経141° 30.06′ の点 カ 北緯38° 26.39′，東経141° 30.10′ の点 キ 北緯38° 26.35′，東経141° 30.15′ の点 ク 北緯38° 26.32′，東経141° 30.17′ の点 ケ 北緯38° 26.16′，東経141° 30.18′ の点 コ 北緯38° 26.07′，東経141° 29.86′ の点 サ 北緯38° 26.18′，東経141° 29.78′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2419号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.31′，東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.40′，東経141° 29.35′ の点 ウ 北緯38° 26.39′，東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.33′，東経141° 29.54′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2420号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.23′，東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.28′，東経141° 29.33′ の点 ウ 北緯38° 26.30′，東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.25′，東経141° 29.54′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2421号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.21′，東経141° 29.54′ の点 イ 北緯38° 26.01′，東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.99′，東経141° 29.34′ の点 エ 北緯38° 26.20′，東経141° 29.31′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2422号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.32′，東経141° 29.14′ の点 イ 北緯38° 26.36′，東経141° 29.22′ の点 ウ 北緯38° 26.40′，東経141° 29.23′ の点 エ 北緯38° 26.40′，東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 26.31′，東経141° 29.27′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2423号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.29′，東経141° 29.16′ の点 イ 北緯38° 26.28′，東経141° 29.26′ の点 ウ 北緯38° 26.21′，東経141° 29.25′ の点 エ 北緯38° 26.21′，東経141° 29.22′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2424号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.03′，東経141° 29.00′ の点 イ 北緯38° 26.17′，東経141° 28.99′ の点 ウ 北緯38° 26.18′，東経141° 29.15′ の点 エ 北緯38° 26.13′，東経141° 29.15′ の点 オ 北緯38° 26.10′，東経141° 29.12′ の点 カ 北緯38° 26.03′，東経141° 29.12′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′，東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 26.15′，東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 26.14′，東経141° 28.95′ の点 エ 北緯38° 26.02′，東経141° 28.96′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2426号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.27′，東経141° 28.73′ の点 イ 北緯38° 26.30′，東経141° 28.81′ の点 ウ 北緯38° 26.19′，東経141° 28.87′ の点 エ 北緯38° 26.18′，東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 26.06′，東経141° 28.76′ の点 カ 北緯38° 26.08′，東経141° 28.68′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2427号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.28′，東経141° 28.53′ の点 イ 北緯38° 26.27′，東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 26.22′，東経141° 28.64′ の点 エ 北緯38° 26.20′，東経141° 28.64′ の点 オ 北緯38° 26.10′，東経141° 28.61′ の点 カ 北緯38° 26.12′，東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.22′，東経141° 28.53′ の点 ク 北緯38° 26.24′，東経141° 28.52′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2428号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.39′，東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 26.38′，東経141° 28.44′ の点 ウ 北緯38° 26.33′，東経141° 28.45′ の点 エ 北緯38° 26.29′，東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 26.24′，東経141° 28.49′ の点 カ 北緯38° 26.23′，東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.19′，東経141° 28.48′ の点 ク 北緯38° 26.13′，東経141° 28.46′ の点 ケ 北緯38° 26.19′，東経141° 28.18′ の点 コ 北緯38° 26.32′，東経141° 28.17′ の点 サ 北緯38° 26.33′，東経141° 28.27′ の点 シ 北緯38° 26.35′，東経141° 28.31′ の点 ス 北緯38° 26.39′，東経141° 28.32′ の点 セ 北緯38° 26.39′，東経141° 28.37′ の点		女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2429号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 えむし垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.23′，東経141° 27.96′ の点 イ 北緯38° 26.30′，東経141° 28.06′ の点 ウ 北緯38° 26.29′，東経141° 28.13′ の点 エ 北緯38° 26.19′，東経141° 28.14′ の点		女川町石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2430号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.48′，東経141° 27.74′ の点 イ 北緯38° 26.52′，東経141° 27.80′ の点 ウ 北緯38° 26.41′，東経141° 27.90′ の点 エ 北緯38° 26.37′，東経141° 27.86′ の点 オ 北緯38° 26.35′，東経141° 27.81′ の点	1 ア及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.25′，東経141° 27.51′ の点 イ 北緯38° 26.30′，東経141° 27.55′ の点 ウ 北緯38° 26.24′，東経141° 27.68′ の点 エ 北緯38° 26.17′，東経141° 27.62′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町小乗浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2432号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′，東経141° 27.79′ の点 イ 北緯38° 26.12′，東経141° 27.83′ の点 ウ 北緯38° 26.11′，東経141° 27.87′ の点 エ 北緯38° 26.02′，東経141° 27.80′ の点		女川町小乗浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2433号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.92′，東経141° 27.93′ の点 イ 北緯38° 26.03′，東経141° 28.02′ の点 ウ 北緯38° 25.98′，東経141° 28.12′ の点 エ 北緯38° 25.87′，東経141° 28.02′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町高白浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2434号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.69′ , 東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 25.62′ , 東経141° 28.26′ の点 ウ 北緯38° 25.52′ , 東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 25.59′ , 東経141° 27.96′ の点 オ 北緯38° 25.69′ , 東経141° 28.05′ の点 カ 北緯38° 25.64′ , 東経141° 28.11′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町高白浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2435号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.70′ , 東経141° 28.14′ の点 イ 北緯38° 25.66′ , 東経141° 28.11′ の点 ウ 北緯38° 25.70′ , 東経141° 28.06′ の点 エ 北緯38° 25.74′ , 東経141° 28.10′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町高白浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2436号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.84′ , 東経141° 28.05′ の点 イ 北緯38° 25.97′ , 東経141° 28.16′ の点 ウ 北緯38° 25.77′ , 東経141° 28.53′ の点 エ 北緯38° 25.60′ , 東経141° 28.38′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町高白浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2437号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.55′ , 東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 25.71′ , 東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 25.19′ , 東経141° 28.73′ の点 エ 北緯38° 25.19′ , 東経141° 28.58′ の点 オ 北緯38° 25.43′ , 東経141° 28.50′ の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町横浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2438号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ 直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.11′ , 東経141° 28.57′ の点 イ 北緯38° 25.05′ , 東経141° 28.77′ の点 ウ 北緯38° 24.76′ , 東経141° 28.86′ の点 エ 北緯38° 24.65′ , 東経141° 28.69′ の点 オ 北緯38° 24.47′ , 東経141° 28.58′ の点 カ 北緯38° 24.44′ , 東経141° 28.67′ の点 キ 北緯38° 24.34′ , 東経141° 28.61′ の点 ク 北緯38° 24.43′ , 東経141° 28.39′ の点 ケ 北緯38° 24.73′ , 東経141° 28.56′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町横浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2439号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.49′ , 東経141° 28.63′ の点 イ 北緯38° 24.63′ , 東経141° 28.72′ の点 ウ 北緯38° 24.60′ , 東経141° 28.78′ の点 エ 北緯38° 24.46′ , 東経141° 28.68′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町横浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2440号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.25′，東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 24.29′，東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 24.28′，東経141° 28.57′ の点 エ 北緯38° 24.25′，東経141° 28.54′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町大石原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2441号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.86′，東経141° 28.19′ の点 イ 北緯38° 23.95′，東経141° 28.07′ の点 ウ 北緯38° 23.98′，東経141° 28.11′ の点 エ 北緯38° 24.01′，東経141° 28.06′ の点 オ 北緯38° 24.29′，東経141° 28.42′ の点 カ 北緯38° 24.29′，東経141° 28.43′ の点 キ 北緯38° 24.23′，東経141° 28.42′ の点 ク 北緯38° 24.22′，東経141° 28.52′ の点 ケ 北緯38° 24.15′，東経141° 28.46′ の点 コ 北緯38° 24.14′，東経141° 28.43′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町大石原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2442号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.05′，東経141° 28.35′ の点 イ 北緯38° 24.01′，東経141° 28.45′ の点 ウ 北緯38° 23.75′，東経141° 28.25′ の点 エ 北緯38° 23.80′，東経141° 28.14′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町野々浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.91′，東経141° 28.40′ の点 イ 北緯38° 23.83′，東経141° 28.46′ の点 ウ 北緯38° 23.72′，東経141° 28.43′ の点 エ 北緯38° 23.68′，東経141° 28.35′ の点 オ 北緯38° 23.68′，東経141° 28.30′ の点 カ 北緯38° 23.73′，東経141° 28.27′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町野々浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.18′，東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 24.17′，東経141° 28.71′ の点 ウ 北緯38° 23.96′，東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 23.95′，東経141° 28.76′ の点 オ 北緯38° 24.04′，東経141° 28.68′ の点 カ 北緯38° 24.00′，東経141° 28.61′ の点 キ 北緯38° 23.95′，東経141° 28.61′ の点 ク 北緯38° 23.96′，東経141° 28.53′ の点 ケ 北緯38° 23.91′，東経141° 28.48′ の点 コ 北緯38° 23.86′，東経141° 28.51′ の点 サ 北緯38° 23.85′，東経141° 28.50′ の点 シ 北緯38° 23.93′，東経141° 28.43′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町飯子浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2445号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さば小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.41′，東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 24.36′，東経141° 28.95′ の点 ウ 北緯38° 24.18′，東経141° 28.79′ の点 エ 北緯38° 24.26′，東経141° 28.75′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町飯子浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2446号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.15′，東経141° 28.81′ の点 イ 北緯38° 24.35′，東経141° 28.97′ の点 ウ 北緯38° 24.29′，東経141° 29.03′ の点 エ 北緯38° 24.14′，東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 24.06′，東経141° 28.83′ の点	オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町飯子浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2447号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.43′ , 東経141° 28.92′ の点 イ 北緯38° 24.56′ , 東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 24.37′ , 東経141° 29.30′ の点 エ 北緯38° 24.35′ , 東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 24.33′ , 東経141° 29.19′ の点 カ 北緯38° 24.27′ , 東経141° 29.13′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	女川町飯子浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2448号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.83′ , 東経141° 29.25′ の点 イ 北緯38° 24.69′ , 東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 24.52′ , 東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 24.57′ , 東経141° 29.21′ の点 オ 北緯38° 24.49′ , 東経141° 29.13′ の点 カ 北緯38° 24.56′ , 東経141° 29.02′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町塚浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2449号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.55′ , 東経141° 29.20′ の点 イ 北緯38° 24.51′ , 東経141° 29.27′ の点 ウ 北緯38° 24.44′ , 東経141° 29.21′ の点 エ 北緯38° 24.48′ , 東経141° 29.15′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町塚浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2450号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.97′ , 東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 25.32′ , 東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.11′ , 東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 24.76′ , 東経141° 29.73′ の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町塚浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2451号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小屋取地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′ , 東経141° 30.47′ の点 イ 北緯38° 24.44′ , 東経141° 30.54′ の点 ウ 北緯38° 24.72′ , 東経141° 30.80′ の点 エ 北緯38° 24.55′ , 東経141° 31.07′ の点 オ 北緯38° 24.21′ , 東経141° 30.74′ の点	1 ア、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウの点に設置する標識にあっては 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町 塚浜、小屋取	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2452号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 浦宿地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.14′ , 東経141° 24.01′ の点 イ 北緯38° 26.08′ , 東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.99′ , 東経141° 24.31′ の点 エ 北緯38° 26.05′ , 東経141° 23.99′ の点		女川町 浦宿、大沢、針浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2453号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.95′，東経141° 25.06′ の点 イ 北緯38° 25.81′，東経141° 25.04′ の点 ウ 北緯38° 25.83′，東経141° 24.44′ の点 エ 北緯38° 25.72′，東経141° 23.91′ の点 オ 北緯38° 25.86′，東経141° 23.95′ の点 カ 北緯38° 25.91′，東経141° 24.11′ の点 キ 北緯38° 25.95′，東経141° 24.54′ の点 ク 北緯38° 25.90′，東経141° 24.93′ の点		女川町 浦宿，大沢，針浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2454号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.53′，東経141° 23.87′ の点 イ 北緯38° 25.69′，東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.71′，東経141° 24.62′ の点 エ 北緯38° 25.68′，東経141° 25.03′ の点 オ 北緯38° 25.54′，東経141° 25.01′ の点 カ 北緯38° 25.60′，東経141° 24.65′ の点 キ 北緯38° 25.62′，東経141° 24.60′ の点 ク 北緯38° 25.59′，東経141° 24.29′ の点 ケ 北緯38° 25.24′，東経141° 23.95′ の点 コ 北緯38° 25.28′，東経141° 23.81′ の点		女川町 浦宿，大沢，針浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2455号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計礁 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.51′，東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 28.50′，東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 28.05′，東経141° 30.70′ の点 エ 北緯38° 28.09′，東経141° 30.61′ の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2456号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島宇ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.78′，東経141° 30.66′ の点 イ 北緯38° 27.95′，東経141° 30.63′ の点 ウ 北緯38° 27.87′，東経141° 30.89′ の点 エ 北緯38° 27.78′，東経141° 30.83′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2457号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.70′，東経141° 30.67′ の点 イ 北緯38° 27.72′，東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 27.61′，東経141° 30.93′ の点 エ 北緯38° 27.58′，東経141° 30.83′ の点 オ 北緯38° 27.57′，東経141° 30.83′ の点 カ 北緯38° 27.53′，東経141° 30.78′ の点 キ 北緯38° 27.54′，東経141° 30.73′ の点 ク 北緯38° 27.51′，東経141° 30.70′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2458号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島蛸ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.32′，東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 27.38′，東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 27.47′，東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 27.49′，東経141° 30.95′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2459号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.27′，東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 27.35′，東経141° 31.03′ の点 ウ 北緯38° 27.33′，東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 27.23′，東経141° 31.07′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2460号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.19′，東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 27.25′，東経141° 30.95′ の点 ウ 北緯38° 27.20′，東経141° 31.08′ の点 エ 北緯38° 27.18′，東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 27.15′，東経141° 31.05′ の点 カ 北緯38° 27.14′，東経141° 31.05′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2461号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.13′，東経141° 30.88′ の点 イ 北緯38° 27.15′，東経141° 30.90′ の点 ウ 北緯38° 27.13′，東経141° 30.96′ の点 エ 北緯38° 27.11′，東経141° 30.95′ の点 オ 北緯38° 27.08′，東経141° 31.03′ の点 カ 北緯38° 27.05′，東経141° 31.02′ の点 キ 北緯38° 27.08′，東経141° 30.91′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2462号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.84′，東経141° 31.04′ の点 イ 北緯38° 26.94′，東経141° 31.04′ の点 ウ 北緯38° 26.92′，東経141° 31.09′ の点 エ 北緯38° 26.85′，東経141° 31.10′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2463号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.99′，東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 26.95′，東経141° 31.01′ の点 ウ 北緯38° 26.57′，東経141° 31.04′ の点 エ 北緯38° 26.57′，東経141° 30.95′ の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。） 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2464号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′，東経141° 31.05′ の点 イ 北緯38° 26.38′，東経141° 31.13′ の点 ウ 北緯38° 26.26′，東経141° 30.99′ の点 エ 北緯38° 26.27′，東経141° 30.94′ の点 オ 北緯38° 26.52′，東経141° 30.94′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2465号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島四子崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.04′，東経141° 31.70′ の点 イ 北緯38° 25.94′，東経141° 31.63′ の点 ウ 北緯38° 26.00′，東経141° 31.12′ の点 エ 北緯38° 26.16′，東経141° 31.40′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2466号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島沖合見 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.96′，東経141° 32.11′ の点 イ 北緯38° 26.19′，東経141° 32.20′ の点 ウ 北緯38° 26.02′，東経141° 32.60′ の点 エ 北緯38° 25.88′，東経141° 32.36′ の点	1 ア、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2467号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.61′，東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 26.48′，東経141° 32.43′ の点 ウ 北緯38° 26.45′，東経141° 32.38′ の点 エ 北緯38° 26.57′，東経141° 32.20′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2468号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.09′，東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 27.15′，東経141° 32.43′ の点 ウ 北緯38° 26.81′，東経141° 32.62′ の点 エ 北緯38° 26.75′，東経141° 32.44′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2469号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.42′ , 東経141° 31.67′ の点 イ 北緯38° 28.41′ , 東経141° 31.76′ の点 ウ 北緯38° 28.16′ , 東経141° 32.34′ の点 エ 北緯38° 27.68′ , 東経141° 32.45′ の点 オ 北緯38° 27.50′ , 東経141° 32.03′ の点 カ 北緯38° 27.80′ , 東経141° 31.84′ の点 キ 北緯38° 27.98′ , 東経141° 31.46′ の点	1 イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2470号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 毘沙門島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.57′ , 東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 28.54′ , 東経141° 31.15′ の点 ウ 北緯38° 28.40′ , 東経141° 31.11′ の点 エ 北緯38° 28.43′ , 東経141° 30.93′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2471号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.90′ , 東経141° 35.16′ の点 イ 北緯38° 23.89′ , 東経141° 35.20′ の点 ウ 北緯38° 23.85′ , 東経141° 35.18′ の点 エ 北緯38° 23.81′ , 東経141° 35.27′ の点 オ 北緯38° 23.83′ , 東経141° 35.28′ の点 カ 北緯38° 23.82′ , 東経141° 35.38′ の点 キ 北緯38° 23.72′ , 東経141° 35.48′ の点 ク 北緯38° 23.67′ , 東経141° 35.33′ の点 ケ 北緯38° 23.44′ , 東経141° 35.14′ の点 コ 北緯38° 23.57′ , 東経141° 34.89′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町江島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2472号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.59′ , 東経141° 35.58′ の点 イ 北緯38° 23.49′ , 東経141° 35.68′ の点 ウ 北緯38° 23.37′ , 東経141° 35.49′ の点 エ 北緯38° 23.41′ , 東経141° 35.46′ の点 オ 北緯38° 23.53′ , 東経141° 35.46′ の点		女川町江島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯浜 内立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.34′ , 東経141° 31.66′ の点 イ 北緯38° 24.17′ , 東経141° 31.53′ の点 ウ 北緯38° 24.31′ , 東経141° 31.19′ の点 エ 北緯38° 24.50′ , 東経141° 31.23′ の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市寄磯浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2502号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.15′，東経141° 31.26′ の点 イ 北緯38° 23.11′，東経141° 31.41′ の点 ウ 北緯38° 22.82′，東経141° 31.55′ の点 エ 北緯38° 22.79′，東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 23.10′，東経141° 32.39′ の点 カ 北緯38° 23.04′，東経141° 32.45′ の点 キ 北緯38° 22.50′，東経141° 31.91′ の点 ク 北緯38° 22.71′，東経141° 31.13′ の点	1 カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市寄磯浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 田島浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.24′，東経141° 30.87′ の点 イ 北緯38° 24.30′，東経141° 30.95′ の点 ウ 北緯38° 24.22′，東経141° 31.19′ の点 エ 北緯38° 24.13′，東経141° 31.15′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2504号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.13′，東経141° 31.22′ の点 イ 北緯38° 22.71′，東経141° 31.09′ の点 ウ 北緯38° 22.73′，東経141° 30.67′ の点 エ 北緯38° 23.07′，東経141° 30.81′ の点 オ 北緯38° 23.06′，東経141° 30.95′ の点 カ 北緯38° 23.15′，東経141° 31.05′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2505号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.30′，東経141° 30.86′ の点 イ 北緯38° 23.28′，東経141° 30.93′ の点 ウ 北緯38° 23.21′，東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 23.23′，東経141° 30.83′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2506号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.32′，東経141° 30.56′ の点 イ 北緯38° 23.25′，東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 22.72′，東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 22.73′，東経141° 30.48′ の点 オ 北緯38° 22.90′，東経141° 30.34′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2507号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.83′，東経141° 29.62′ の点 イ 北緯38° 22.85′，東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 22.89′，東経141° 29.84′ の点 エ 北緯38° 22.91′，東経141° 30.11′ の点 オ 北緯38° 22.87′，東経141° 30.12′ の点 カ 北緯38° 22.89′，東経141° 30.31′ の点 キ 北緯38° 22.73′，東経141° 30.45′ の点 ク 北緯38° 22.71′，東経141° 30.08′ の点 ケ 北緯38° 22.69′，東経141° 29.64′ の点	1 キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.65′，東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 22.75′，東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 22.72′，東経141° 29.51′ の点 エ 北緯38° 22.62′，東経141° 29.50′ の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2509号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51′，東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 22.61′，東経141° 29.20′ の点 ウ 北緯38° 22.58′，東経141° 29.67′ の点 エ 北緯38° 22.47′，東経141° 29.65′ の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2510号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.29′，東経141° 29.29′ の点 イ 北緯38° 22.45′，東経141° 29.31′ の点 ウ 北緯38° 22.44′，東経141° 29.44′ の点 エ 北緯38° 22.28′，東経141° 29.42′ の点	1 ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2511号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.23′，東経141° 29.53′ の点 イ 北緯38° 22.27′，東経141° 29.57′ の点 ウ 北緯38° 22.24′，東経141° 29.60′ の点 エ 北緯38° 22.21′，東経141° 29.56′ の点	2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2512号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27′，東経141° 29.70′ の点 イ 北緯38° 22.30′，東経141° 29.74′ の点 ウ 北緯38° 22.28′，東経141° 29.76′ の点 エ 北緯38° 22.25′，東経141° 29.72′ の点	2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2513号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.32′，東経141° 29.78′ の点 イ 北緯38° 22.47′，東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 22.46′，東経141° 29.92′ の点 エ 北緯38° 22.31′，東経141° 29.92′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2514号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.36′，東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 22.16′，東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 22.19′，東経141° 29.87′ の点 エ 北緯38° 22.23′，東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 22.24′，東経141° 30.04′ の点 カ 北緯38° 22.37′，東経141° 30.07′ の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2515号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41′，東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 22.54′，東経141° 29.99′ の点 ウ 北緯38° 22.57′，東経141° 31.16′ の点 エ 北緯38° 22.37′，東経141° 30.99′ の点 オ 北緯38° 22.43′，東経141° 30.06′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市崎釜崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.84′，東経141° 32.21′ の点 イ 北緯38° 21.59′，東経141° 31.54′ の点 ウ 北緯38° 22.17′，東経141° 31.25′ の点 エ 北緯38° 22.30′，東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 22.49′，東経141° 31.34′ の点 カ 北緯38° 22.34′，東経141° 31.73′ の点 キ 北緯38° 22.09′，東経141° 31.97′ の点	1 ア、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2517号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市泊浜 山王島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37′，東経141° 31.95′ の点 イ 北緯38° 21.43′，東経141° 32.15′ の点 ウ 北緯38° 21.11′，東経141° 32.29′ の点 エ 北緯38° 20.75′，東経141° 32.30′ の点 オ 北緯38° 20.74′，東経141° 32.07′ の点	1 イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2518号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′，東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 17.53′，東経141° 30.47′ の点 ウ 北緯38° 16.95′，東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 16.95′，東経141° 30.20′ の点 オ 北緯38° 17.22′，東経141° 30.23′ の点 カ 北緯38° 17.21′，東経141° 30.35′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市鮎川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2519号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.55′，東経141° 30.28′ の点 イ 北緯38° 17.56′，東経141° 30.35′ の点 ウ 北緯38° 17.23′，東経141° 30.34′ の点 エ 北緯38° 17.23′，東経141° 30.24′ の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	石巻市鮎川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2520号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.59′，東経141° 29.96′ の点 イ 北緯38° 17.67′，東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 17.62′，東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 17.53′，東経141° 29.99′ の点		石巻市鮎川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2521号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.60′，東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 17.56′，東経141° 30.17′ の点 ウ 北緯38° 17.48′，東経141° 30.00′ の点 エ 北緯38° 17.51′，東経141° 29.98′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	石巻市鮎川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2522号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.52′，東経141° 29.96′ の点 イ 北緯38° 17.46′，東経141° 29.98′ の点 ウ 北緯38° 17.40′，東経141° 29.85′ の点 エ 北緯38° 17.46′，東経141° 29.83′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市鮎川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2523号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.52′，東経141° 29.39′ の点 イ 北緯38° 17.58′，東経141° 29.26′ の点 ウ 北緯38° 18.28′，東経141° 29.44′ の点 エ 北緯38° 18.20′，東経141° 29.64′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2524号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.81′，東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 18.21′，東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 18.35′，東経141° 28.97′ の点 エ 北緯38° 18.26′，東経141° 29.29′ の点	ア、イ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2525号	第1種区画漁業	のり養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.02′，東経141° 28.23′ の点 イ 北緯38° 18.08′，東経141° 28.39′ の点 ウ 北緯38° 18.00′，東経141° 28.52′ の点 エ 北緯38° 18.08′，東経141° 28.69′ の点 オ 北緯38° 17.73′，東経141° 29.17′ の点 カ 北緯38° 17.63′，東経141° 29.14′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2526号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.74′，東経141° 28.07′ の点 イ 北緯38° 18.02′，東経141° 28.23′ の点 ウ 北緯38° 17.63′，東経141° 29.14′ の点 エ 北緯38° 17.31′，東経141° 28.93′ の点 オ 北緯38° 17.42′，東経141° 28.71′ の点 カ 北緯38° 17.54′，東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 17.63′，東経141° 28.29′ の点	ア、エ、オ、カ及びキの点に夜間 識別可能な標識を設置しなければ ならない。 (ア、エ及びカの点に設置する標識 にあつては光達距離3キロメートル 以上とすること。)	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2527号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.39′，東経141° 28.46′ の点 イ 北緯38° 18.43′，東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 18.31′，東経141° 28.69′ の点 エ 北緯38° 18.35′，東経141° 28.79′ の点 オ 北緯38° 18.39′，東経141° 28.79′ の点 カ 北緯38° 18.40′，東経141° 28.82′ の点 キ 北緯38° 18.33′，東経141° 28.83′ の点 ク 北緯38° 18.25′，東経141° 28.63′ の点	1 ア及びクの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2528号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.10′，東経141° 28.27′ の点 イ 北緯38° 18.20′，東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 18.24′，東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.24′，東経141° 28.53′ の点 オ 北緯38° 18.21′，東経141° 28.55′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2529号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.81′，東経141° 28.25′ の点 イ 北緯38° 18.81′，東経141° 28.27′ の点 ウ 北緯38° 18.67′，東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.43′，東経141° 28.48′ の点 オ 北緯38° 18.42′，東経141° 28.45′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2530号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 18.78′，東経141° 28.17′ の点 イ 北緯38° 18.79′，東経141° 28.22′ の点 ウ 北緯38° 18.35′，東経141° 28.36′ の点 エ 北緯38° 18.32′，東経141° 28.31′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2531号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 18.27′，東経141° 27.95′ の点 イ 北緯38° 18.40′，東経141° 28.20′ の点 ウ 北緯38° 18.32′，東経141° 28.31′ の点 エ 北緯38° 18.15′，東経141° 28.20′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2532号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.15′，東経141° 26.20′ の点 イ 北緯38° 18.78′，東経141° 26.94′ の点 ウ 北緯38° 18.87′，東経141° 26.99′ の点 エ 北緯38° 18.76′，東経141° 27.52′ の点 オ 北緯38° 18.49′，東経141° 27.43′ の点 カ 北緯38° 18.12′，東経141° 28.18′ の点 キ 北緯38° 17.80′，東経141° 27.96′ の点 ク 北緯38° 18.84′，東経141° 25.92′ の点	ア、キ及びクの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2533号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.32′，東経141° 26.62′ の点 イ 北緯38° 19.56′，東経141° 27.27′ の点 ウ 北緯38° 19.64′，東経141° 27.63′ の点 エ 北緯38° 19.63′，東経141° 27.72′ の点 オ 北緯38° 19.51′，東経141° 27.87′ の点 カ 北緯38° 19.45′，東経141° 27.84′ の点 キ 北緯38° 19.39′，東経141° 27.49′ の点 ク 北緯38° 19.08′，東経141° 27.00′ の点 ケ 北緯38° 19.26′，東経141° 27.13′ の点 コ 北緯38° 19.37′，東経141° 27.04′ の点 サ 北緯38° 19.30′，東経141° 26.65′ の点	ア、ウ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2534号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.86′，東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 19.75′，東経141° 28.25′ の点 ウ 北緯38° 19.71′，東経141° 28.24′ の点 エ 北緯38° 19.66′，東経141° 28.16′ の点 オ 北緯38° 19.72′，東経141° 27.99′ の点 カ 北緯38° 19.55′，東経141° 27.89′ の点 キ 北緯38° 19.65′，東経141° 27.77′ の点 ク 北緯38° 19.71′，東経141° 27.80′ の点	ア、カ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.94′，東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 19.95′，東経141° 28.37′ の点 ウ 北緯38° 19.76′，東経141° 28.39′ の点 エ 北緯38° 19.77′，東経141° 28.34′ の点		石巻市給分浜、 大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2536号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.02′，東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 20.04′，東経141° 28.09′ の点 ウ 北緯38° 20.05′，東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 20.06′，東経141° 28.23′ の点 オ 北緯38° 20.02′，東経141° 28.23′ の点		石巻市給分浜、 大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市大原浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′，東経141° 27.11′ の点 イ 北緯38° 20.08′，東経141° 27.88′ の点 ウ 北緯38° 19.94′，東経141° 28.07′ の点 エ 北緯38° 19.60′，東経141° 27.18′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市給分浜、 大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小網倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93′，東経141° 27.65′ の点 イ 北緯38° 20.92′，東経141° 27.71′ の点 ウ 北緯38° 20.56′，東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 20.45′，東経141° 27.83′ の点 オ 北緯38° 20.02′，東経141° 27.60′ の点 カ 北緯38° 19.84′，東経141° 27.21′ の点	1 ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2539号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小網倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.25′，東経141° 26.99′ の点 イ 北緯38° 20.37′，東経141° 27.05′ の点 ウ 北緯38° 20.39′，東経141° 27.12′ の点 エ 北緯38° 20.46′，東経141° 27.19′ の点 オ 北緯38° 20.49′，東経141° 27.16′ の点 カ 北緯38° 20.61′，東経141° 27.30′ の点 キ 北緯38° 20.68′，東経141° 27.33′ の点 ク 北緯38° 20.71′，東経141° 27.28′ の点 ケ 北緯38° 20.83′，東経141° 27.27′ の点 コ 北緯38° 20.80′，東経141° 27.40′ の点 サ 北緯38° 20.91′，東経141° 27.45′ の点 シ 北緯38° 20.90′，東経141° 27.49′ の点 ス 北緯38° 20.39′，東経141° 27.27′ の点 セ 北緯38° 20.14′，東経141° 27.17′ の点	1 シ及びスの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2540号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市小網倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′，東経141° 26.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′，東経141° 27.08′ の点 ウ 北緯38° 19.80′，東経141° 26.97′ の点 エ 北緯38° 19.59′，東経141° 27.12′ の点 オ 北緯38° 19.37′，東経141° 26.53′ の点 カ 北緯38° 19.48′，東経141° 26.34′ の点 キ 北緯38° 19.92′，東経141° 26.77′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2541号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	7月1日から 9月30日まで	石巻市小網倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.48′，東経141° 26.34′ の点 イ 北緯38° 19.37′，東経141° 26.53′ の点 ウ 北緯38° 19.34′，東経141° 26.46′ の点 エ 北緯38° 19.44′，東経141° 26.30′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2542号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市長渡浜 日蔭浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.53′，東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 16.58′，東経141° 29.23′ の点 ウ 北緯38° 16.39′，東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 16.34′，東経141° 29.24′ の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	石巻市長渡浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2543号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市網地浜 ゆなぎ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.07′，東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 17.00′，東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 16.87′，東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 16.80′，東経141° 28.75′ の点 オ 北緯38° 16.91′，東経141° 28.55′ の点 カ 北緯38° 16.95′，東経141° 28.52′ の点 キ 北緯38° 16.94′，東経141° 28.43′ の点 ク 北緯38° 16.97′，東経141° 28.34′ の点 ケ 北緯38° 17.02′，東経141° 28.30′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市網地浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2544号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市網地浜 釜ノ間地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′，東経141° 27.83′ の点 イ 北緯38° 17.23′，東経141° 28.08′ の点 ウ 北緯38° 17.04′，東経141° 28.10′ の点 エ 北緯38° 17.03′，東経141° 27.84′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市網地浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2545号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市長渡浜 牛浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.20′，東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 16.24′，東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 15.81′，東経141° 29.74′ の点 エ 北緯38° 15.78′，東経141° 29.61′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市長渡浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2601号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.18′，東経141° 26.83′ の点 イ 北緯38° 19.96′，東経141° 26.71′ の点 ウ 北緯38° 19.52′，東経141° 26.29′ の点 エ 北緯38° 19.63′，東経141° 26.09′ の点 オ 北緯38° 20.24′，東経141° 26.54′ の点	ア、イ及びオの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2602号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′，東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 20.96′，東経141° 26.91′ の点 ウ 北緯38° 20.40′，東経141° 26.88′ の点 エ 北緯38° 20.39′，東経141° 26.94′ の点 オ 北緯38° 20.28′，東経141° 26.88′ の点 カ 北緯38° 20.32′，東経141° 26.59′ の点 キ 北緯38° 20.86′，東経141° 26.72′ の点	カの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2603号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.199′，東経141° 26.869′ の点 イ 北緯38° 21.194′，東経141° 26.906′ の点 ウ 北緯38° 21.149′，東経141° 26.897′ の点 エ 北緯38° 21.149′，東経141° 26.853′ の点 オ 北緯38° 21.183′，東経141° 26.861′ の点		石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2604号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.00′，東経141° 26.63′ の点 イ 北緯38° 21.06′，東経141° 26.72′ の点 ウ 北緯38° 20.95′，東経141° 26.71′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2605号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.864′，東経141° 26.432′ の点 イ 北緯38° 20.857′，東経141° 26.440′ の点 ウ 北緯38° 20.830′，東経141° 26.415′ の点 エ 北緯38° 20.829′，東経141° 26.409′ の点		石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2606号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.789′，東経141° 26.374′ の点 イ 北緯38° 20.786′，東経141° 26.377′ の点 ウ 北緯38° 20.753′，東経141° 26.374′ の点 エ 北緯38° 20.753′，東経141° 26.356′ の点		石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2607号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.90′，東経141° 26.60′ の点 イ 北緯38° 20.87′，東経141° 26.66′ の点 ウ 北緯38° 20.33′，東経141° 26.53′ の点 エ 北緯38° 20.39′，東経141° 26.14′ の点 オ 北緯38° 20.60′，東経141° 26.36′ の点 カ 北緯38° 20.58′，東経141° 26.40′ の点 キ 北緯38° 20.68′，東経141° 26.51′ の点 ク 北緯38° 20.77′，東経141° 26.41′ の点 ケ 北緯38° 20.85′，東経141° 26.50′ の点 コ 北緯38° 20.83′，東経141° 26.53′ の点		石巻市鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2608号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.26′，東経141° 26.46′ の点 イ 北緯38° 19.66′，東経141° 26.03′ の点 ウ 北緯38° 19.80′，東経141° 25.79′ の点 エ 北緯38° 19.94′，東経141° 25.55′ の点 オ 北緯38° 20.39′，東経141° 25.78′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2609号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 洞上浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.50′，東経141° 25.98′ の点 イ 北緯38° 20.42′，東経141° 25.98′ の点 ウ 北緯38° 20.44′，東経141° 25.87′ の点		石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2610号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.41′，東経141° 25.71′ の点 イ 北緯38° 19.98′，東経141° 25.49′ の点 ウ 北緯38° 20.18′，東経141° 25.14′ の点 エ 北緯38° 20.38′，東経141° 24.79′ の点 オ 北緯38° 20.67′，東経141° 24.95′ の点	オの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市 狐崎浜，鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2611号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 ホダ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.47′，東経141° 25.80′ の点 イ 北緯38° 20.61′，東経141° 25.36′ の点 ウ 北緯38° 20.72′，東経141° 25.46′ の点 エ 北緯38° 20.67′，東経141° 25.56′ の点 オ 北緯38° 20.83′，東経141° 25.85′ の点 カ 北緯38° 20.61′，東経141° 25.94′ の点		石巻市福貴浦， 狐崎浜，鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2612号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.84′，東経141° 25.20′ の点 イ 北緯38° 20.80′，東経141° 25.24′ の点 ウ 北緯38° 20.65′，東経141° 25.24′ の点 エ 北緯38° 20.75′，東経141° 24.99′ の点		石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2613号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.23′，東経141° 24.91′ の点 イ 北緯38° 21.04′，東経141° 25.07′ の点 ウ 北緯38° 20.93′，東経141° 24.99′ の点 エ 北緯38° 21.17′，東経141° 24.79′ の点		石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2614号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.92′，東経141° 24.07′ の点 イ 北緯38° 21.22′，東経141° 24.71′ の点 ウ 北緯38° 20.89′，東経141° 24.99′ の点 エ 北緯38° 20.55′，東経141° 24.28′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウ及びエの点に設置する標識に あつては光達距離3キロメートル 以上とすること。)	石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2615号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.57′，東経141° 25.30′ の点 イ 北緯38° 21.47′，東経141° 25.42′ の点 ウ 北緯38° 21.37′，東経141° 25.34′ の点 エ 北緯38° 21.33′，東経141° 25.25′ の点 オ 北緯38° 21.38′，東経141° 25.20′ の点 カ 北緯38° 21.36′，東経141° 25.13′ の点 キ 北緯38° 21.42′，東経141° 25.07′ の点		石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2616号	第1種区画漁業	くろそい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.34′，東経141° 25.16′ の点 イ 北緯38° 21.35′，東経141° 25.19′ の点 ウ 北緯38° 21.32′，東経141° 25.22′ の点 エ 北緯38° 21.31′，東経141° 25.19′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2617号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.79′，東経141° 24.75′ の点 イ 北緯38° 21.85′，東経141° 25.01′ の点 ウ 北緯38° 21.62′，東経141° 25.25′ の点 エ 北緯38° 21.40′，東経141° 24.93′ の点 オ 北緯38° 21.62′，東経141° 24.69′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市狐崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2618号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ただし、次に掲げる点をカ、キ、ク、ケ、カの順に結んだ直線によって 囲まれた区域を除く ア 北緯38° 21.86′，東経141° 25.08′ の点 イ 北緯38° 22.01′，東経141° 25.67′ の点 ウ 北緯38° 21.95′，東経141° 25.75′ の点 エ 北緯38° 21.88′，東経141° 25.75′ の点 オ 北緯38° 21.52′，東経141° 25.46′ の点 カ 北緯38° 21.88′，東経141° 25.26′ の点 キ 北緯38° 21.96′，東経141° 25.59′ の点 ク 北緯38° 21.91′，東経141° 25.65′ の点 ケ 北緯38° 21.78′，東経141° 25.38′ の点		石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2619号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.881′，東経141° 25.985′ の点 イ 北緯38° 21.868′，東経141° 25.991′ の点 ウ 北緯38° 21.848′，東経141° 25.964′ の点 エ 北緯38° 21.859′，東経141° 25.959′ の点		石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2620号	第1種区画漁業	くろそい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.92′，東経141° 25.93′ の点 イ 北緯38° 21.96′，東経141° 25.96′ の点 ウ 北緯38° 21.93′，東経141° 26.00′ の点 エ 北緯38° 21.89′，東経141° 25.97′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2621号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15′，東経141° 26.26′ の点 イ 北緯38° 22.07′，東経141° 26.28′ の点 ウ 北緯38° 21.98′，東経141° 26.19′ の点 エ 北緯38° 21.99′，東経141° 26.07′ の点 オ 北緯38° 21.95′，東経141° 26.02′ の点 カ 北緯38° 22.00′，東経141° 25.96′ の点 キ 北緯38° 21.94′，東経141° 25.90′ の点 ク 北緯38° 22.04′，東経141° 25.78′ の点	ア及びクの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2622号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.22′，東経141° 26.54′ の点 イ 北緯38° 21.97′，東経141° 26.43′ の点 ウ 北緯38° 21.97′，東経141° 26.37′ の点 エ 北緯38° 22.17′，東経141° 26.34′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2623号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.955′，東経141° 26.471′ の点 イ 北緯38° 21.947′，東経141° 26.485′ の点 ウ 北緯38° 21.923′，東経141° 26.456′ の点 エ 北緯38° 21.932′，東経141° 26.446′ の点		石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2624号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.264′，東経141° 26.767′ の点 イ 北緯38° 22.273′，東経141° 26.849′ の点 ウ 北緯38° 22.262′，東経141° 26.848′ の点 エ 北緯38° 22.249′，東経141° 26.773′ の点		石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2625号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.280′，東経141° 26.912′ の点 イ 北緯38° 22.282′，東経141° 26.930′ の点 ウ 北緯38° 22.269′，東経141° 26.933′ の点 エ 北緯38° 22.265′，東経141° 26.917′ の点		石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2626号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.279′，東経141° 26.975′ の点 イ 北緯38° 22.282′，東経141° 27.014′ の点 ウ 北緯38° 22.261′，東経141° 27.008′ の点 エ 北緯38° 22.263′，東経141° 26.993′ の点		石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2627号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.78′，東経141° 24.70′ の点 イ 北緯38° 21.60′，東経141° 24.65′ の点 ウ 北緯38° 21.38′，東経141° 24.90′ の点 エ 北緯38° 21.36′，東経141° 24.87′ の点 オ 北緯38° 20.96′，東経141° 24.04′ の点 カ 北緯38° 21.54′，東経141° 23.72′ の点	エ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市 狐崎浜，竹浜，牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2628号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.38′，東経141° 24.79′ の点 イ 北緯38° 20.18′，東経141° 25.14′ の点 ウ 北緯38° 19.97′，東経141° 25.49′ の点 エ 北緯38° 19.81′，東経141° 25.41′ の点 オ 北緯38° 20.01′，東経141° 25.04′ の点 カ 北緯38° 20.20′，東経141° 24.69′ の点	エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市 福貴浦，鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2629号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93′，東経141° 25.55′ の点 イ 北緯38° 19.80′，東経141° 25.79′ の点 ウ 北緯38° 19.66′，東経141° 26.04′ の点 エ 北緯38° 19.50′，東経141° 25.93′ の点 オ 北緯38° 19.66′，東経141° 25.67′ の点 カ 北緯38° 19.78′，東経141° 25.47′ の点	エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市 福貴浦，鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2630号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.62′，東経141° 26.09′ の点 イ 北緯38° 19.51′，東経141° 26.29′ の点 ウ 北緯38° 19.47′，東経141° 26.24′ の点 エ 北緯38° 19.57′，東経141° 26.06′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市 福貴浦，鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2631号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.54′，東経141° 23.72′ の点 イ 北緯38° 20.96′，東経141° 24.04′ の点 ウ 北緯38° 20.88′，東経141° 23.87′ の点 エ 北緯38° 21.36′，東経141° 23.60′ の点	ア、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市鹿立，福貴浦， 狐崎浜，竹浜，牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2632号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92′，東経141° 24.07′ の点 イ 北緯38° 20.55′，東経141° 24.28′ の点 ウ 北緯38° 20.47′，東経141° 24.10′ の点 エ 北緯38° 20.84′，東経141° 23.89′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市鹿立，福貴浦， 狐崎浜，竹浜，牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2633号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜，侍浜， 月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.72′，東経141° 24.75′ の点 イ 北緯38° 22.08′，東経141° 25.58′ の点 ウ 北緯38° 21.88′，東経141° 24.80′ の点 エ 北緯38° 22.16′，東経141° 24.89′ の点 オ 北緯38° 22.22′，東経141° 24.89′ の点 カ 北緯38° 22.56′，東経141° 24.46′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市荻浜，侍浜， 月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2634号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜，侍浜， 月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.85′，東経141° 26.00′ の点 イ 北緯38° 22.79′，東経141° 26.10′ の点 ウ 北緯38° 22.47′，東経141° 25.83′ の点 エ 北緯38° 22.41′，東経141° 25.75′ の点 オ 北緯38° 22.23′，東経141° 26.23′ の点 カ 北緯38° 22.10′，東経141° 25.70′ の点 キ 北緯38° 22.51′，東経141° 25.15′ の点 ク 北緯38° 22.55′，東経141° 25.45′ の点 ケ 北緯38° 22.76′，東経141° 25.62′ の点 コ 北緯38° 22.65′，東経141° 25.67′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市荻浜，侍浜， 月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2635号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.53′，東経141° 26.93′ の点 イ 北緯38° 22.45′，東経141° 27.13′ の点 ウ 北緯38° 22.25′，東経141° 26.33′ の点 エ 北緯38° 22.28′，東経141° 26.26′ の点 オ 北緯38° 22.44′，東経141° 26.36′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2636号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.275′，東経141° 27.015′ の点 イ 北緯38° 22.286′，東経141° 27.042′ の点 ウ 北緯38° 22.271′，東経141° 27.047′ の点 エ 北緯38° 22.262′，東経141° 27.018′ の点		石巻市荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2637号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.301′，東経141° 27.125′ の点 イ 北緯38° 22.302′，東経141° 27.223′ の点 ウ 北緯38° 22.286′，東経141° 27.221′ の点 エ 北緯38° 22.289′，東経141° 27.124′ の点		石巻市荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2638号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.530′，東経141° 26.407′ の点 イ 北緯38° 22.530′，東経141° 26.457′ の点 ウ 北緯38° 22.526′，東経141° 26.495′ の点 エ 北緯38° 22.537′，東経141° 26.517′ の点 オ 北緯38° 22.541′，東経141° 26.543′ の点 カ 北緯38° 22.539′，東経141° 26.573′ の点 キ 北緯38° 22.520′，東経141° 26.572′ の点 ク 北緯38° 22.496′，東経141° 26.406′ の点		石巻市荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2639号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.492′，東経141° 26.357′ の点 イ 北緯38° 22.493′，東経141° 26.379′ の点 ウ 北緯38° 22.408′，東経141° 26.289′ の点 エ 北緯38° 22.412′，東経141° 26.279′ の点		石巻市荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2640号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市侍浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.622′，東経141° 26.174′ の点 イ 北緯38° 22.616′，東経141° 26.180′ の点 ウ 北緯38° 22.598′，東経141° 26.169′ の点 エ 北緯38° 22.608′，東経141° 26.158′ の点		石巻市侍浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2641号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市月浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.812′，東経141° 25.342′ の点 イ 北緯38° 22.809′，東経141° 25.346′ の点 ウ 北緯38° 22.797′，東経141° 25.339′ の点 エ 北緯38° 22.799′，東経141° 25.335′ の点		石巻市月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2642号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市侍浜，月浦， 荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51′，東経141° 24.37′ の点 イ 北緯38° 22.19′，東経141° 24.77′ の点 ウ 北緯38° 21.87′，東経141° 24.72′ の点 エ 北緯38° 21.60′，東経141° 23.65′ の点 オ 北緯38° 21.98′，東経141° 23.45′ の点	ア，ウ，エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エ及びオの点に設置する標識にあっては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市侍浜，月浦， 荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2643号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市月浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.41′，東経141° 25.59′ の点 イ 北緯38° 23.30′，東経141° 25.46′ の点 ウ 北緯38° 23.07′，東経141° 25.33′ の点 エ 北緯38° 23.01′，東経141° 25.40′ の点 オ 北緯38° 22.82′，東経141° 25.57′ の点 カ 北緯38° 22.79′，東経141° 25.49′ の点 キ 北緯38° 22.89′，東経141° 25.20′ の点 ク 北緯38° 22.64′，東経141° 25.00′ の点 ケ 北緯38° 22.78′，東経141° 24.82′ の点 コ 北緯38° 23.31′，東経141° 25.42′ の点		石巻市月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2644号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.69′，東経141° 25.74′ の点 イ 北緯38° 23.61′，東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 23.41′，東経141° 25.60′ の点 エ 北緯38° 23.31′，東経141° 25.42′ の点 オ 北緯38° 23.15′，東経141° 25.25′ の点 カ 北緯38° 22.80′，東経141° 24.79′ の点 キ 北緯38° 22.90′，東経141° 24.67′ の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2645号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.84′，東経141° 24.60′ の点 イ 北緯38° 22.74′，東経141° 24.72′ の点 ウ 北緯38° 22.59′，東経141° 24.46′ の点	1 ア及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2646号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.66′，東経141° 23.94′ の点 イ 北緯38° 22.57′，東経141° 24.29′ の点 ウ 北緯38° 22.06′，東経141° 23.40′ の点 エ 北緯38° 22.32′，東経141° 23.26′ の点 オ 北緯38° 22.46′，東経141° 23.63′ の点 カ 北緯38° 22.53′，東経141° 23.59′ の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2647号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.64′，東経141° 25.33′ の点 イ 北緯38° 23.56′，東経141° 25.42′ の点 ウ 北緯38° 22.89′，東経141° 24.51′ の点 エ 北緯38° 22.63′，東経141° 24.37′ の点 オ 北緯38° 22.77′，東経141° 23.86′ の点 カ 北緯38° 23.16′，東経141° 24.51′ の点 キ 北緯38° 23.25′，東経141° 24.53′ の点 ク 北緯38° 23.14′，東経141° 24.66′ の点	1 エ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2648号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.79′，東経141° 25.64′ の点 イ 北緯38° 23.76′，東経141° 25.68′ の点 ウ 北緯38° 23.56′，東経141° 25.42′ の点 エ 北緯38° 23.62′，東経141° 25.35′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2649号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.71′，東経141° 25.24′ の点 イ 北緯38° 23.64′，東経141° 25.33′ の点 ウ 北緯38° 23.14′，東経141° 24.66′ の点 エ 北緯38° 23.25′，東経141° 24.53′ の点 オ 北緯38° 23.52′，東経141° 24.60′ の点 カ 北緯38° 23.58′，東経141° 24.69′ の点 キ 北緯38° 23.44′，東経141° 24.87′ の点		石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2650号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.53′，東経141° 23.59′ の点 イ 北緯38° 22.46′，東経141° 23.63′ の点 ウ 北緯38° 22.32′，東経141° 23.26′ の点 エ 北緯38° 22.39′，東経141° 23.22′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2651号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市折浜，蛤浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′，東経141° 24.54′ の点 イ 北緯38° 23.62′，東経141° 24.66′ の点 ウ 北緯38° 23.54′，東経141° 24.56′ の点 エ 北緯38° 23.21′，東経141° 24.47′ の点 オ 北緯38° 22.83′，東経141° 23.82′ の点 カ 北緯38° 23.01′，東経141° 23.70′ の点 キ 北緯38° 23.32′，東経141° 23.56′ の点 ク 北緯38° 23.56′，東経141° 24.02′ の点 ケ 北緯38° 23.89′，東経141° 24.29′ の点 コ 北緯38° 24.01′，東経141° 24.44′ の点		石巻市折浜，蛤浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2652号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小竹浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.06′，東経141° 23.58′ の点 イ 北緯38° 22.68′，東経141° 23.83′ の点 ウ 北緯38° 22.45′，東経141° 23.18′ の点 エ 北緯38° 22.98′，東経141° 22.88′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市小竹浜，折浜， 月浦，侍浜，荻浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2653号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.99′，東経141° 22.57′ の点 イ 北緯38° 22.95′，東経141° 22.59′ の点 ウ 北緯38° 22.93′，東経141° 22.57′ の点 エ 北緯38° 22.92′，東経141° 22.51′ の点 オ 北緯38° 22.98′，東経141° 22.48′ の点		石巻市小竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2654号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.04′，東経141° 22.28′ の点 イ 北緯38° 23.01′，東経141° 22.34′ の点 ウ 北緯38° 22.99′，東経141° 22.32′ の点 エ 北緯38° 23.02′，東経141° 22.26′ の点		石巻市小竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2655号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市佐須浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ 直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.98′，東経141° 22.15′ の点 イ 北緯38° 23.70′，東経141° 22.05′ の点 ウ 北緯38° 23.54′，東経141° 22.03′ の点 エ 北緯38° 23.43′，東経141° 21.96′ の点 オ 北緯38° 23.50′，東経141° 21.76′ の点 カ 北緯38° 24.13′，東経141° 21.91′ の点 キ 北緯38° 24.11′，東経141° 22.05′ の点 ク 北緯38° 24.07′，東経141° 22.04′ の点 ケ 北緯38° 24.05′，東経141° 22.10′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (オの点に設置する標識にあつては 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市佐須浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2656号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市沢田，流留 折立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.57′，東経141° 22.77′ の点 イ 北緯38° 25.65′，東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.73′，東経141° 22.85′ の点 エ 北緯38° 25.91′，東経141° 23.09′ の点 オ 北緯38° 25.96′，東経141° 23.04′ の点 カ 北緯38° 26.11′，東経141° 23.23′ の点 キ 北緯38° 26.09′，東経141° 23.72′ の点 ク 北緯38° 26.12′，東経141° 23.97′ の点 ケ 北緯38° 25.81′，東経141° 23.89′ の点 コ 北緯38° 25.66′，東経141° 23.42′ の点 サ 北緯38° 25.59′，東経141° 23.45′ の点 シ 北緯38° 25.58′，東経141° 23.41′ の点 ス 北緯38° 25.56′，東経141° 23.38′ の点 セ 北緯38° 25.52′，東経141° 23.19′ の点 ソ 北緯38° 25.39′，東経141° 22.91′ の点		石巻市沢田，流留， 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2657号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市流留 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.37′，東経141° 22.80′ の点 イ 北緯38° 25.37′，東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.41′，東経141° 22.79′ の点 エ 北緯38° 25.45′，東経141° 22.76′ の点 オ 北緯38° 25.52′，東経141° 22.72′ の点 カ 北緯38° 25.68′，東経141° 22.74′ の点 キ 北緯38° 25.68′，東経141° 22.75′ の点 ク 北緯38° 25.52′，東経141° 22.74′ の点 ケ 北緯38° 25.45′，東経141° 22.77′ の点 コ 北緯38° 25.41′，東経141° 22.82′ の点 サ 北緯38° 25.41′，東経141° 22.81′ の点		石巻市沢田，流留， 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2658号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市佐須浜 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.29′，東経141° 21.85′ の点 イ 北緯38° 23.15′，東経141° 21.96′ の点 ウ 北緯38° 23.13′，東経141° 21.90′ の点 エ 北緯38° 23.28′，東経141° 21.79′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市佐須浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2659号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市田代浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.34′，東経141° 25.66′ の点 イ 北緯38° 18.01′，東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 17.89′，東経141° 25.50′ の点 エ 北緯38° 18.23′，東経141° 25.31′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	石巻市田代浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2660号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市田代浜 鶴糞崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.86′，東経141° 24.68′ の点 イ 北緯38° 18.74′，東経141° 24.77′ の点 ウ 北緯38° 18.58′，東経141° 24.48′ の点 エ 北緯38° 18.70′，東経141° 24.38′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市田代浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2661号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′，東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 22.46′，東経141° 22.66′ の点 ウ 北緯38° 21.82′，東経141° 23.31′ の点 エ 北緯38° 21.56′，東経141° 23.42′ の点 オ 北緯38° 21.14′，東経141° 22.46′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	石巻市小竹浜、 佐須浜、渡波、 沢田、流留、 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2662号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.09′，東経141° 21.79′ の点 イ 北緯38° 22.64′，東経141° 22.13′ の点 ウ 北緯38° 22.75′，東経141° 22.38′ の点 エ 北緯38° 22.50′，東経141° 22.67′ の点 オ 北緯38° 22.00′，東経141° 21.58′ の点 カ 北緯38° 22.44′，東経141° 21.40′ の点 キ 北緯38° 22.89′，東経141° 21.23′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	石巻市小竹浜、 佐須浜、渡波、 沢田、流留、 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2663号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′，東経141° 21.02′ の点 イ 北緯38° 24.19′，東経141° 21.04′ の点 ウ 北緯38° 24.08′，東経141° 21.66′ の点 エ 北緯38° 23.77′，東経141° 21.59′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2664号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′，東経141° 21.01′ の点 イ 北緯38° 23.77′，東経141° 21.59′ の点 ウ 北緯38° 23.45′，東経141° 21.51′ の点 エ 北緯38° 23.50′，東経141° 21.03′ の点 オ 北緯38° 23.71′，東経141° 21.01′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上とすること。）	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2665号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 祝田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′，東経141° 22.00′ の点 イ 北緯38° 24.61′，東経141° 21.99′ の点 ウ 北緯38° 24.61′，東経141° 22.01′ の点 エ 北緯38° 24.59′，東経141° 22.01′ の点 オ 北緯38° 24.58′，東経141° 22.02′ の点 カ 北緯38° 24.55′，東経141° 22.03′ の点 キ 北緯38° 24.54′，東経141° 22.01′ の点 ク 北緯38° 24.44′，東経141° 22.11′ の点 ケ 北緯38° 24.38′，東経141° 22.11′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2666号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.68′，東経141° 20.85′ の点 イ 北緯38° 24.57′，東経141° 21.69′ の点 ウ 北緯38° 24.18′，東経141° 21.73′ の点 エ 北緯38° 24.27′，東経141° 21.05′ の点 オ 北緯38° 24.61′，東経141° 20.85′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2667号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.99′，東経141° 20.60′ の点 イ 北緯38° 23.32′，東経141° 20.51′ の点 ウ 北緯38° 23.19′，東経141° 20.33′ の点 エ 北緯38° 23.22′，東経141° 19.85′ の点 オ 北緯38° 23.48′，東経141° 19.66′ の点 カ 北緯38° 23.94′，東経141° 19.56′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの 点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2668号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市折立 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.34′，東経141° 22.85′ の点 イ 北緯38° 25.49′，東経141° 23.19′ の点 ウ 北緯38° 25.57′，東経141° 23.49′ の点 エ 北緯38° 25.65′，東経141° 23.44′ の点 オ 北緯38° 25.79′，東経141° 23.89′ の点 カ 北緯38° 25.57′，東経141° 23.84′ の点 キ 北緯38° 25.20′，東経141° 22.80′ の点		石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2669号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.07′，東経141° 22.44′ の点 イ 北緯38° 25.10′，東経141° 22.44′ の点 ウ 北緯38° 25.15′，東経141° 22.60′ の点 エ 北緯38° 25.28′，東経141° 22.74′ の点 オ 北緯38° 25.36′，東経141° 22.79′ の点 カ 北緯38° 25.36′，東経141° 22.81′ の点 キ 北緯38° 25.31′，東経141° 22.80′ の点 ク 北緯38° 25.23′，東経141° 22.77′ の点 ケ 北緯38° 25.16′，東経141° 22.73′ の点		石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2670号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、 シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、 フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.98′ , 東経141° 22.50′ の点 イ 北緯38° 25.00′ , 東経141° 22.47′ の点 ウ 北緯38° 25.07′ , 東経141° 22.59′ の点 エ 北緯38° 25.52′ , 東経141° 23.82′ の点 オ 北緯38° 25.06′ , 東経141° 23.73′ の点 カ 北緯38° 25.07′ , 東経141° 23.98′ の点 キ 北緯38° 24.88′ , 東経141° 24.00′ の点 ク 北緯38° 24.93′ , 東経141° 23.72′ の点 ケ 北緯38° 24.90′ , 東経141° 23.69′ の点 コ 北緯38° 24.88′ , 東経141° 23.68′ の点 サ 北緯38° 24.87′ , 東経141° 23.61′ の点 シ 北緯38° 24.89′ , 東経141° 23.59′ の点 ス 北緯38° 24.89′ , 東経141° 23.53′ の点 セ 北緯38° 24.87′ , 東経141° 23.50′ の点 ソ 北緯38° 24.87′ , 東経141° 23.47′ の点 タ 北緯38° 24.89′ , 東経141° 23.47′ の点 チ 北緯38° 24.90′ , 東経141° 23.41′ の点 ツ 北緯38° 24.88′ , 東経141° 23.34′ の点 テ 北緯38° 24.89′ , 東経141° 23.31′ の点 ト 北緯38° 24.88′ , 東経141° 23.27′ の点 ナ 北緯38° 24.91′ , 東経141° 23.23′ の点 ニ 北緯38° 24.90′ , 東経141° 23.17′ の点 ヌ 北緯38° 24.94′ , 東経141° 23.14′ の点 ネ 北緯38° 24.98′ , 東経141° 23.09′ の点 ノ 北緯38° 24.99′ , 東経141° 23.06′ の点 ハ 北緯38° 24.98′ , 東経141° 22.94′ の点 ヒ 北緯38° 24.88′ , 東経141° 22.84′ の点 フ 北緯38° 24.87′ , 東経141° 22.76′ の点 ヘ 北緯38° 24.92′ , 東経141° 22.69′ の点 ホ 北緯38° 25.04′ , 東経141° 22.70′ の点 マ 北緯38° 25.05′ , 東経141° 22.57′ の点 ミ 北緯38° 25.03′ , 東経141° 22.55′ の点 ム 北緯38° 25.00′ , 東経141° 22.51′ の点		石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2671号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 のり養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.93′ , 東経141° 19.34′ の点 イ 北緯38° 23.94′ , 東経141° 19.56′ の点 ウ 北緯38° 23.48′ , 東経141° 19.65′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市(旧石巻市(旧 沢田町, 旧渡波町, 旧荻浜村を除く。) に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2672号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′ , 東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 21.14′ , 東経141° 22.46′ の点 ウ 北緯38° 21.12′ , 東経141° 22.42′ の点 エ 北緯38° 21.24′ , 東経141° 22.29′ の点 オ 北緯38° 21.59′ , 東経141° 21.92′ の点 カ 北緯38° 21.95′ , 東経141° 21.55′ の点	ウ、エ、オ及びカの点に夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3101号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 大曲地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.17′ , 東経141° 14.93′ の点 イ 北緯38° 23.68′ , 東経141° 15.17′ の点 ウ 北緯38° 22.86′ , 東経141° 12.71′ の点 エ 北緯38° 23.33′ , 東経141° 12.43′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	東松島市 大曲	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3102号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 大曲地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 23.37′ , 東経141° 14.74′ の点 イ 北緯38° 23.02′ , 東経141° 14.77′ の点 ウ 北緯38° 22.64′ , 東経141° 14.63′ の点 エ 北緯38° 22.15′ , 東経141° 14.23′ の点 オ 北緯38° 21.45′ , 東経141° 13.66′ の点 カ 北緯38° 22.75′ , 東経141° 12.80′ の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	東松島市 大曲	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3103号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 牛網, 浜市 地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.16′, 東経141° 12.35′ の点 イ 北緯38° 22.79′, 東経141° 12.60′ の点 ウ 北緯38° 21.95′, 東経141° 11.09′ の点 エ 北緯38° 22.32′, 東経141° 10.80′ の点		東松島市 牛網, 浜市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3104号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 牛網, 浜市 地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64′, 東経141° 12.69′ の点 イ 北緯38° 21.34′, 東経141° 13.56′ の点 ウ 北緯38° 20.51′, 東経141° 12.84′ の点 エ 北緯38° 21.87′, 東経141° 11.34′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。)	東松島市 牛網, 浜市, 大塚, 東名, 野蒜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3105号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, オ, アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15′, 東経141° 10.32′ の点 イ 北緯38° 21.93′, 東経141° 10.38′ の点 ウ 北緯38° 21.63′, 東経141° 9.71′ の点 エ 北緯38° 21.63′, 東経141° 9.56′ の点 オ 北緯38° 21.85′, 東経141° 9.65′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3106号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′, 東経141° 7.99′ の点 イ 北緯38° 22.54′, 東経141° 7.82′ の点 ウ 北緯38° 22.58′, 東経141° 7.88′ の点 エ 北緯38° 22.27′, 東経141° 8.05′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3107号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.47′, 東経141° 7.55′ の点 イ 北緯38° 22.47′, 東経141° 7.67′ の点 ウ 北緯38° 22.47′, 東経141° 7.70′ の点 エ 北緯38° 22.47′, 東経141° 7.79′ の点 オ 北緯38° 22.33′, 東経141° 7.84′ の点 カ 北緯38° 22.17′, 東経141° 7.83′ の点 キ 北緯38° 22.06′, 東経141° 7.49′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3108号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, オ, カ, アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.58′, 東経141° 7.88′ の点 イ 北緯38° 21.62′, 東経141° 7.65′ の点 ウ 北緯38° 21.74′, 東経141° 7.50′ の点 エ 北緯38° 21.97′, 東経141° 7.53′ の点 オ 北緯38° 22.10′, 東経141° 7.87′ の点 カ 北緯38° 21.63′, 東経141° 7.82′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3109号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.47′, 東経141° 7.91′ の点 イ 北緯38° 21.52′, 東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.58′, 東経141° 7.48′ の点 エ 北緯38° 21.52′, 東経141° 7.92′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3110号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア, イ, ウ, エ, オ, カ, アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.46′, 東経141° 7.96′ の点 イ 北緯38° 21.49′, 東経141° 7.97′ の点 ウ 北緯38° 21.50′, 東経141° 8.11′ の点 エ 北緯38° 21.46′, 東経141° 8.41′ の点 オ 北緯38° 21.43′, 東経141° 8.38′ の点 カ 北緯38° 21.41′, 東経141° 8.23′ の点		東松島市 野蒜, 大塚, 東名, 浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3111号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 州崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.53′，東経141° 8.29′ の点 イ 北緯38° 21.58′，東経141° 8.31′ の点 ウ 北緯38° 21.55′，東経141° 8.59′ の点 エ 北緯38° 21.51′，東経141° 8.89′ の点 オ 北緯38° 21.47′，東経141° 8.88′ の点 カ 北緯38° 21.49′，東経141° 8.57′ の点		東松島市 野蒜，大塚， 東名，浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3112号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.65′，東経141° 10.61′ の点 イ 北緯38° 21.65′，東経141° 11.14′ の点 ウ 北緯38° 21.75′，東経141° 11.30′ の点 エ 北緯38° 21.41′，東経141° 11.65′ の点 オ 北緯38° 20.88′，東経141° 10.88′ の点 カ 北緯38° 21.15′，東経141° 10.61′ の点 キ 北緯38° 21.07′，東経141° 10.48′ の点 ク 北緯38° 21.26′，東経141° 10.18′ の点	ア、ウ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3113号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.35′，東経141° 11.71′ の点 イ 北緯38° 20.40′，東経141° 12.75′ の点 ウ 北緯38° 19.73′，東経141° 12.16′ の点 エ 北緯38° 20.82′，東経141° 10.95′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、ウの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3114号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸二本 松鼻地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.92′，東経141° 10.45′ の点 イ 北緯38° 21.68′，東経141° 10.51′ の点 ウ 北緯38° 21.30′，東経141° 10.11′ の点 エ 北緯38° 21.26′，東経141° 9.97′ の点 オ 北緯38° 21.34′，東経141° 9.90′ の点 カ 北緯38° 21.35′，東経141° 9.77′ の点 キ 北緯38° 21.27′，東経141° 9.75′ の点 ク 北緯38° 21.24′，東経141° 9.62′ の点 ケ 北緯38° 21.51′，東経141° 9.61′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3115号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.38′，東経141° 8.92′ の点 イ 北緯38° 21.42′，東経141° 8.89′ の点 ウ 北緯38° 21.43′，東経141° 8.90′ の点 エ 北緯38° 21.39′，東経141° 8.95′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3116号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸岩山鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.11′，東経141° 9.60′ の点 イ 北緯38° 21.04′，東経141° 9.52′ の点 ウ 北緯38° 21.06′，東経141° 9.49′ の点 エ 北緯38° 21.13′，東経141° 9.57′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3117号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93′，東経141° 9.53′ の点 イ 北緯38° 20.81′，東経141° 9.56′ の点 ウ 北緯38° 20.87′，東経141° 9.47′ の点 エ 北緯38° 20.95′，東経141° 9.44′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3118号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸下松 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.13′，東経141° 9.90′ の点 イ 北緯38° 21.05′，東経141° 9.90′ の点 ウ 北緯38° 21.06′，東経141° 9.82′ の点 エ 北緯38° 21.13′，東経141° 9.82′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3119号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′，東経141° 10.06′ の点 イ 北緯38° 21.19′，東経141° 10.11′ の点 ウ 北緯38° 21.08′，東経141° 10.14′ の点 エ 北緯38° 21.07′，東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 21.14′，東経141° 9.97′ の点 カ 北緯38° 21.19′，東経141° 10.01′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3120号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84′，東経141° 10.12′ の点 イ 北緯38° 20.80′，東経141° 10.08′ の点 ウ 北緯38° 20.83′，東経141° 9.96′ の点 エ 北緯38° 20.87′，東経141° 9.97′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3121号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′，東経141° 10.03′ の点 イ 北緯38° 20.76′，東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 20.72′，東経141° 9.92′ の点 エ 北緯38° 20.74′，東経141° 9.89′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3122号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 父島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.72′，東経141° 10.17′ の点 イ 北緯38° 20.63′，東経141° 10.06′ の点 ウ 北緯38° 20.66′，東経141° 10.02′ の点 エ 北緯38° 20.75′，東経141° 10.13′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3123号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′，東経141° 10.25′ の点 イ 北緯38° 20.72′，東経141° 10.27′ の点 ウ 北緯38° 20.70′，東経141° 10.21′ の点 エ 北緯38° 20.82′，東経141° 10.20′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3124号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′，東経141° 10.59′ の点 イ 北緯38° 20.46′，東経141° 10.47′ の点 ウ 北緯38° 20.77′，東経141° 10.36′ の点 エ 北緯38° 20.81′，東経141° 10.45′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3125号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸男島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.71′，東経141° 10.83′ の点 イ 北緯38° 19.63′，東経141° 12.06′ の点 ウ 北緯38° 19.17′，東経141° 11.66′ の点 エ 北緯38° 19.15′，東経141° 11.30′ の点 オ 北緯38° 19.57′，東経141° 10.79′ の点 カ 北緯38° 19.63′，東経141° 10.67′ の点 キ 北緯38° 19.88′，東経141° 10.09′ の点	1 イ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。) 2 ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上、エの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3126号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.30′，東経141° 10.91′ の点 イ 北緯38° 19.26′，東経141° 10.88′ の点 ウ 北緯38° 19.34′，東経141° 10.65′ の点 エ 北緯38° 19.39′，東経141° 10.68′ の点		東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3127号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.13′，東経141° 11.05′ の点 イ 北緯38° 19.09′，東経141° 10.68′ の点 ウ 北緯38° 19.13′，東経141° 10.67′ の点 エ 北緯38° 19.14′，東経141° 10.74′ の点 オ 北緯38° 19.24′，東経141° 10.80′ の点 カ 北緯38° 19.28′，東経141° 11.01′ の点	1 アの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。） 2 イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3128号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.02′，東経141° 11.02′ の点 イ 北緯38° 18.90′，東経141° 11.10′ の点 ウ 北緯38° 18.83′，東経141° 10.90′ の点 エ 北緯38° 19.01′，東経141° 10.70′ の点	1 アの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。） 2 エの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3129号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01′，東経141° 11.53′ の点 イ 北緯38° 18.68′，東経141° 11.24′ の点 ウ 北緯38° 18.52′，東経141° 10.91′ の点 エ 北緯38° 18.76′，東経141° 10.81′ の点 オ 北緯38° 18.83′，東経141° 11.18′ の点 カ 北緯38° 19.01′，東経141° 11.34′ の点	1 アの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。（光達距離4キロメートル以上とすること。） 2 ウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3130号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.10′，東経141° 10.56′ の点 イ 北緯38° 19.07′，東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 19.50′，東経141° 9.84′ の点 エ 北緯38° 19.51′，東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 19.36′，東経141° 10.11′ の点 カ 北緯38° 19.33′，東経141° 10.45′ の点 キ 北緯38° 19.22′，東経141° 10.46′ の点 ク 北緯38° 19.22′，東経141° 10.54′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3131号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.00′，東経141° 10.57′ の点 イ 北緯38° 18.46′，東経141° 10.78′ の点 ウ 北緯38° 18.25′，東経141° 10.35′ の点 エ 北緯38° 18.96′，東経141° 10.06′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（ア、イ及びエの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上、ウの点に設置する標識にあっては光達距離4キロメートル以上とすること。）	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3132号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.06′，東経141° 9.95′ の点 イ 北緯38° 19.02′，東経141° 9.77′ の点 ウ 北緯38° 19.38′，東経141° 9.50′ の点 エ 北緯38° 19.50′，東経141° 9.77′ の点	1 アの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。） 2 イの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3133号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.93′，東経141° 9.59′ の点 イ 北緯38° 18.79′，東経141° 9.68′ の点 ウ 北緯38° 18.80′，東経141° 9.89′ の点 エ 北緯38° 18.93′，東経141° 9.81′ の点 オ 北緯38° 18.97′，東経141° 9.98′ の点 カ 北緯38° 18.23′，東経141° 10.28′ の点 キ 北緯38° 18.15′，東経141° 9.76′ の点 ク 北緯38° 18.44′，東経141° 9.16′ の点 ケ 北緯38° 18.65′，東経141° 8.97′ の点 コ 北緯38° 18.71′，東経141° 8.77′ の点 サ 北緯38° 18.73′，東経141° 8.53′ の点 シ 北緯38° 18.77′，東経141° 8.27′ の点 ス 北緯38° 18.95′，東経141° 8.24′ の点	1 ア、エ及びスの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。） 2 オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びシの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（オの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上、カ、キ、ク、ケ、コ及びシの点に設置する標識にあっては光達距離4キロメートル以上とすること。）	東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3134号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.31′，東経141° 9.41′ の点 イ 北緯38° 19.28′，東経141° 9.44′ の点 ウ 北緯38° 19.25′，東経141° 9.35′ の点 エ 北緯38° 19.28′，東経141° 9.32′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3135号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.70′，東経141° 8.82′ の点 イ 北緯38° 19.31′，東経141° 9.11′ の点 ウ 北緯38° 19.06′，東経141° 9.19′ の点 エ 北緯38° 19.06′，東経141° 9.33′ の点 オ 北緯38° 19.03′，東経141° 9.33′ の点 カ 北緯38° 19.03′，東経141° 9.20′ の点 キ 北緯38° 19.04′，東経141° 8.50′ の点 ク 北緯38° 19.29′，東経141° 8.44′ の点 ケ 北緯38° 19.49′，東経141° 8.88′ の点 コ 北緯38° 19.69′，東経141° 8.77′ の点	1 オの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。) 2 キの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3136号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.87′，東経141° 8.69′ の点 イ 北緯38° 19.75′，東経141° 8.73′ の点 ウ 北緯38° 19.71′，東経141° 8.64′ の点 エ 北緯38° 19.81′，東経141° 8.56′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3137号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.95′，東経141° 7.99′ の点 イ 北緯38° 19.96′，東経141° 8.07′ の点 ウ 北緯38° 19.67′，東経141° 8.15′ の点 エ 北緯38° 19.71′，東経141° 8.26′ の点 オ 北緯38° 19.62′，東経141° 8.32′ の点 カ 北緯38° 19.54′，東経141° 8.18′ の点 キ 北緯38° 19.03′，東経141° 8.32′ の点 ク 北緯38° 19.03′，東経141° 8.22′ の点	クの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3138号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′，東経141° 7.92′ の点 イ 北緯38° 20.26′，東経141° 7.89′ の点 ウ 北緯38° 20.26′，東経141° 7.92′ の点 エ 北緯38° 20.17′，東経141° 7.96′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3139号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.46′，東経141° 7.96′ の点 イ 北緯38° 20.36′，東経141° 7.92′ の点 ウ 北緯38° 20.36′，東経141° 7.89′ の点 エ 北緯38° 20.46′，東経141° 7.94′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3140号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.59′，東経141° 8.01′ の点 イ 北緯38° 20.58′，東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 20.46′，東経141° 8.00′ の点 エ 北緯38° 20.47′，東経141° 7.97′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3141号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′，東経141° 8.02′ の点 イ 北緯38° 20.57′，東経141° 8.19′ の点 ウ 北緯38° 20.54′，東経141° 8.14′ の点 エ 北緯38° 20.68′，東経141° 8.05′ の点		東松島市 里浜，月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3142号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84' , 東経141° 8.25' の点 イ 北緯38° 20.69' , 東経141° 8.35' の点 ウ 北緯38° 20.69' , 東経141° 8.26' の点 エ 北緯38° 20.84' , 東経141° 8.17' の点		東松島市 里浜, 月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3143号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18' , 東経141° 8.17' の点 イ 北緯38° 21.29' , 東経141° 8.32' の点 ウ 北緯38° 21.25' , 東経141° 8.39' の点 エ 北緯38° 21.17' , 東経141° 8.40' の点 オ 北緯38° 20.77' , 東経141° 8.58' の点 カ 北緯38° 20.70' , 東経141° 8.45' の点 キ 北緯38° 21.05' , 東経141° 8.22' の点 ク 北緯38° 21.14' , 東経141° 8.23' の点		東松島市 里浜, 月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3144号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32' , 東経141° 8.35' の点 イ 北緯38° 21.39' , 東経141° 8.45' の点 ウ 北緯38° 21.42' , 東経141° 8.76' の点 エ 北緯38° 21.33' , 東経141° 8.70' の点		東松島市 里浜, 月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3145号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37' , 東経141° 8.86' の点 イ 北緯38° 21.42' , 東経141° 8.82' の点 ウ 北緯38° 21.43' , 東経141° 8.85' の点 エ 北緯38° 21.39' , 東経141° 8.89' の点		東松島市 里浜, 月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3146号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.99' , 東経141° 8.06' の点 イ 北緯38° 21.01' , 東経141° 8.03' の点 ウ 北緯38° 21.17' , 東経141° 8.05' の点 エ 北緯38° 21.10' , 東経141° 8.18' の点		東松島市 里浜, 月浜, 大浜, 室浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3147号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸室浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.40' , 東経141° 12.75' の点 イ 北緯38° 20.29' , 東経141° 12.86' の点 ウ 北緯38° 19.58' , 東経141° 12.31' の点 エ 北緯38° 19.73' , 東経141° 12.16' の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離2キロメートル以上, ウの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上とする こと。)	東松島市 室浜, 大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3148号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸男島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63' , 東経141° 12.06' の点 イ 北緯38° 19.48' , 東経141° 12.22' の点 ウ 北緯38° 19.18' , 東経141° 11.92' の点 エ 北緯38° 19.17' , 東経141° 11.66' の点	1 イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。) 2 ウの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。)	東松島市 室浜, 大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3149号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01' , 東経141° 11.53' の点 イ 北緯38° 18.91' , 東経141° 11.66' の点 ウ 北緯38° 18.56' , 東経141° 11.32' の点 エ 北緯38° 18.35' , 東経141° 10.97' の点 オ 北緯38° 18.52' , 東経141° 10.91' の点 カ 北緯38° 18.68' , 東経141° 11.24' の点	1 イの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。) 2 ウ及びエの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (ウの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上, エの点 に設置する標識にあっては光達距 離 2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜, 大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3150号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.46′，東経141° 10.78′ の点 イ 北緯38° 18.27′，東経141° 10.85′ の点 ウ 北緯38° 18.25′，東経141° 10.35′ の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜，大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3201号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65′，東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 20.95′，東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 20.99′，東経141° 3.82′ の点 エ 北緯38° 20.97′，東経141° 4.14′ の点 オ 北緯38° 21.20′，東経141° 4.15′ の点 カ 北緯38° 20.85′，東経141° 4.38′ の点	ア、オ及びカの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3202号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.62′，東経141° 4.38′ の点 イ 北緯38° 20.85′，東経141° 4.46′ の点 ウ 北緯38° 21.30′，東経141° 4.19′ の点 エ 北緯38° 21.57′，東経141° 4.35′ の点 オ 北緯38° 20.90′，東経141° 4.82′ の点 カ 北緯38° 20.76′，東経141° 4.58′ の点	1 ア、イ及びウの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。) 2 エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3203号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 焼島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.67′，東経141° 4.40′ の点 イ 北緯38° 21.71′，東経141° 4.73′ の点 ウ 北緯38° 20.95′，東経141° 4.90′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3204号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.02′，東経141° 4.96′ の点 イ 北緯38° 21.72′，東経141° 4.79′ の点 ウ 北緯38° 21.81′，東経141° 5.44′ の点 エ 北緯38° 21.48′，東経141° 5.30′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3205号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18′，東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 22.42′，東経141° 4.41′ の点 ウ 北緯38° 22.55′，東経141° 4.56′ の点 エ 北緯38° 22.48′，東経141° 4.85′ の点 オ 北緯38° 22.52′，東経141° 4.93′ の点 カ 北緯38° 22.01′，東経141° 5.49′ の点 キ 北緯38° 21.91′，東経141° 5.47′ の点 ク 北緯38° 21.88′，東経141° 5.36′ の点 ケ 北緯38° 21.94′，東経141° 5.24′ の点 コ 北緯38° 21.93′，東経141° 5.09′ の点 サ 北緯38° 21.96′，東経141° 4.92′ の点 シ 北緯38° 22.03′，東経141° 4.90′ の点 ス 北緯38° 22.02′，東経141° 4.68′ の点 セ 北緯38° 22.10′，東経141° 4.54′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3206号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 10月31日まで	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15′，東経141° 4.15′ の点 イ 北緯38° 22.20′，東経141° 4.25′ の点 ウ 北緯38° 22.19′，東経141° 4.27′ の点 エ 北緯38° 22.22′，東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 21.98′，東経141° 4.65′ の点 カ 北緯38° 21.94′，東経141° 4.54′ の点 キ 北緯38° 22.04′，東経141° 4.45′ の点 ク 北緯38° 22.11′，東経141° 4.32′ の点 ケ 北緯38° 22.13′，東経141° 4.17′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3207号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 10月31日まで	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′，東経141° 4.32′ の点 イ 北緯38° 22.28′，東経141° 4.36′ の点 ウ 北緯38° 22.16′，東経141° 4.50′ の点 エ 北緯38° 22.14′，東経141° 4.48′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3208号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.49′，東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 22.56′，東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 22.72′，東経141° 5.33′ の点 エ 北緯38° 22.65′，東経141° 5.41′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3209号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.82′，東経141° 5.57′ の点 イ 北緯38° 21.99′，東経141° 5.62′ の点 ウ 北緯38° 22.41′，東経141° 5.17′ の点 エ 北緯38° 22.61′，東経141° 5.54′ の点 オ 北緯38° 22.35′，東経141° 5.96′ の点 カ 北緯38° 22.10′，東経141° 6.22′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3210号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.77′，東経141° 5.54′ の点 イ 北緯38° 21.97′，東経141° 6.01′ の点 ウ 北緯38° 21.74′，東経141° 5.92′ の点 エ 北緯38° 21.53′，東経141° 5.81′ の点 オ 北緯38° 21.23′，東経141° 5.58′ の点 カ 北緯38° 21.00′，東経141° 5.08′ の点 キ 北緯38° 21.61′，東経141° 5.49′ の点	ア、オ及びカの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3211号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.83′，東経141° 4.98′ の点 イ 北緯38° 20.85′，東経141° 4.98′ の点 ウ 北緯38° 21.07′，東経141° 5.49′ の点 エ 北緯38° 21.02′，東経141° 5.47′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3212号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.06′，東経141° 5.61′ の点 イ 北緯38° 21.11′，東経141° 5.64′ の点 ウ 北緯38° 21.44′，東経141° 6.35′ の点 エ 北緯38° 21.77′，東経141° 7.07′ の点 オ 北緯38° 21.66′，東経141° 7.18′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3213号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.30′，東経141° 5.76′ の点 イ 北緯38° 21.59′，東経141° 5.93′ の点 ウ 北緯38° 22.00′，東経141° 6.13′ の点 エ 北緯38° 22.06′，東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 21.69′，東経141° 6.64′ の点	ア及びオの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3214号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64′，東経141° 7.09′ の点 イ 北緯38° 22.26′，東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.89′，東経141° 7.03′ の点 エ 北緯38° 21.71′，東経141° 6.67′ の点 オ 北緯38° 22.03′，東経141° 6.34′ の点 カ 北緯38° 22.11′，東経141° 6.47′ の点 キ 北緯38° 21.99′，東経141° 6.60′ の点 ク 北緯38° 22.38′，東経141° 6.96′ の点 ケ 北緯38° 22.37′，東経141° 7.09′ の点 コ 北緯38° 22.41′，東経141° 7.13′ の点 サ 北緯38° 22.67′，東経141° 6.96′ の点 シ 北緯38° 22.82′，東経141° 6.59′ の点 ス 北緯38° 22.94′，東経141° 6.61′ の点	ウの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3215号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.69′，東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 21.81′，東経141° 7.16′ の点 ウ 北緯38° 21.94′，東経141° 7.45′ の点 エ 北緯38° 21.76′，東経141° 7.42′ の点	アの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とす ること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3216号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.60′，東経141° 7.42′ の点 イ 北緯38° 22.39′，東経141° 7.37′ の点 ウ 北緯38° 22.37′，東経141° 7.47′ の点 エ 北緯38° 22.03′，東経141° 7.38′ の点 オ 北緯38° 21.91′，東経141° 7.09′ の点 カ 北緯38° 22.25′，東経141° 7.26′ の点 キ 北緯38° 22.66′，東経141° 7.13′ の点 ク 北緯38° 22.92′，東経141° 6.66′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3217号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27′，東経141° 6.57′ の点 イ 北緯38° 22.42′，東経141° 6.43′ の点 ウ 北緯38° 22.56′，東経141° 6.66′ の点 エ 北緯38° 22.41′，東経141° 6.80′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3218号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32′，東経141° 3.90′ の点 イ 北緯38° 21.31′，東経141° 3.88′ の点 ウ 北緯38° 21.33′，東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 21.39′，東経141° 3.76′ の点 オ 北緯38° 21.43′，東経141° 3.83′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3219号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18′，東経141° 3.98′ の点 イ 北緯38° 21.17′，東経141° 3.94′ の点 ウ 北緯38° 21.26′，東経141° 3.88′ の点 エ 北緯38° 21.27′，東経141° 3.92′ の点		松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3301号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′，東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 20.90′，東経141° 3.61′ の点 ウ 北緯38° 20.95′，東経141° 3.65′ の点 エ 北緯38° 20.87′，東経141° 3.81′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3302号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 在城島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.47′，東経141° 4.26′ の点 イ 北緯38° 20.71′，東経141° 3.81′ の点 ウ 北緯38° 20.82′，東経141° 3.93′ の点 エ 北緯38° 20.64′，東経141° 4.28′ の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とす ること。)	塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3303号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′，東経141° 3.24′ の点 イ 北緯38° 20.64′，東経141° 3.22′ の点 ウ 北緯38° 20.67′，東経141° 3.37′ の点 エ 北緯38° 20.72′，東経141° 3.37′ の点 オ 北緯38° 20.77′，東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 20.67′，東経141° 3.74′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3304号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 庵島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55′，東経141° 2.99′ の点 イ 北緯38° 20.61′，東経141° 2.98′ の点 ウ 北緯38° 20.61′，東経141° 3.17′ の点 エ 北緯38° 20.56′，東経141° 3.17′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3305号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′，東経141° 2.75′ の点 イ 北緯38° 20.73′，東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 20.79′，東経141° 2.79′ の点 エ 北緯38° 20.72′，東経141° 2.93′ の点 オ 北緯38° 20.58′，東経141° 2.92′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3306号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′，東経141° 2.64′ の点 イ 北緯38° 20.88′，東経141° 2.59′ の点 ウ 北緯38° 20.90′，東経141° 2.64′ の点 エ 北緯38° 20.81′，東経141° 2.73′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3307号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′，東経141° 2.36′ の点 イ 北緯38° 20.56′，東経141° 2.29′ の点 ウ 北緯38° 20.74′，東経141° 2.61′ の点 エ 北緯38° 20.65′，東経141° 2.67′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3308号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′，東経141° 2.69′ の点 イ 北緯38° 20.51′，東経141° 2.66′ の点 ウ 北緯38° 20.58′，東経141° 2.74′ の点 エ 北緯38° 20.55′，東経141° 2.78′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3309号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.42′，東経141° 2.73′ の点 イ 北緯38° 20.48′，東経141° 2.71′ の点 ウ 北緯38° 20.52′，東経141° 2.77′ の点 エ 北緯38° 20.53′，東経141° 2.90′ の点 オ 北緯38° 20.45′，東経141° 2.92′ の点 カ 北緯38° 20.47′，東経141° 2.85′ の点 キ 北緯38° 20.44′，東経141° 2.83′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3310号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33′，東経141° 2.88′ の点 イ 北緯38° 20.33′，東経141° 2.85′ の点 ウ 北緯38° 20.37′，東経141° 2.84′ の点 エ 北緯38° 20.44′，東経141° 2.95′ の点 オ 北緯38° 20.41′，東経141° 2.98′ の点 カ 北緯38° 20.37′，東経141° 2.88′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3311号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.37′，東経141° 3.09′ の点 イ 北緯38° 20.53′，東経141° 2.94′ の点 ウ 北緯38° 20.53′，東経141° 3.29′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3312号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市内裡島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23′，東経141° 3.15′ の点 イ 北緯38° 20.30′，東経141° 3.13′ の点 ウ 北緯38° 20.33′，東経141° 3.10′ の点 エ 北緯38° 20.39′，東経141° 3.17′ の点 オ 北緯38° 20.32′，東経141° 3.26′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′，東経141° 3.33′ の点 イ 北緯38° 20.41′，東経141° 3.19′ の点 ウ 北緯38° 20.51′，東経141° 3.33′ の点 エ 北緯38° 20.52′，東経141° 3.36′ の点 オ 北緯38° 20.42′，東経141° 3.44′ の点 カ 北緯38° 20.33′，東経141° 3.47′ の点 キ 北緯38° 20.35′，東経141° 3.37′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.37′，東経141° 3.52′ の点 イ 北緯38° 20.54′，東経141° 3.43′ の点 ウ 北緯38° 20.57′，東経141° 3.55′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.15′，東経141° 3.34′ の点 イ 北緯38° 20.23′，東経141° 3.32′ の点 ウ 北緯38° 20.30′，東経141° 3.39′ の点 エ 北緯38° 20.27′，東経141° 3.45′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3316号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市杉の入 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.00′，東経141° 3.21′ の点 イ 北緯38° 20.01′，東経141° 3.19′ の点 ウ 北緯38° 20.08′，東経141° 3.11′ の点 エ 北緯38° 20.11′，東経141° 3.15′ の点 オ 北緯38° 20.06′，東経141° 3.25′ の点 カ 北緯38° 20.09′，東経141° 3.28′ の点 キ 北緯38° 20.08′，東経141° 3.30′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3317号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市新浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.41′，東経141° 3.18′ の点 イ 北緯38° 19.41′，東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.52′，東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.80′，東経141° 3.20′ の点 オ 北緯38° 19.86′，東経141° 3.23′ の点 カ 北緯38° 19.91′，東経141° 3.17′ の点 キ 北緯38° 19.94′，東経141° 3.19′ の点 ク 北緯38° 19.87′，東経141° 3.23′ の点 ケ 北緯38° 19.83′，東経141° 3.25′ の点 コ 北緯38° 19.76′，東経141° 3.26′ の点 サ 北緯38° 19.60′，東経141° 3.23′ の点 シ 北緯38° 19.47′，東経141° 3.24′ の点	ア、イ及びシの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3318号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.85′，東経141° 3.31′ の点 イ 北緯38° 19.91′，東経141° 3.28′ の点 ウ 北緯38° 19.96′，東経141° 3.26′ の点 エ 北緯38° 19.98′，東経141° 3.23′ の点 オ 北緯38° 20.29′，東経141° 3.48′ の点 カ 北緯38° 20.20′，東経141° 3.49′ の点 キ 北緯38° 20.10′，東経141° 3.46′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。)， 利府町， 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3319号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′，東経141° 4.23′ の点 イ 北緯38° 20.25′，東経141° 4.05′ の点 ウ 北緯38° 20.04′，東経141° 3.84′ の点 エ 北緯38° 19.72′，東経141° 3.53′ の点 オ 北緯38° 19.68′，東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 19.41′，東経141° 3.44′ の点 キ 北緯38° 19.40′，東経141° 3.36′ の点 ク 北緯38° 19.48′，東経141° 3.29′ の点 ケ 北緯38° 19.53′，東経141° 3.29′ の点 コ 北緯38° 19.60′，東経141° 3.29′ の点 サ 北緯38° 19.69′，東経141° 3.30′ の点 シ 北緯38° 19.76′，東経141° 3.33′ の点 ス 北緯38° 19.93′，東経141° 3.43′ の点 セ 北緯38° 20.08′，東経141° 3.52′ の点 ソ 北緯38° 20.19′，東経141° 3.56′ の点 タ 北緯38° 20.26′，東経141° 3.56′ の点 チ 北緯38° 20.34′，東経141° 3.53′ の点 ツ 北緯38° 20.61′，東経141° 3.58′ の点 テ 北緯38° 20.58′，東経141° 3.83′ の点 ト 北緯38° 20.48′，東経141° 4.04′ の点 ナ 北緯38° 20.30′，東経141° 4.25′ の点	1 ア及びナの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。) 2 キ、テ及びトの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3320号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市牛生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.04′，東経141° 2.91′ の点 イ 北緯38° 19.19′，東経141° 3.00′ の点 ウ 北緯38° 19.21′，東経141° 3.19′ の点		塩釜市 (浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3321号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 馬背島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの 順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65′，東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 20.67′，東経141° 6.55′ の点 ウ 北緯38° 20.75′，東経141° 6.41′ の点 エ 北緯38° 21.15′，東経141° 6.05′ の点 オ 北緯38° 21.49′，東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 21.40′，東経141° 7.07′ の点 キ 北緯38° 21.29′，東経141° 6.83′ の点 ク 北緯38° 21.22′，東経141° 6.87′ の点 ケ 北緯38° 21.05′，東経141° 6.47′ の点 コ 北緯38° 20.73′，東経141° 6.58′ の点 サ 北緯38° 20.72′，東経141° 6.69′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3322号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92′，東経141° 7.03′ の点 イ 北緯38° 21.11′，東経141° 7.04′ の点 ウ 北緯38° 21.11′，東経141° 7.10′ の点 エ 北緯38° 20.92′，東経141° 7.07′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3323号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′，東経141° 7.28′ の点 イ 北緯38° 21.15′，東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.16′，東経141° 7.26′ の点 エ 北緯38° 21.01′，東経141° 7.32′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3324号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.15′，東経141° 7.04′ の点 イ 北緯38° 21.18′，東経141° 7.01′ の点 ウ 北緯38° 21.27′，東経141° 7.17′ の点 エ 北緯38° 21.25′，東経141° 7.20′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3325号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 大森島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′，東経141° 6.65′ の点 イ 北緯38° 21.00′，東経141° 6.59′ の点 ウ 北緯38° 21.12′，東経141° 6.76′ の点 エ 北緯38° 21.08′，東経141° 6.81′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3326号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.27′，東経141° 7.21′ の点 イ 北緯38° 21.41′，東経141° 7.12′ の点 ウ 北緯38° 21.50′，東経141° 7.05′ の点 エ 北緯38° 21.58′，東経141° 7.27′ の点 オ 北緯38° 21.40′，東経141° 7.46′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3327号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.23′，東経141° 7.50′ の点 イ 北緯38° 21.39′，東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.42′，東経141° 7.55′ の点 エ 北緯38° 21.25′，東経141° 7.56′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3328号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 20.96′，東経141° 7.54′ の点 イ 北緯38° 21.21′，東経141° 7.64′ の点 ウ 北緯38° 21.43′，東経141° 7.63′ の点 エ 北緯38° 21.42′，東経141° 7.72′ の点 オ 北緯38° 21.23′，東経141° 7.71′ の点 カ 北緯38° 20.97′，東経141° 7.61′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3329号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′，東経141° 7.70′ の点 イ 北緯38° 21.19′，東経141° 7.78′ の点 ウ 北緯38° 21.41′，東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 21.38′，東経141° 7.97′ の点 オ 北緯38° 21.20′，東経141° 7.97′ の点 カ 北緯38° 20.98′，東経141° 7.86′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3330号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′，東経141° 8.05′ の点 イ 北緯38° 21.37′，東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 21.34′，東経141° 8.22′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3331号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′，東経141° 7.38′ の点 イ 北緯38° 20.94′，東経141° 7.51′ の点 ウ 北緯38° 20.94′，東経141° 7.58′ の点 エ 北緯38° 20.75′，東経141° 7.44′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3332号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.66′，東経141° 6.74′ の点 イ 北緯38° 20.69′，東経141° 6.74′ の点 ウ 北緯38° 20.87′，東経141° 7.32′ の点 エ 北緯38° 20.83′，東経141° 7.36′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3333号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 19.97′，東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′，東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 20.08′，東経141° 6.89′ の点 エ 北緯38° 20.09′，東経141° 6.92′ の点 オ 北緯38° 19.98′，東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 19.95′，東経141° 6.96′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3334号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93′，東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 19.85′，東経141° 7.00′ の点 ウ 北緯38° 19.70′，東経141° 7.14′ の点 エ 北緯38° 19.65′，東経141° 7.26′ の点 オ 北緯38° 19.28′，東経141° 7.01′ の点 カ 北緯38° 18.97′，東経141° 7.22′ の点 キ 北緯38° 18.85′，東経141° 7.12′ の点 ク 北緯38° 19.69′，東経141° 6.75′ の点	キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3335号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.45′，東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 20.47′，東経141° 7.24′ の点 ウ 北緯38° 20.72′，東経141° 7.49′ の点 エ 北緯38° 20.94′，東経141° 7.67′ の点 オ 北緯38° 20.95′，東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.81′，東経141° 7.65′ の点 キ 北緯38° 20.76′，東経141° 7.70′ の点 ク 北緯38° 20.68′，東経141° 7.62′ の点 ケ 北緯38° 20.71′，東経141° 7.56′ の点 コ 北緯38° 20.63′，東経141° 7.50′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3336号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′，東経141° 7.83′ の点 イ 北緯38° 20.95′，東経141° 7.94′ の点 ウ 北緯38° 20.66′，東経141° 7.96′ の点 エ 北緯38° 20.52′，東経141° 7.82′ の点 オ 北緯38° 20.57′，東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.69′，東経141° 7.89′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3337号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′，東経141° 7.87′ の点 イ 北緯38° 19.99′，東経141° 7.90′ の点 ウ 北緯38° 20.00′，東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 20.10′，東経141° 7.77′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3338号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.87′，東経141° 7.89′ の点 イ 北緯38° 19.78′，東経141° 7.91′ の点 ウ 北緯38° 19.77′，東経141° 7.82′ の点 エ 北緯38° 19.64′，東経141° 7.80′ の点 オ 北緯38° 19.56′，東経141° 7.84′ の点 カ 北緯38° 19.55′，東経141° 7.70′ の点 キ 北緯38° 19.61′，東経141° 7.71′ の点 ク 北緯38° 19.77′，東経141° 7.76′ の点 ケ 北緯38° 19.77′，東経141° 7.64′ の点 コ 北緯38° 19.87′，東経141° 7.68′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3339号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.62′，東経141° 7.29′ の点 イ 北緯38° 19.56′，東経141° 7.38′ の点 ウ 北緯38° 19.52′，東経141° 7.35′ の点 エ 北緯38° 19.57′，東経141° 7.26′ の点		塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3340号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.65′，東経141° 7.93′ の点 イ 北緯38° 18.79′，東経141° 8.06′ の点 ウ 北緯38° 18.84′，東経141° 7.38′ の点 エ 北緯38° 19.39′，東経141° 7.29′ の点 オ 北緯38° 19.48′，東経141° 7.47′ の点 カ 北緯38° 19.52′，東経141° 7.89′ の点 キ 北緯38° 19.64′，東経141° 7.87′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，寒風沢， 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3341号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.54′，東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 19.13′，東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 19.01′，東経141° 6.75′ の点 エ 北緯38° 19.24′，東経141° 6.21′ の点 オ 北緯38° 19.35′，東経141° 6.13′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア及びオの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、イ、ウ及びエの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3342号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′，東経141° 5.36′ の点 イ 北緯38° 19.90′，東経141° 5.76′ の点 ウ 北緯38° 19.82′，東経141° 5.95′ の点 エ 北緯38° 19.54′，東経141° 6.44′ の点 オ 北緯38° 19.32′，東経141° 5.80′ の点 カ 北緯38° 19.34′，東経141° 5.64′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (オの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、カの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3343号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′，東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 19.81′，東経141° 4.69′ の点 ウ 北緯38° 19.85′，東経141° 4.88′ の点 エ 北緯38° 19.75′，東経141° 4.99′ の点 オ 北緯38° 19.76′，東経141° 5.11′ の点 カ 北緯38° 19.36′，東経141° 5.43′ の点	ア、イ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、ア及びカの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3344号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.89′，東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 19.95′，東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 20.09′，東経141° 4.49′ の点 エ 北緯38° 20.17′，東経141° 4.96′ の点 オ 北緯38° 19.99′，東経141° 5.01′ の点 カ 北緯38° 19.92′，東経141° 4.93′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3345号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′，東経141° 5.14′ の点 イ 北緯38° 20.22′，東経141° 5.13′ の点 ウ 北緯38° 20.24′，東経141° 5.26′ の点 エ 北緯38° 20.18′，東経141° 5.27′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3346号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33′，東経141° 5.31′ の点 イ 北緯38° 20.78′，東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 20.95′，東経141° 5.46′ の点 エ 北緯38° 20.81′，東経141° 5.48′ の点 オ 北緯38° 20.39′，東経141° 5.81′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3347号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.24' , 東経141° 5.69' の点 イ 北緯38° 20.32' , 東経141° 5.88' の点 ウ 北緯38° 20.09' , 東経141° 6.08' の点 エ 北緯38° 20.08' , 東経141° 6.01' の点 オ 北緯38° 20.07' , 東経141° 6.00' の点 カ 北緯38° 20.14' , 東経141° 5.79' の点 キ 北緯38° 20.15' , 東経141° 5.80' の点 ク 北緯38° 20.21' , 東経141° 5.71' の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3348号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93' , 東経141° 6.29' の点 イ 北緯38° 19.99' , 東経141° 6.23' の点 ウ 北緯38° 20.01' , 東経141° 6.25' の点 エ 北緯38° 19.95' , 東経141° 6.31' の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3349号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63' , 東経141° 6.59' の点 イ 北緯38° 19.71' , 東経141° 6.44' の点 ウ 北緯38° 19.90' , 東経141° 6.34' の点	ア及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3350号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.81' , 東経141° 6.54' の点 イ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.27' の点 ウ 北緯38° 20.13' , 東経141° 6.34' の点 エ 北緯38° 19.93' , 東経141° 6.46' の点 オ 北緯38° 19.82' , 東経141° 6.56' の点	ア及びイの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3351号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.05' , 東経141° 6.65' の点 イ 北緯38° 19.97' , 東経141° 6.72' の点 ウ 北緯38° 19.92' , 東経141° 6.67' の点 エ 北緯38° 20.00' , 東経141° 6.57' の点		塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3352号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.10' , 東経141° 6.86' の点 イ 北緯38° 19.99' , 東経141° 6.74' の点 ウ 北緯38° 20.01' , 東経141° 6.72' の点 エ 北緯38° 20.06' , 東経141° 6.74' の点 オ 北緯38° 20.10' , 東経141° 6.69' の点 カ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.72' の点 キ 北緯38° 20.09' , 東経141° 6.80' の点 ク 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.84' の点		塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3353号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23' , 東経141° 6.97' の点 イ 北緯38° 20.24' , 東経141° 6.95' の点 ウ 北緯38° 20.61' , 東経141° 7.30' の点 エ 北緯38° 20.60' , 東経141° 7.33' の点		塩釜市 浦戸, 野々島, 桂島, 石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3354号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.63′，東経141° 7.32′ の点 イ 北緯38° 20.72′，東経141° 7.29′ の点 ウ 北緯38° 20.73′，東経141° 7.33′ の点 エ 北緯38° 20.64′，東経141° 7.37′ の点		塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3355号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61′，東経141° 6.77′ の点 イ 北緯38° 20.62′，東経141° 6.75′ の点 ウ 北緯38° 20.77′，東経141° 7.21′ の点 エ 北緯38° 20.73′，東経141° 7.23′ の点		塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3356号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′，東経141° 6.46′ の点 イ 北緯38° 20.44′，東経141° 6.38′ の点 ウ 北緯38° 20.47′，東経141° 6.37′ の点 エ 北緯38° 20.53′，東経141° 6.42′ の点 オ 北緯38° 20.58′，東経141° 6.61′ の点 カ 北緯38° 20.53′，東経141° 6.65′ の点		塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3357号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′，東経141° 6.18′ の点 イ 北緯38° 20.48′，東経141° 6.05′ の点 ウ 北緯38° 20.53′，東経141° 6.14′ の点 エ 北緯38° 20.35′，東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 20.30′，東経141° 6.25′ の点	ア及びオの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3358号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.34′，東経141° 6.00′ の点 イ 北緯38° 20.50′，東経141° 5.86′ の点 ウ 北緯38° 20.55′，東経141° 5.96′ の点 エ 北緯38° 20.31′，東経141° 6.14′ の点	ア、イ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3359号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55′，東経141° 5.82′ の点 イ 北緯38° 20.84′，東経141° 5.60′ の点 ウ 北緯38° 21.00′，東経141° 5.59′ の点 エ 北緯38° 21.15′，東経141° 6.02′ の点 オ 北緯38° 20.73′，東経141° 6.38′ の点 カ 北緯38° 20.67′，東経141° 6.26′ の点 キ 北緯38° 20.74′，東経141° 6.00′ の点 ク 北緯38° 20.63′，東経141° 5.99′ の点	ア、ウ、カ、キ及びクの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3360号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′，東経141° 4.45′ の点 イ 北緯38° 20.35′，東経141° 4.40′ の点 ウ 北緯38° 20.61′，東経141° 4.57′ の点 エ 北緯38° 20.64′，東経141° 4.62′ の点 オ 北緯38° 20.75′，東経141° 4.92′ の点 カ 北緯38° 20.31′，東経141° 5.21′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸，野々島， 桂島，石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3401号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.87′，東経141° 2.96′ の点 イ 北緯38° 18.95′，東経141° 2.92′ の点 ウ 北緯38° 19.02′，東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.05′，東経141° 2.98′ の点 オ 北緯38° 18.91′，東経141° 3.10′ の点 カ 北緯38° 18.84′，東経141° 3.08′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜，東宮浜， 要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3402号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.21′，東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 18.95′，東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.07′，東経141° 3.01′ の点 エ 北緯38° 19.21′，東経141° 3.23′ の点 オ 北緯38° 19.27′，東経141° 3.81′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜，東宮浜， 要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3403号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.92′，東経141° 3.16′ の点 イ 北緯38° 18.96′，東経141° 3.17′ の点 ウ 北緯38° 19.20′，東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 19.09′，東経141° 3.73′ の点 オ 北緯38° 18.88′，東経141° 3.34′ の点 カ 北緯38° 18.93′，東経141° 3.30′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜，東宮浜， 要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3404号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.85′，東経141° 3.51′ の点 イ 北緯38° 18.91′，東経141° 3.45′ の点 ウ 北緯38° 18.97′，東経141° 3.58′ の点 エ 北緯38° 18.92′，東経141° 3.60′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜，東宮浜， 要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3405号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′，東経141° 4.31′ の点 イ 北緯38° 19.48′，東経141° 4.23′ の点 ウ 北緯38° 19.50′，東経141° 4.29′ の点 エ 北緯38° 19.47′，東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 19.52′，東経141° 4.39′ の点 カ 北緯38° 19.54′，東経141° 4.38′ の点 キ 北緯38° 19.56′，東経141° 4.42′ の点 ク 北緯38° 19.47′，東経141° 4.49′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜，東宮浜， 要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3406号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′，東経141° 4.33′ の点 イ 北緯38° 19.46′，東経141° 4.51′ の点 ウ 北緯38° 19.51′，東経141° 4.47′ の点 エ 北緯38° 19.54′，東経141° 4.50′ の点 オ 北緯38° 19.52′，東経141° 4.57′ の点 カ 北緯38° 19.59′，東経141° 4.68′ の点 キ 北緯38° 19.50′，東経141° 4.75′ の点	キの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。)	七ヶ浜町 代ヶ崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3407号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.53′，東経141° 4.58′ の点 イ 北緯38° 19.64′，東経141° 4.55′ の点 ウ 北緯38° 19.67′，東経141° 4.64′ の点 エ 北緯38° 19.60′，東経141° 4.68′ の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜， 東宮浜，要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3408号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′，東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 19.73′，東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 19.65′，東経141° 3.99′ の点 エ 北緯38° 19.45′，東経141° 3.95′ の点 オ 北緯38° 19.44′，東経141° 3.81′ の点	1 アの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。) 2 オの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。)	七ヶ浜町 代ヶ崎浜， 東宮浜，要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3409号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′，東経141° 3.44′ の点 イ 北緯38° 19.68′，東経141° 3.70′ の点 ウ 北緯38° 19.72′，東経141° 3.53′ の点 エ 北緯38° 20.25′，東経141° 4.05′ の点 オ 北緯38° 20.17′，東経141° 4.23′ の点 カ 北緯38° 19.44′，東経141° 3.74′ の点	カの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離4キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 代ヶ崎浜， 東宮浜， 要害，遠山	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3410号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.54′，東経141° 4.88′ の点 イ 北緯38° 18.79′，東経141° 4.82′ の点 ウ 北緯38° 18.81′，東経141° 4.95′ の点 エ 北緯38° 18.58′，東経141° 5.02′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 吉田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3411号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.07′，東経141° 4.97′ の点 イ 北緯38° 19.04′，東経141° 5.49′ の点 ウ 北緯38° 19.02′，東経141° 5.82′ の点 エ 北緯38° 18.69′，東経141° 6.40′ の点 オ 北緯38° 18.46′，東経141° 5.25′ の点 カ 北緯38° 18.53′，東経141° 5.15′ の点	ア、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（ア、ウ及びエの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上、オ及びカの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 吉田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3412号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.58′，東経141° 6.03′ の点 イ 北緯38° 18.37′，東経141° 6.09′ の点 ウ 北緯38° 18.37′，東経141° 6.19′ の点 エ 北緯38° 18.35′，東経141° 6.30′ の点 オ 北緯38° 18.14′，東経141° 6.73′ の点 カ 北緯38° 17.45′，東経141° 6.87′ の点 キ 北緯38° 17.08′，東経141° 6.62′ の点 ク 北緯38° 17.57′，東経141° 6.00′ の点 ケ 北緯38° 17.88′，東経141° 5.64′ の点 コ 北緯38° 18.45′，東経141° 5.36′ の点	ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（ア、オ、カ及びキの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上、エ、ク、ケ及びコの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 花淵浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3413号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.70′，東経141° 5.73′ の点 イ 北緯38° 17.39′，東経141° 6.08′ の点 ウ 北緯38° 16.99′，東経141° 6.54′ の点 エ 北緯38° 15.79′，東経141° 5.66′ の点 オ 北緯38° 17.36′，東経141° 4.38′ の点 カ 北緯38° 17.59′，東経141° 4.78′ の点 キ 北緯38° 17.25′，東経141° 5.25′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（ウ、エ及びオの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上、ア及びイの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 花淵浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3414号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.28′，東経141° 4.28′ の点 イ 北緯38° 15.69′，東経141° 5.57′ の点 ウ 北緯38° 15.59′，東経141° 5.47′ の点 エ 北緯38° 16.04′，東経141° 4.86′ の点 オ 北緯38° 16.09′，東経141° 4.21′ の点 カ 北緯38° 16.41′，東経141° 3.94′ の点 キ 北緯38° 16.64′，東経141° 4.14′ の点 ク 北緯38° 16.91′，東経141° 3.90′ の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離4キロメートル以上とすること。）	七ヶ浜町 菖蒲田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3415号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.38′，東経141° 3.21′ の点 イ 北緯38° 16.60′，東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 16.78′，東経141° 3.51′ の点 エ 北緯38° 16.60′，東経141° 3.67′ の点	アの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離4キロメートル以上）	七ヶ浜町 松ヶ浜， 湊浜，遠山	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3416号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.57′，東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 14.71′，東経141° 3.90′ の点 ウ 北緯38° 14.55′，東経141° 3.87′ の点 エ 北緯38° 13.75′，東経141° 3.12′ の点 オ 北緯38° 15.39′，東経141° 2.83′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に 夜間識別可能な黄色の標識 を設置しなければならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上、 ア、ウ、エ及びオの点に設置する 標識にあっては光達距離2キロ メートル以上とすること。)	七ヶ浜町 松ヶ浜、 湊浜、遠山	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3417号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花刈浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.45′，東経141° 6.87′ の点 イ 北緯38° 17.02′，東経141° 6.94′ の点 ウ 北緯38° 16.89′，東経141° 6.85′ の点 エ 北緯38° 17.08′，東経141° 6.62′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。 (光達距離4キロメートル以上とす ること。)	七ヶ浜町 花刈浜、 吉田浜、 菖蒲田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3418号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花刈浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.99′，東経141° 6.54′ の点 イ 北緯38° 16.78′，東経141° 6.77′ の点 ウ 北緯38° 15.56′，東経141° 5.84′ の点 エ 北緯38° 15.79′，東経141° 5.66′ の点	イ及びウの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置 しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とす ること。)	七ヶ浜町 吉田浜、 花刈浜、 菖蒲田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3419号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.55′，東経141° 3.87′ の点 イ 北緯38° 14.03′，東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 13.21′，東経141° 3.21′ の点 エ 北緯38° 13.75′，東経141° 3.12′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上、 ウの点に設置する標識にあっては 2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 菖蒲田浜、 松ヶ浜、湊浜、 遠山、代ヶ崎浜、 東宮浜、要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3501号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市蒲生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.61′，東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.28′，東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 14.23′，東経141° 0.72′ の点 エ 北緯38° 14.84′，東経141° 1.15′ の点 オ 北緯38° 14.79′，東経141° 2.07′ の点 カ 北緯38° 15.04′，東経141° 2.24′ の点 キ 北緯38° 15.02′，東経141° 2.74′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの 点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければ ならない。 (イの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上、 ア、ウ、エ、オ、カ及びキの点に 設置する標識にあっては、 光達距離2キロメートル以上とす ること。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3502号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 13.96′，東経141° 0.51′ の点 イ 北緯38° 13.01′，東経141° 2.45′ の点 ウ 北緯38° 12.68′，東経141° 2.13′ の点 エ 北緯38° 13.59′，東経141° 0.26′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とす ること。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3503号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 13.33′，東経141° 0.04′ の点 イ 北緯38° 12.43′，東経141° 1.90′ の点 ウ 北緯38° 12.10′，東経141° 1.60′ の点 エ 北緯38° 12.96′，東経140° 59.79′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とす ること。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3504号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 12.70′，東経140° 59.60′ の点 イ 北緯38° 11.83′，東経141° 1.35′ の点 ウ 北緯38° 11.51′，東経141° 1.05′ の点 エ 北緯38° 12.34′，東経140° 59.34′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置 しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては 光達距離4キロメートル以上、 ア、イ及びエの点に設置する標識 にあっては光達距離2キロメートル 以上とすること。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3505号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 12.06′，東経140° 59.12′ の点 イ 北緯38° 11.25′，東経141° 0.80′ の点 ウ 北緯38° 10.76′，東経141° 0.56′ の点 エ 北緯38° 11.49′，東経140° 58.72′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3506号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市蒲生地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 13.61′，東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.06′，東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 13.28′，東経141° 2.68′ の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3601号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	仙台市井土 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 11.23′，東経140° 58.89′ の点 イ 北緯38° 10.58′，東経141° 0.46′ の点 ウ 北緯38° 9.85′，東経141° 0.08′ の点 エ 北緯38° 10.38′，東経140° 58.42′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあつては 光達距離4キロメートル以上、 ア、イ及びエの点に設置する標識に あつては光達距離2キロメートル以上 とすること。)	名取市閑上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3602号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	名取市閑上 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 9.98′，東経140° 58.37′ の点 イ 北緯38° 9.61′，東経140° 59.49′ の点 ウ 北緯38° 8.61′，東経140° 58.99′ の点 エ 北緯38° 9.02′，東経140° 57.80′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあつては 光達距離4キロメートル以上、 ア、イ及びエの点に設置する標識に あつては光達距離2キロメートル以上 とすること。)	名取市閑上	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3701号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜，岩沼市 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 5.28′，東経140° 56.45′ の点 イ 北緯38° 5.13′，東経140° 58.07′ の点 ウ 北緯38° 3.27′，東経140° 57.86′ の点 エ 北緯38° 3.39′，東経140° 56.16′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。 (イ及びウの点に設置する標識に あつては光達距離4キロメートル以上、 ア及びエの点に設置する標識に あつては光達距離2キロメートル以上 とすること。)	亘理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3702号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 吉田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.78′，東経140° 55.91′ の点 イ 北緯38° 1.71′，東経140° 57.76′ の点 ウ 北緯37° 59.96′，東経140° 57.59′ の点 エ 北緯37° 59.75′，東経140° 55.63′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (イ及びウの点に設置する標識 にあつては光達距離4キロメートル 以上、ア及びエの点に設置する 標識にあつては光達距離2キロ メートル以上とすること。)	亘理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3703号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.04′，東経140° 54.92′ の点 イ 北緯38° 1.89′，東経140° 55.03′ の点 ウ 北緯38° 1.89′，東経140° 54.95′ の点 エ 北緯38° 2.01′，東経140° 54.80′ の点		亘理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3704号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 1.85′，東経140° 55.00′ の点 イ 北緯38° 1.74′，東経140° 54.87′ の点 ウ 北緯38° 1.85′，東経140° 54.86′ の点		亘理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3705号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	巨理郡巨理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.88′ , 東経140° 54.85′ の点 イ 北緯38° 1.89′ , 東経140° 54.63′ の点 ウ 北緯38° 1.95′ , 東経140° 54.58′ の点 エ 北緯38° 2.02′ , 東経140° 54.72′ の点		巨理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3706号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	巨理郡巨理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.90′ , 東経140° 54.27′ の点 イ 北緯38° 1.93′ , 東経140° 54.27′ の点 ウ 北緯38° 1.92′ , 東経140° 54.41′ の点 エ 北緯38° 1.95′ , 東経140° 54.50′ の点 オ 北緯38° 1.89′ , 東経140° 54.54′ の点		巨理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3707号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	巨理郡巨理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.15′ , 東経140° 54.11′ の点 イ 北緯38° 2.15′ , 東経140° 54.25′ の点 ウ 北緯38° 1.99′ , 東経140° 54.25′ の点 エ 北緯38° 1.99′ , 東経140° 54.48′ の点 オ 北緯38° 1.96′ , 東経140° 54.48′ の点 カ 北緯38° 1.97′ , 東経140° 54.11′ の点		巨理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3708号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	巨理郡巨理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.12′ , 東経140° 54.53′ の点 イ 北緯38° 2.11′ , 東経140° 54.55′ の点 ウ 北緯38° 2.10′ , 東経140° 54.74′ の点 エ 北緯38° 2.00′ , 東経140° 54.53′ の点 オ 北緯38° 2.02′ , 東経140° 54.52′ の点 カ 北緯38° 2.02′ , 東経140° 54.50′ の点		巨理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3709号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	巨理郡巨理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.24′ , 東経140° 54.44′ の点 イ 北緯38° 2.22′ , 東経140° 54.62′ の点 ウ 北緯38° 2.16′ , 東経140° 54.61′ の点 エ 北緯38° 2.18′ , 東経140° 54.43′ の点 オ 北緯38° 2.20′ , 東経140° 54.44′ の点 カ 北緯38° 2.21′ , 東経140° 54.44′ の点		巨理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで